

295-57



1200501366163

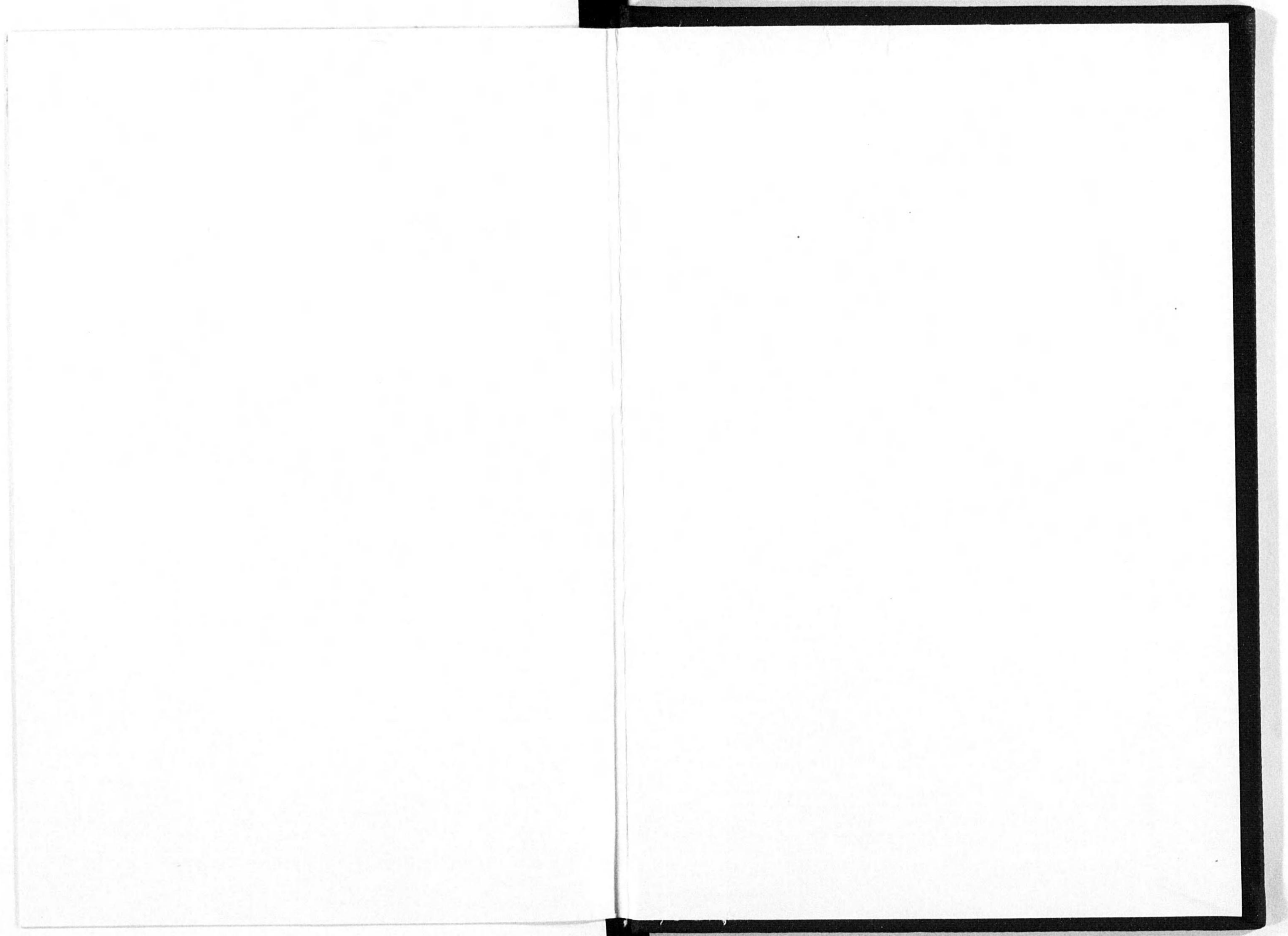
275

7



始





工 5M 96



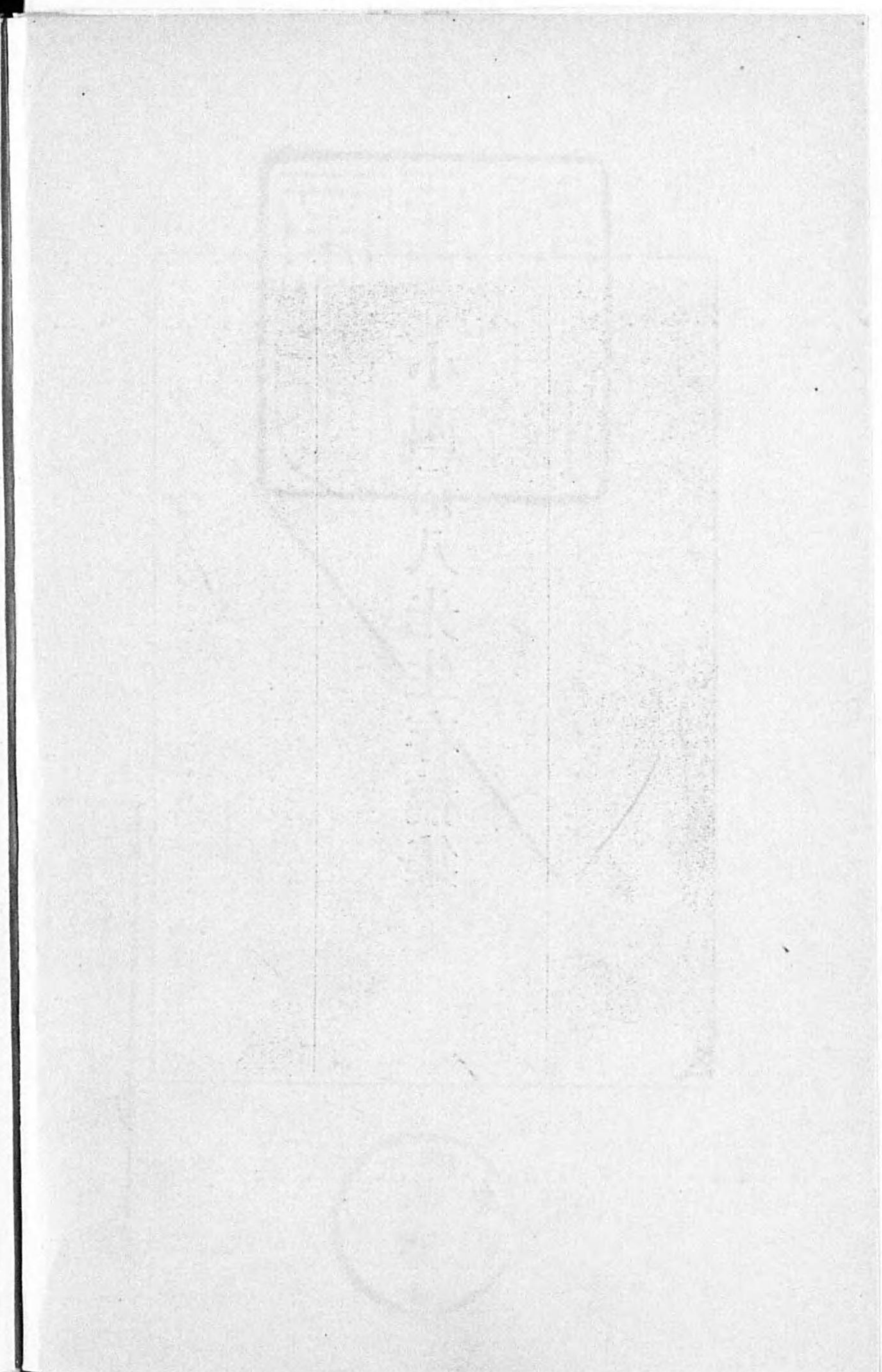
小西信八先生存稿集

發行所寄贈本





小西信八先生



295-57

序

本邦盲啞教育育ての親たる小西信八先生は、御在職四十年の間、親しく盲啞教育の實際を指導經營せらるゝ傍、屢々一般科學並に盲啞教育に關する御意見を講演に雜誌に公表せられて、以て思想上に於ても亦常に先頭に立つて居られたこと、友人門弟子等の周ねく知悉する所の如くである。然るにそれ等が年所を経るに従つて、或は忘却せられ、或は散逸して影を留めざるに至る虞の多かつたことも、亦友人門弟子等の等しく遺憾とする所であつた。

過般或機會に、門弟子十數名會合の節、當時東京盲學校及び東京聾啞學校六十年史編纂の任を負うて居られた東京盲學校前校長秋葉馬治氏が、史料蒐集の際、屢々小西先生の御意見の載せられた雜誌パンフレットを見たことを語られたのを契機に、門弟子等は忽ちこの憾を解消すべく起ち更に同志と語ひて「小西信八先生存稿刊行會」なるものを主唱した。

主唱者の眞意は、又一つには「六十年史は例によつて例の如く、唯表面の事實を年代を逐うて羅列するに過ぎまい。さりては斯教育の眞意、表面の事實の由つて生じた動因を逸する處がある。この動因を傳へるには、四十年間の育ての親たる小西先生の御意見を蒐めるに若くはない。是がやがて兩校六十年史の裏面史ともなるであらう。」といふにあつた。

乃ち趣意書を作り、之を全國の門弟子友人知人に配布したる所、賛成の聲四方に起り、忽ちにして四百餘名の發起人並に會員を得た。是に於て編輯の任を秋葉氏に委囑し、専ら先生の盲啞教育に關する論説のみを蒐めることにした。秋葉氏は人も知る如く勢力絶倫の士で、三伏の候流汗を拭ひながら圖書館に出入し、先生の舊知を訪問してパンフレットを集め雑誌を書き寫し刻苦して稿を成した。

稿成つて之を六十年史と對照して見れば、案の如く六十年史の裏面史であり、兩校發達の理想史であつた。更に喜ぶべきは、先生の御理想が御在職中着々として表面の事實と實現して以て六十年の史實をなしたと同時に、先生御退職後も亦引き續き御理想が漸次實現せられつゝあることである。兩書を読み較べる者は、恐らく、何人も先生の先見の明に襟

を正さないものはないであらう。

本會の目的が斯く首尾よく達成せられたのは、固より先生の徳の然らしむる所とは言へ尙發起人會員として主唱者の企圖に賛同せられたる大方諸賢の御好意に由ることの大なるは、更に言ふを須ひない。茲に序を以て厚く謝意を表する次第である。

昭和十年十月十六日

小西信八先生存稿刊行會長 樋口長市

小西信八先生存稿集目次

小西先生小照

東京盲啞學校を盲學校聾學校二校に分設するにつき上申……………	一
明治三十二年七月二十一日	
歐米聾啞教育の概観……………	七
明治四十年二月二十日	
聾啞教育講演會報告書……………	七
歐米聾啞技藝の發達……………	二四
明治四十年二月二十日	
第一回全國聾啞大會報告……………	二四
訓盲字工夫者ブライユ氏略傳……………	三五
明治四十一年一月四日……………	三五
ド・レペイ氏略傳……………	三九
明治四十四年七月二十五日……………	三九
一和歴萬障……………	四七
大正三年一月一日……………	四七
石川君日本訓盲字翻案廿五年祝賀式演説……………	四九
大正四年七月二十三日……………	四九

聾啞教育の先覺伊澤修二先生を痛悼す……	大正六年十二月二十五日	……	六三
殿坂の友十八號	……	……	……
自警……	大正七年七月一日發行	……	六四
聾啞界十八號	……	……	……
聾啞教育と慈善との關係……	大正八年七月十日發行	……	六六
聾啞界二十號	……	……	……
聾啞教育は慈善にあらず……	大正七年十二月二十七日發行	……	六九
聾啞界十九號	……	……	……
盲人教育と啞人教育……	大正八年七月十日發行	……	七五
聾啞界二十號	……	……	……
望蜀……	大正十二年二月二十七日發行	……	七九
聾啞界二十七號	……	……	……
聾啞治療につきて……	……	……	八二
聾啞教育法の五大別……	……	……	八九
日本盲啞教育始祖古川太四郎先生略歴……	……	……	一〇三
小西先生口述 聾啞教育法	三浦浩氏の筆記したるもの	……	……
兒童保育法	を石川先生が筆記して所藏	……	……
……	……	……	一一〇

東京盲啞學校ヲ盲學校聾學校ノ二校ニ分
設スルニツキ上申



本校生徒追々増加シ既ニ二百名ヲ越エ啞生百四十名盲生七十名ニ達シ教室寄宿舎共ニ狹隘ニ相成リ寄宿舎ノ事務室診察室應接室等ヲ廢シ生徒室ニ充テ候ヒシモ忽チ滿員ト相成リ新志願者ヲ謝絶シ來リ遺憾ノ事ニ存ジ本年度ニ於テ増築ノ御裁可ヲ得テ追々着手ヲ運ニ候ラヘ共校舎ニ至リテハ殆ド増築ノ餘地無ク篤ト將來ノ事ニ就キ相考ヘ候處盲學校聾學校ノ二校ニ御分離相成リ訓盲ノ爲ニ新ニ芝麻布若クハ大森等汽車ノ便利アリ且鍼治按摩實習ニ適宜ノ土地御選定ノ上盲學校ヲ御新築相成リ候外ニハ良案コレ無ク存ジ候

元來盲ト聾トハ全ク性情ヲ異ニシ盲者ノ爲ニ考慮ヲ盡シタル成案モ之ヲ聾者ニ適

用スベカラズ聾者ノ爲ニ工夫ヲ凝ラシタル良案モ之ヲ盲者ニ利用ス可カラズ諸學科
全ク教授ノ方法ヲ異ニセザルベカラザル上ニ盲聾各長少男女ノ別アリ管理ノ方法亦
頗ル困難ヲ極メ隨ヒテ諸般ノ設備モ自ラ異ナラザルヲ得ザル次第ニ候假令バ聾者ノ
教場ハ稍廣キニ過グルモ二級ヲ合シテ教フル場合ニハ便無シトセズ然レドモ盲者ノ
教場ハ喧噪ヲ防グ爲メニ寧ロ狭小ナルモ數多キヲ要シ其他食堂便所ノ末ニ至ルマデ
共用ノ利少ナクシテ不便多シ畢竟最初ヨリ分設スベキモノニ候ラヒシモ創業ノ際ハ
試設ノ事ニシテ入學者ノ多寡モ豫知シ難ク教授ノ經驗モ無キニ依リ單ニ不具者ト云
フ一點ニ依リ同一ノ校舍ニ授業ヲ試ミ候義ト存ジ候是レ獨リ本邦ノミ然ルニ非ズ北
米合衆國州立聾學校六十ノ内、みしがん、ころんびや、あらばま、みねそた、はる
とほると、ばるじにや、みつしつびい等ノ七校ハ最初盲者ヲモ教育セシガ後ニ至リ
其不利ヲ見テ分離致シ候州立盲學校二十三ノ外ニ州立盲聾學校十二アレドモふろり
だ、てきさす、にうめきしこノ如キ南部ニアルカ、ころらつど、かりほるにや、わ

しんとんノ如キ西部ニ在ル後進ノ諸州ニ限リ東北部ニ在ル先進ノ諸州ニハコレ無ク
偶兩かろらいなト西ばるじにやノ如ク、東部諸州ニ在ルモ是レハ狭小ノ州ニシテ分
設スル程ノ人數無キト經費ノ都合上止ムヲ得ザルトニ出テ教授及管理上ノ利便アル
故ナラズトハ一昨年みるをーきー市ニテ開カレタル米國聾啞教育會參集者ニ就キ親
シク承ハル所ニ候

盲者聾者ヲ同一ノ學校ニ教育スル不利ニ就キ米國ニ於テハ千八百七十二年いんぢ
あな州いんぢあなぼりす市ニ開カレタル訓盲教育會ニ於テ提議者アリ五人ノ委員ヲ
撰ビ審査セシメシニ全委員左ノ理由ニ依リ可決シ更ニ全會員ノ討議ニ附セシニかり
ほるにや州立盲聾院長ゐるきんそんノ外全會一致ニテ可決致シ候

- 一、盲者ト聾者トノ間ノ差ハ盲者ト常人若クハ聾者ト常人トノ差ヨリモ寧ロ大ナルヲ同一ノ學校ニ教育スルハ互ニ益無クシテ感情ヲ損スルコト極メテ多シ
- 二、各生特別ノ教授管理設備ヲ要シ一モ共通ノ利便無シ

三、此兩不具者ヲ同一ノ學校ニ教フルトキハ聾者ノ數ハ常ニ盲者ヨリモ多クシテ、職員ノ注意ハ自然ニ聾者ノ方ニ偏スル傾アルコトヲ免レズ

四、多年ノ經驗ニ依レバ聾者ハ人口ノ増加ト共ニ増加シ教啞ノ部ハ次第ニ繁昌シテ訓盲ノ部ハ殆ド之ニ反對ノ傾アリ

五、自州ニ於テ一校ヲ設クルニ足ル二十乃至二十五名ノ盲兒ヲ見出サバル間ハ隣州既設ノ訓盲院ニ入學セシムルヲ優レリトス

(此主旨ニヨリ甲州ヨリ乙州ニ生徒ヲ送り學資ヲ支拂フ所往々コレアリ候)

又歐羅巴ニ於テモ千八百七十八年佛國巴里ニ開カレタル歐洲盲聾教員聯合會ニ於テ白爾義ノ合併教育法ヲ大ニ非難シ分離ヲ勸告シ四校ノ内ニ二校ハ既ニ分離致シ候程ニテ歐洲ニテハ初ヨリ分設ノモノ多ク只千八百八八年開校ノ瑞典盲啞院が千八百八十年マデ合併教授ヲ致シ居リ候事ハ珍ラシキ例ニ候ラヘ共是トテモ其間ノ不便甚ダシク屢々分離ヲ試ミシモ種々ノ事情ニ支ヘラレ實行セザリシモノニ候現今同一學校ニ

於テ兩不具者ヲ教育スル所ハ殆ドコレ無ク獨逸國ニハ盲聾學校公私合セテ百二十餘ノ内合併教授致シ居ルハ只一校ニ過ギズ英國ニハ八十校ノ内ニ二校アリ佛國ニハ八十八校ノ内ニ三校アリ瑞西ニハ十二校ノ内ニ二校アルノミ實ニ盲聾各別ニ一校ヲ要スルハ尙ホ海陸軍制ヲ異ニシ男女師範校ヲ分チ農工商各一校ヲ要シ又均シク美術ト稱スルモ音樂學校ト美術學校トノ別アル如ク分離必要ノ度ニ於テハ寧ロ大ナル方ト存ゼラレ候

然ルニ教場寄宿舎共ニ盲聾棟ヲ異ニスレバ一構地内ニ設置スルモ可ナラントノ説モ無キニハ非ズト存ジ候ヘ共是レハ姑息ノ方法ニテ教育ノ本意ニ合ハザル議ト存ジ候且經費ノ上ニ於テモ校舎ヲ全ク別棟トナス以上ハ之ヲ分離スルト大差ナキカト存ゼラレ候只新ニ土地買入代ト年々校長書記小使數者ノ給金ノ増加ヲ見ルハ止ムヲ得ザレドモ教育ノ結果良好ナルヲ以テ之ヲ償フ可シト存ジ候同一學校ニ甚ダ相異リタル不具者ヲ二百名入ル、ヨリモ分チテ同一ノ不具者ヲ百名若クハ二百名ヅツ入ルル

方教授管理初諸般ノ設備ニ於テ完全ヲ期シ易ク極メテ便益ト存ジ候

右ノ主旨ニ依リ明治三十三年度豫算ヲ組ミ候ヘ共國用御多端ノ折柄事ノ大小緩急御比較ノ上御取捨相成ルハ勿論ノ事ニ承リ候ヘ共永年ノ御計畫ヲ以テ御省議ヲ盡サセラレ候様希望ノ至ニ堪ヘズ各國盲聾學校長ヲ公私ニ分チ一表ニ製シ添ヘテ上申候也

明治三十二年七月二十一日

東京聾啞學校長 小 西 信 八

文部大臣伯爵 樺 山 資 紀 殿

歐米聾啞の教育概観

聾啞教育講演會
第一回全國聾啞大會 報告

明治四十年二月二十日發行

徳川伯爵から御吹聴がございましたし又青山君から仰しやつて下さいましたが、私の演題は歐米聾啞の教育概観といふ題でございます、歐米聾啞の教育といふと廣くなりますでございますけれども、私は唯今から九年程前本年では十年前になつて居りますが、文部省からして聾啞教育の視察にやつて貰ひました、それにも拘らず私は言語は通じませぬ、文部省から異存がございました、言葉が分らぬでどうする、言葉が分つて居れば願はないが言葉が分らないから願ひたい、斯ういふことじつけた話をしました、此耳のある人と口の言へる人の中に居つては聾啞の苦痛はどうあるか、聾啞の研究はどんな者かといふことを研究しようにも聞かうにも出来ぬのでありますから、幸に言語不通の處に出かけて行つたらば始めて眞個の研究が出来るであらう、斯ういふ口答をして、それからやつて貰ふ都合に

なりました、参ります時には大變勇んで参りましたが、扱亞米利加英吉利の間は兎や角して通りました、といふのは英語といふものはとんと話ませぬで、唯一つ一ヶ月前にシーモルといふ高等學校に居りました英語の教師に輕井澤で御目に掛りまして少しばかり會話の様子を聞いただけで、唯讀むことだけは習つて居りましたが、讀むだけで話すことは出来ませぬ、それも急のことでございますから、アクセントだの何のといふ事は飲み込めないうでございました、それでも分らぬ時にはペンで書くか鉛筆で書けば兎も承知して貰ひましたが、獨逸に入り佛蘭西に参りました時には本當に弱りました、是位ならば行なかつたら宜かつたと思ひました、私が先方に参つて瞬時の間でも知れないで随分苦痛を感じた、僅か一時の事でも今でも忘るゝことが出来ませぬ程でありますから、聾啞の人の苦痛が察せられます、文部省から参りました留學生方には迷惑を掛けました、又滞在して居る方々にはなぜそんな態で來たか、口では言はれぬが内心腹では言はれたらうと思ひます、口で言はれぬと一寸一時でも其苦痛が甚だしいのでございますから、生れてから死ぬるまで自分の思ふことが言へぬ、慈愛深き親の言葉を耳に入れることが出来ない、言ひたい事が澤

山あるが言へない、どうぞして此人達に何事を差措いても言語の通するやうにしてやらなければならぬ、さうでなければならぬといふことを考へましたことでございます、此事に付いては唯今石川君が發音の仕方を御目に掛けました通り、なか／＼此の日本發音を教へますのは困難でございます、彼地では言語でございますする通り綴つてございますから、言ふことゝ書くことが同じであります、日本には御承知の通り文字がむづかしい文字である、目で見て覚えるだけが一つの事で、其他に一つの字に付いて色々の發音がある、之を教へますには教授の困難が一方ならない、歐羅巴の教員、亞米利加の教員が思ひも寄らぬ苦痛を以て居りますのです、例へば字を書きますにも楷行草とある、口上を述べます上にも勿論今日御互ひに向き合つて申します言葉と新聞……彼地では新聞が大切な言語の練習の材料になります、此方では新聞に書立てられてある文句が會話の文句ではありません、其上に此頃では言文一致が行はれて仕合せと思ひますが、まだ一般には行はれないのであります、又手紙の文になると御座候といふやうなことになる、幾ら少なく負けてやつても三つの困難があります、此の三つの困難を冒してやる、生徒は歐羅巴では十二人が定員として

ありますが、此方では三十人、或場合には四十人を要する、どうしても發音で成功せざる所以であります、若し之を十二人として羅馬字で教へることが出来るとしますれば十分にすることをお目に掛けることが出来やうと思ひます、併し是は聾啞一人の損ではない、四千萬五千萬の國民が損をして苦痛を感ずべきであります、是は生れてから或年齢に達した者は段々むづかしい文字も見習ひ聽習ひして居りますから私共が聾啞に對して感ずる程の苦痛を知らないから慣れた人達は今急に直す必要もありませんが、是から生れた人にはどうかもう少し文字を容易くして技術を進歩させる方に時間を多く與へることにせなくては日本の經濟の上にも文學の上にも餘程の損であらうと思ひます、是は餘談で御座いますがちよつと申し上げます。

それで歐羅巴と亞米利加の教育の概況は、概観とありますのは概況と書いて貰つた方が宜かつたと思ひますが日本の盲人の教育は世界に向つて誇るべき點が一つあると思ふ、といふのは歐羅巴で盲人の教育に手を付けない前に徳川政府で杉山檢校に一つ目を與へて盲人に教育を授けた、是が此教育の一番初だと思ひます。其次に千七百六十年といふ時に佛

蘭西のランタノーといふ人が目の見えない人の爲めに教育に手を着けたので是が世界に於て此教育史では始であります、若し日本に於きましても世界の舞臺に立つて居つて今日の如くに世界に知られて居つたならば、徳川政府が杉山檢校に一つ目の地所を與へて教育を初めたといふ事は大に誇るべき事、それより後に世界が此研究に向つたに違ひないと思ひますが、今日では歐羅巴、亞米利加何處へでも日本にある範圍に盡く超えるやうな狀況であります、今より七十年前に倫敦市の開業醫者達が盲人の爲めにマッサージスクールといふものを設けまして、日本の按摩でございますが、倫敦の盲人から延いて英國中の盲人にもマッサージを教えるといふことを始めた、是も日本の技術が西洋に這入つて行つたとして誇るべきことであらうと思ひます、此事に色々面白い話がございますけれども、此度の大會の主眼でありませぬから其方は省きます。

聾啞に付いてはやはり佛蘭西が元で、併し普佛戰爭があつた爲めに佛蘭西は殆ど世の中に疎せられるまでにはありませんが、我日本などでも幕府の時は佛蘭西が有ゆる方面に勢力を持つて教師となつて居りましたけれども、御維新後には獨逸の文學が這入り佛蘭西の

方は遠けてあるやうな傾向が見えます、けれども私共の従事して居る聾啞の教育に付きましては佛蘭西が元祖である、一番先きに手を付けて居る、是は世界中の恩國として尊敬すべきものと思つて居ります、聾啞の教育に手の付きましたのは千七百八十八年頃であります、年代は少し違つて居るかも知れませぬ、ドレーペーといふ貴族の人であります、僧侶になる積りの教育を受けた人であります、或時に啞の姉妹に逢ひました、問を掛けました、答がありませんので朋友に聞いて見ると、此何週間前迄は何の某が教育して居つたが、それが亡くなつて以前の通りに通つて来るけれども吾々の手では何とも仕方がないといふことを聞いた、其時にドレーペーは斯ういふ不幸な人を教育するのが我が天職であらうといふ考を起して自分には何も聾啞の教育がありませんにも拘らず、我家に連れて来て教へて色々工夫をしました所が、好い成績を見てそれから生徒を段々取ることになつて六十人程になりました、或時其六十人を教えますのに財産といふものは父祖から受けましたのが七千圓ある、本には六千圓とありますが、勘定のし好い方から申しますと、七千圓の中一千圓は自分の費用に向けまして六千圓を以て聾啞の人を喰べさせて教へよう、此人々の經

費に當てる金は社會からも政府からも一厘一毛の補助も受けなくて自分の父祖の財産六千圓を以て養つて教えた、さうして又仁慈の心に富んで居りますから貧人の子供ばかりを取りまして教へた、貴族なり富豪の方の頼みがありますと、私は自分で出来ぬ者だけの教育をする、さういふ財産のある方は私が教育する必要はない、若し是非々々といふことであれば、貧生と一緒に教育であるならば宜しいといふので、其名が高くなりまして墺地利のジョセフ帝から呼ばれたこともありました、自分は老年に及んで他國に往いて教育するといふことが出来ないから若し我事業が幾分なりとも御目に止まつたならば、あなたの國から聾啞の生徒を寄越されたならば私の知るだけを御傳へ申さう、そこで墺地利政府が聾啞を一人遣してドレーペー法を傳へましたから墺地利は佛蘭西式であります、さうしてドレーペーといふ人は初の發音を教へましたけれども後になつて手のイロハが出来て居ります、是はスペインの王様の考へたのであります、是は聾啞の爲めではない、初めはお寺で沈黙を守らなければならぬ爲めに造つたのであります、ドレーペーが聾啞には適當であるといふので採用しました、殊にそれが廣く行はれて居るのであります、千八百八

十八年に伊太利のミランで聾啞の大會があつて其時に聾啞の爲めには手文字といふものを廢さなくてはならぬといふ議があつた、獨逸流といふのは發音一方で致します、唇を見てやる、唯今石川君が稽古を示されましたが、丁度ドレー時代ハイニツケーといふ人が獨逸に居りまして、始終新聞雜誌の上では論難攻撃をし合つて居りました、ドレーは手眞似でなければならぬ、ハイニツケーは發音でなければならぬといふことでありましたが終に獨逸流の發音となりました、けれども其實際を見ました所では、私が先刻申ました獨逸佛蘭西に行つて困つた時には啞の人から案内をして貰ふと心易く物がわかる、どうも外の人に案内をして貰ふと色々氣が置かれたり言葉が通ぜぬから啞の人に案内を頼んで能く分つて仕合せをしたことが、彼地でも學校では禁じて居りますから致しませぬが、外へ出ますと手眞似を固よりやつて居ります、でありますから手眞似を全く禁ずることは理想としては宜しうございますが、私共には日本語を使つてはならぬ、獨逸語を以て話せといふのと同じことであらうと思ひます、餘り一方に偏して獨逸流といふことは如何であるかシカゴの博覽會の時に啞ばかりから出來て居る會からして獨逸政府に向つて亞米利加のや

うに佛蘭西と獨逸の折衷したるものにして貰ひたいといふことを建白したといふこともあるさうでございますが、聾啞自身に取りましては理想の方でも餘り喜ばしくないことがあるかと存じます、私も今それに躊躇の體で居ります、併ながら發音で教へるといふことになるのと唯今のやうに佛蘭西式の聾啞教育は蔭に隠されますけれども、其精神は生きて居る式はなくされてもドレーの名は輕蔑されるものではないと思ふのであります、次には獨逸でございますが、獨逸は先刻ちよつと申しましたハイニツケーといふ人は盛に發音でなければならぬと言つて教へて居りましたので唯今亞米利加などで學校を立てます時には皆獨逸流、發音法であります、即ち生徒の父兄の氣を引く發音法といふので生徒を引寄せらる。それが好いことになつて新しい學校は皆ゼルマン法だと申します、英吉利はちよつと佛蘭西に遅れて居りましたがブレドワードといふ人が發音法で新しくやつて居ります、亞米利加はちよつと遅れまして千八百十六年に始めて出來ました、其時にマサチユセツト州のハート・フォードのコーススウェルといふ人の娘がありまして此娘が十二歳、耳が聞えないで口がきけないといふので親が大變心配して我子ばかり獨り斯ういふことであるかと言

ふて調べた所がなく、それは一つの學校に這入り切れない程有ました、それから一人歐羅巴の方に研究者をやらうと同情者を募りまして神學博士で法學博士である所のガロデットといふ人を得まして、此人に英吉利の蘇格蘭のブレットウードの法を習つて來て呉れと言つて遣した、所がブレット氏は亡くなつて甥である人が教へて居りました、所が爰に困難なることは此事は他人に傳へることは出來ぬ、他人に傳へると千磅の科代を拂はなければならぬ、今一人を教へて居るから今年間は教へることが出來ないといふので、しをくとして倫敦を去つて亞米利加に歸りました所が、丁度佛蘭西からドレーの弟子のシカルトといふ人が生徒を連れて來て居りましたが、そこでその話をしました所が、そんなら佛蘭西に來いといふことでそこで佛蘭西に參りまして、佛蘭西の法を習つた、即ち手眞似を習つて歸つた、それで亞米利加に歸つて開くことになつたのが千八百十六年でございませうが、氏から始つて今日では亞米利加は一番斯ういふ學校が澤山あります、學校の數が百二十六あります、生徒の數が一萬九百四十六、教員は千三百九十七、斯ういふ具合に人數が國が大きいからでございませうが盛んになつて居ります、それから今一つ亞米利加では

私が考へた所では歐羅巴先進國を凌ぐといふ景況が見えます、といふのは金を惜みませぬから彼方此方に新しい教授の案が立つとまアやつて見ろと言つて金を出して呉れるからであります、是に反して歐羅巴では立派な器械があつても使はぬといふことであります、尤もさういふのは英吉利の人に多くございませうけれども、さういふ事で先進國を凌ぐといふ程でございませう、是は實に私一人の見たことでないと思ひます、佛蘭西の或婦人が聾啞の教育熱心家で盲人の教育にも熱心でありますが、それが亞米利加といふ國は吾々師匠たる國をして供をしなければならぬやうな恐しい進歩をしたと言ふて居ります、それは盲人の教育法といふ書物に書いたのであります、是は亦聾啞教育にも當筈まる明言と思ひます、それでありませうから歐羅巴の方から亞米利加の方へ絶えず研究に參ることになつて元弟子であつた處に師匠の方から習ひに行くといふことは亞米利加の最も誇るべき點であります、今一つ私は日本と御政體は違つて居りますけれども、教育のことはどうか亞米利加のやうにしたいと思ひますのは、英吉利と佛蘭西では今日聾啞教育の仕事は慈善家の仕事の如く考へるのが通例で、先づ學校の起りが慈善で起つたものが多いのであります、尤

も次第々々に國立になつたり市のものになつたりして來ますけれども、亞米利加のやうにはありません、亞米利加では殆ど残らずが市或は州官立といふ有様で、是が世界にたつた一つしかない、官立學校が華盛頓にございます、官立學校で聾啞の大學を持つて居るのは亞米利加ほかございませぬ、是は弟子が師匠に先立つて進歩することゝ思ひます、今一つ大學には附屬の小學、中學がありまして、それには海軍の軍人の戦争に生まして負傷したとか、或は海軍々屬の中の困る人ならば唯だ教へてやるといふこととございませぬ、是も世界に聞及びませぬことで、即ち師匠に先立つたと言ふて譽めらるべきことではあるまいかと信じて居ります、それで私が亞米利加人に敬服しますのは盲人も啞人も國民も一人であるに依つて小學校の生徒に教へる通りに教へなくてはならぬ、教へるのは政府の義務で教へ受けるのが盲人啞人の權利である、盲人啞人の權利であるから御情けで御慈悲で教へて貰ふのではない、教へを要求する權利を持つて居る、政府では之をせなければならぬ、さういふ覺悟を亞米利加の人はして居りますので、是は何處へ行つても羨しいやうな啞人には惜しいやうな景色の好い廣い所で、立派な本郷にありまする帝國大學のやうな煉瓦造、

或は石造の家にに入れてさうして私共が御客をしても出來ないやうな御馳走をして甘い物を喰べさせて、其只喰べさせることが面白い口實を持つて居ります、通常の子供には己れの家から通ふことの出來るやうな澤山な自由が與へてある、けれども目の見えないもの耳の聞えないものにはそれがしてやれない爲めに皆一つ所に集めて寄宿させなければならぬ、其寄宿させる所が親達に其費用を負擔させることは出來ない、斯ういふことは日本の人の考に出ることであらうか、私は敬服して居ります、私は唯だ喰べさせて戴かなくても切めて各府縣で建つる學校が成立つことを希望致します、唯だ喰べさせて頂くことになりませぬれば有難いこととございませぬけれども今日の經濟では要求しても駄目だと思ひますが、今日では幼稚園も大學も通常の人の爲には多いとは申されませぬ、足らぬといふことも申されませぬ設備がありますにも拘らず聾啞の教育に至りましてはまだ一般の人が亞米利加人のやうな考は持ちませぬ慈善家の道樂、物持の道樂の如くに考へて居らるゝのは甚だ聾啞の人の爲めに残念に思つて居ります、それで機會があつたならば此事は聽いて戴いてどうか早く文明國に盲啞學校がある如くに帝國にも數の殖えることを希望して居ります

今日は皆様から聽いて戴くのは此上もない仕合せに存じて居ります、それで我同盟國の英國はどうでありますかといふと、是は先刻申上げましたやうに、つい此頃國家事業に移すことになりましたのですが、千八百九十年までは放任である、小學校でも放任であつたのでございます、然るに年々歳々英國の工藝品の輸出が減じて居る如何なる故であるかといふことを政府も怪み人民も怪みまして、此事に付いて亞米利加大陸に委員を派遣して調べました、所が獨逸と亞米利加の兩方の報告が恰も相談でもしたやうな報告であります、それはどういふことかと申しますると、何れの山に行つても海邊に行つても小學校が澤山ある、盛なる工藝學校が澤山ある、英國などでは古い番頭でなければ動かすことの出來ぬ器械を丁稚小僧が店の先きでクル／＼と動かして居る、是は全く普通教育の涉つてゐる結果である、今日此儘英國で人民任せにして置いたならば、行く／＼は亞米利加に工藝品の花客を奪はれてしまふといふことが數年後に起るであらうといふ警告を與へられました、獨逸の委員もさういふ報告を寄せられました、兩方相談もしないのに符合したと言ふので追がの因循、因循と言ふては悪いか知れませぬ、古を貴ぶ英國の人民も驚きました、政府も驚

いて急に教育を徴發制度にする、それと同時に盲人にも啞人にも亦盲でもない啞でもない併ながら小學校では教へられない白痴といふやうなものは誠に氣の毒である、是等の知慧の弱い人に教育を授けた、今迄慈善家に任してあつたのが今度は國家の仕事となつた、倫敦を手初めとして盲人の爲めに八、聾啞の爲めに十八、痴兒の爲めに三十一といふ學校を急に立てました、それは高等小學校に一室、二室、三室を付けました、大きい所は別物に致しました、是が今まで抛つて居つた反動で歐羅巴大陸でも亞米利加でもやつて居りませぬ例であります、其費用も生徒一人では年に五磅、日本の五十圓、盲人の教育になりますと手引料として俸給の外に錢を呉れる生徒が盲人であつて、兄弟が手を引いて來るとか隣の子が手を引いて來るとかすれば一片、即ち四錢を呉れるといふことになつて居る、聾の爲めにも盲の爲めにも痴兒の爲めにも相當の年齢に達したならば斯様にしてやらねばならぬといふので學校を建て力を盡して居るのであります、是はまだ歐羅巴の他の國々と亞米利加にも——亞米利加では大分流行つて來ましたが、歐羅巴ではまださう外の國では行はれて居らぬ、同盟國の英國が既にさういふことをやつて居るのに多くの方々の口からも聞

きまする東京市ではまだ一つもさういふ學校がありません、之を私は甚だ市の爲めに残念に思つて居る、色々原因もありませう、他に急の事もありませう、けれども帝國の首府を飾るといふことが少なくなりはせぬか、といふことが第一の原因ではないかと思ふ、是は屢々市の有力家にも話して見ることがありますけれども何時でも冷淡に退けられてしまふのであります、皆様の御同情を得て市の當局者の耳にも入ることになりますれば、今日の賜として喜ぶ次第でございます、私は蘇格蘭で一つ感服したことはドナルドソンホスピタルといふので、此方で覺えたのはホスピタルは病院といふのでありますから私は見る氣はなかつたのですが、院長が私の所に来て、聾啞を集めてあるから来て見給へといふことでしたから行つて見ますと丁度本郷にあります、工科大学と同じ四角の大きな建物でありますさうして素晴らしい氣色のよい所でエデレバラを一目に見ることの出来る市中の立派な土地であります、其ドナルドソンといふのが面白いので畫工であります、畫工の亡くなつた時に財産を残らず市へ差出しまして、蘇格蘭にドナルドソンといふ貧乏の子供のあることを望まないといふので、ドナルドソンといふ貧乏人の子供は残らず連れて来て教へて呉れ

といふのであります、初は男が十八で女が十四でありました、さういふ面白い遺言で出来て居る、誠に貧人に對して盡す考であります、それで聾啞の人はドナルドソンといふ苗字でなくても宜しいといふので是が誠に貧兒に取りては合せなことでありませう、中にはドナルドソンでなくてもドナルドソンであると言つて三百人から恩恵を蒙つて居ります。それで私は日本に於ても金の使ひ方に困つて居る方々があるといふことを聞いて居りますからさういふ方々の御耳に入れて其様な御計畫のあることを望んで居りますが、噂に聞くだけはまださういふ方々に御目に掛らぬのを遺憾に思つて居ります、亞米利加では國立、市立州立にどういふ具合に金を拂つて居るかといふと、生徒一人に付いて三百弗近く月々の報告書を見て拂ひます、日本の六百圓であります、通學生には百五十弗を出す、其經費を拂ふのが誠に大まかであります、日本のやうに三錢の半紙何帖買ふから其經費が幾ら、美濃紙何帖を買ふから其經費が幾らといふて出しましても、文部省に出まして削減され、又議會に出まして削減されるといふことを承つて居りますが、私が亞米利加で聞いた所に依りますと、校長の報告を見て正しいと見ますれば生徒一人に付いて三百弗、通學生一人に

付いて百五十弗といふことになつて居る、勿論其中には生徒一人が飲んだり喰ふたりするではない、校長の給金から小使の給金まで引去られてある、さういふやうにして政府が支拂ふのでありますから誠に有難い國で學校などへ行つて見ましてもどうも是は盲になつたが好い國である、啞になつたが好い國であると屢々感じた位であります、盲や啞に勿體ないと思ふやうな家に入れて、さうして立派に扱つて居ります、さう贅澤な望は致しませぬが小さいながらも各府縣に一つづゝ位の學校は欲しいものと思ひます、どうか此中には貴族院の方も衆議院の方も御見えでございますが、文部省からの豫算の時分には御同情を得て殖すとも削減のないやうにして得たいと希望して居ります。

歐米聾啞技藝の發達

今青山君から御吹聴になりましたのは歐米聾啞技藝の發達といふことでありまして、其發達といふ事になりますと私も少々困りますのは私が見ましたのは十年から前のことで十

年後に私が見たよりどれ程進歩して居るか知れませぬ事でございますから發達といふ字だけ省いて御話したいと存じますが、もう大分時間も遅れまして皆さん御疲れもございませうと思ひます、それでどういふことを彼地で教へて居るかといふ仕事の名前だけでも申し上げましてさうして、それに私の意見を付けて見たいと思つて居ります。

彼地では私が考へますのに耳の聞えないのと口の言へない即ち耳と口を除きましては、音楽といふ事を教へる事は出来ませぬが、其他の事ならば、目と手と足とならば出来るといふ事でありますから、何事を教へても出来ると思ひますが、一つ吾々が此業を選ぶに當つて斟酌せねばならぬ事は聾啞の人の身體の事情から又心の上から家政の都合から種々様々の方面から考へまして最も適當したものは何であるか、最も適當したといふことになるのが困難でございます、最も適當だと思つた所で當人が好まぬといふ事があつたり先刻も青山君が彼方で申して居られたやうに今横濱に行つて業に就いて居る西川君の世話になつたものが三人も居りますが、教員が熱心に裁縫を教へやうとしたが、當人は指物をやりたがつた、所が立派な天才がある、此天才を選ばなければならぬ、色々なことがございま

すから一番肝腎なる事は身體を調べて身體に相談するといふことであらうと思ひます、さうしますといふと外へ出て廣い空氣の中で身體を始終動かして全身を汗するやうに働かしてやるのが一番宜い、それには農業或は工業或は園藝などまだ日本には是等に向つて進むことがないやうでございます、花を作るとか庭を作るとかいふことは當人の爲めにも愉快であり世の中の人にも其作られた結果愉快を與へる、色々の事で人も楽しみ己れも楽しみ兼ねて身體を丈夫にする、全體私共が言語を使ひますだけでも、肺の運動は餘程助かつて肺の養生になりますのでございますが、聾啞の人は常に言語を用ひませぬに依つて肺の運動が足りないのであります、唯だ呼吸をして居るだけであります、それで成るだけ屈んで胸を壓迫するやうな事は避けねばならぬと思ひます、それから又耳が聞えませぬに依つて目を一番大切にすると云つて目の仕事は何でも出來ますといふものゝ餘り目の力を要する細かい仕事は宜しくないと思ひますが、細かい仕事をしませぬでは人の賞讃を得ませぬから悪いと知りつゝ細かい事をさせます、聾啞の人自身に取りましては衛生上から餘り選ぶべき仕事でないと思ひます、それで先年は縫箔を教へたこともございます、それで屈

んで縫取るのでございますから餘程目を疲らせませす、今日では止めて居ります、是は唯だ聾啞の人ばかりではない、通常の人と雖も細かい事をするならば目を疲らせませす、何かもう些と目を疲らせないやうにしなければ目を餘程損することであらうと思ひます、聾啞の人には特に注意を致させたいと思ひます、第一大切な機關である耳の働かない上に又目を失つてはどうするか、餘程注意しなければならぬと思ひます、亞米利加には目が見えなくて耳の聞えない者を教育して大學を卒業させて現に新聞記者をして居る女があります、是等を目的として私共が教へる出發點としましたならば大なる誤であります、是等は千人に一人、日本の盲人の中に塙保己一といふ偉人が一人あるを以て之を有ゆる盲人に當筈める事は出來ませぬ、不思議な人があるのを見て目が見えなくても斯様であると思つて教へましたならば大變な間違を引起さうと思ひます、それで私は唯農業、園藝、工業といふやうな事を望んで居りますが、東京の真中で澤山な地面を有して農事園藝を教へることは出來ませぬ、そこで西洋では一つの學校に大きな農作場があつて其一つはジャクソンビルにあります、五百人の生徒があつて中學程度の學校であつてそれを卒業すれば誰の助力を

受けなくても獨立で行ける、其處には豚を飼ひ牛を飼ひ生徒五百人に半日は文學、半日は農藝、工藝といふやうなことをして教へて居ることは誠に好い方法かと考へて居ります、併しさういふ授業を致しますには東京の真中では出来ませぬので、地面の安い所を選びたいとすると生徒を送りますことゝか通つて行く事もむづかしい、色々の事情がありますから唯農業一つを選ぶといふことも出来ませぬ、其土地相應の工藝を選んで例へば名古屋などでは瀬戸物がよいといふことであれば瀬戸物の工場で使つて貰ふ、機械のある所ならば機械の工業に使つて貰ふ、それぞれの方向に向つて其土地土地の工業家に使つて貰ふ事が大切と思つて、それゝ其方面に向つて周旋を願つたり申入れたりしますが、茲に一つ困難を感じるのはまだ世の中の人が聾啞の教育が困難であることを思ひまする爲めに餘程不公平に考へられましたり、又他の方面から氣味が悪い、早く申すと甚だしきは化物などに會ふやうな考をして忌嫌ふこともございまするので甚だ残念に存じて居ります、今日御覽になつたやうに讀書きをしましても聲は出さぬが常人と變つた事はない、人と同じに通ずることが出来ず、精神に於ても通常の人と變つたことはない、然るに是等の人より

もずつと下つた學問もない馬鹿と言つても宜いやうな人に馬鹿にさるゝ、是等に付いて誠に氣の毒に堪えませぬのでございます、現に青山君が一遍年始めに學校の生徒の造つた物を態々買ふて年玉の代りに分配したことがあります。青山君は折角學校の自分の上級の生徒の造つたものであるから、生徒の成績の披露にもなるからと思つて砂糖を買ふといふやうなことを止めて年始贈答の品として其方の品を買ふて贈つた所が豈圖らんや貰つた方は、年始早々に忌はしい聾の拵へた物を贈るといふことは何だと言つて怒つたといふことであります、今日では少くなつたといふことでありますが、全く無いといふことは言はれませぬ、是が私共に取りましては甚だ残念な次第であります、どうぞ此處に御出の方に實業家に御知合の方もありません、どうか今日御覽になつた方々の中で大に賞讃して貰はぬでも是ならば役に立つ用に足るといふ御認めの方方は實業家なり、それゝに御紹介下さつて續々卒業する者が雇はれ口が廣くなつて幾ら出て行つても需要を充すに足らぬといふ程に御引立てあらんことを切に望みます、是は聾啞に代つて切に希望しますことゝ學校の爲めに切に祈つて居ります、それならば西洋の方はどういふことをして居るかと言へ

ば建築、圖案、麵麩を焼くこと、髪を刈ること、籠を拵へること、鍛冶屋、本を綴ること、屋根に瓦を置くこと、箒を拵へること、指物を致しますこと、大工、チョーク畫、チョークで繪を書くこと、椅子に籐を付けますこと、椅子を拵へる事、電気機械を扱ひますこと、縫取りをすること、機械工場に雇はるゝこと、百姓をやりますこと、園藝をやりますこと、庭を造ること、額を拵へること、家の裝飾をすること、室の花を咲かせること、火熨斗を掛ける事、女の方でございませと、編物、帽子を拵へること、手工、マットを拵へますこと、靴のブラシを拵へますこと、これは先刻申しました、それから色々の細工、繪を書くこと、油繪を書くこと、紙の壁を拵へること、瀬戸物の皿のやうなものを拵へますこと、それから印刷、此印刷が諸學校、地方の學校から政府の印刷物を引受けることになつて居ります、裁縫は勿論、靴を造りますこと、石を置きますこと、石屋をやりますこと、仕立屋、錫細工、タイプライター、物を書く器械がございませ、盲の爲めにも盛に教へて居ります、木材を以て色々の物を拵へますこと、木の彫刻、それから輻輳といふやうなものでございませのです、是が澤山彼方の學校でやつて居ることを拾ひ上げたこととございませ

何處の學校はどういふことをやつて居るかといふことを申上げて宜いのでございませが、まアさう必要のないことゝ思つて省きました、斯ういふ仕事でありまして此外にまだ幾らもあらうと思ひませ、日本でもどの仕事に持つて行つても當筈まらぬといふことはあるまいと思ひませ、唯音樂唱歌だけが是に當筈まらぬこととございませ、使つて貰ひます上に注意して戴きたいのは、是まで諸方から使つて貰つて大變喜ばれて居るのがございませ、といふのは即ち横濱の西川といふオルガン製造家でありませ、大變好い事をしました、と、うも外の職人は少し仕事の手が運ぶやうになつて來て世話をやかぬでも宜い頃になると、當の値上を請求したり、仕事の込んで日限で何時の幾日まで仕上げて貰はねばならぬといふ時に遊びに行つて遊び場から人を寄越してお錢を強請る、それをやらねば歸つて來ないといふやうな譯で誠に注文の方々に申譯のないやうな事が幾らもあるが、あなたの所から來た生徒の人は仕事に掛つたるや否や窓下をどんな立派な囃しをして來ても、又どんな面白い話をする者があつてもとんと耳に這入らぬから何が世間にあるか知らないで働いてゐる、大變仕事が抄取る、通常の人ならば離れて居つても大きな聲を出して呼べば宜いの

であるが、耳に聞えないのであるから態々出掛けて行つて袖をひつばらなければならぬのでありますから不便を感じたといふ事であり、今日では呼出すことは要らない、指圖が要らぬといふ事になれば是は捨て、置いて通常の人を使ふよりは非常に使ふ方が仕合である、是は御世辭のない話であらうと信じて居ります、決してお世辭を使ふに及ばない人達でございますから、大變御主人から喜ばれてもう六年から居ります、又青山君が先刻申された山越といふ人體を拵へます人であり、是も昨日來まして大勢の人の中に這入つて四人置きました、誠に氣の毒だと思つたが喜んで居る、先づ今日では餘り不平を聞きませぬでございます、初め使つて呉れやうといふ方が餘程親切で自分の算盤を先きにしないで此人一人を助けてやらうといふ考で使つて下さるならば初めは損になることがありません、後には御互ひの利益であります、使ひ付けない初めは御厄介でありませうが、少しの間馴れさへすれば決して使ひ主の人に迷惑を感じさせるやうなことは斷じてないと言つて宜からうかのやうに考へて居ります、通常の人にも色々疵がございますから、大勢の聾啞の中には十人が十人ながら必ず西川で喜ぶやうな者がないといふことも申上げて置かね

ばならぬけれども聾啞であるから大變損をする、通常の人間よりか劣るといふことはありませぬ、少し親切に世話を致しますと恩に感じ馴れて誠に親とも思ひ兄とも思ひ實に愛すべき情を持つて居りますのは種々な中學校あたりの生徒の教授に従事するよりか教へる人には餘程愉快を與へます、平日困難を慰める丈けの成績は持つて居ります、どうぞ斯ういふ譯でございますから其向の御知合の方々は御吹聴を願ひたいと思ひます、もう一つは唯市内の實業家ばかりでございます、政府の方の側にも御知合の方が澤山あらうと思ひます、遞信省の部内に於て手紙に印を捺すといふやうなことは是は随分骨の折れるといふことを聞いて居りますが、まだ印刷局の方の仕事でも随分聾啞に適當したものが澤山あらうと思つて居ります、先年得能印刷局長の御好意で、一つお前の所を卒業した生徒を引受けたい、十人程寄越して見てはどうだといふ折角のことばでございますから、其運びをしやうと思ひましたが、先づ其時分來て居る生徒は月に五六圓づゝ費して親の人達が喰べる方の道よりは兎も角も通常の人と意志の通ずる道、即ち言語の自由になる道を教へて貰へば宜いといふ側の人ばかり來て居りましたから、殆ど職工じみたことをするのは嫌だと申

すので、折角の御好意に酬ゆることが出来ませぬでした、併ながら職工じみたことをすれ
ばとて、職工に安んずるやうなものにはなるまいと思ひまするので、今日では互ひに朝か
ら掃除等の事をやらせたりやつたりする事に致しまして、勞働を賤まないやうに氣を付け
て居る次第であります、獨逸などでは海軍省で盲人には大砲の彈丸を積む籠を拵へさせま
す、陸軍省では製造してそれに彩色をさせる、亞米利加のシカゴなどでは五人か六人大き
な郵便局で手紙の選り分けをさせる、色々政府で使つて倫敦の印刷局でも使つて居る、耳
がなくても口がなくても世の中の用は澤山あると思ひます、さういふ方の側には成るべく
此側の人を使つて貰ふことが出来るやうに致して居ります、是は誠に雑な話でございます
が題に付いての話は此位に止めて置きます。

訓盲點字工夫者ルイ、ブライユ (Luis Braille)

氏略傳

人類社會の進歩の上に最大の效力あるは寔に文字の工夫なるべし、其始めに版木更に進
んで活字、今や西洋には一行活字の驚くべき工夫さへあるに至れり、茲に西曆千七百八十
四年(天明四年)訓盲創業者佛國修道師ワランタン、アユイー氏偶然にも盲人用凸字の工
夫ありて訓盲の上に至大の便宜を得たれど這は未だ讀み書きを自在ならしめ能はざりき。

然るに千八百二十九年(文政十二年)ブライユ氏の點字工夫の事あり爾來唯一の訓盲字
として全世界に於ける訓盲の面目を一變せり、此偉人の誕生百年を祝するに至り同氏の傳
を述るは予の満足に堪へざる處なり、ブライユ氏は千八百〇九年(文化六年)佛京巴里を
距る二十三哩の田舎に生れしが父は馬具師にて老て儲けし兒なれば非常に寵愛措かざりし
にブ氏恰も二歳の頃一日父が作業の眞似をせんとて銳利なる刃物を取出し持上んとする刹



那誤て双物の切尖を眼に貫き憐れにも兩眼の明を失ふて生れも付かぬ盲人となり千八百十九年（文政二年）巴里官立訓育院に入り學藝の事に従ひしは漸く十一歳の時なりき。

天性の伶俐は文學、音樂、數學總てに進歩著しく當時の教授は普通文字の凸字を以てせしがブ氏は卒業後風琴を學び其名手として巴里市内の諸教會より風琴彈奏者として招聘せられ居たり、超えて千八百二十六年（文政九年）巴里訓盲院教授に擧げられ先づ文法、地理、數學の教鞭を執り後には進んで歴史、幾何、代數を教へ卓絶の教授として聞えたり、氏は更に口授の外に諸論文を著し教授の適任者たると同時に記者として得がたき人と稱せられ就中數學に關する凸字の論文の如きは有數の名著たりと云ふ、氏は常に凸書は紙面を費すこと大なれば成るべく文章を簡單に綴る工夫せざるべからずと主張し、自然氏の文章の乾燥に傾き趣味に乏しきを免れざりしはこれがためなり。

初めは生徒として後には教授として家に歸りて休息の間にも盲人が自ら書き自ら讀み得る方法を工夫せんとて日夜心身を勞して顧みず倦まず從來行はれたる訓育字の種類を盡して研究し砲兵士官ム、バルビール (M. Barbier) 氏の點字こそ盲人の指讀に最も適すれとな

し、が其縦に六點づゝ二行なるは指頭の一觸には數多すぐるとて反覆工夫の後之を折半し縦三點二行の六點となし千八百二十九年初めて之を衆人に示し後千八百三十四年（天保五年）精しく説明したれば盲生は勿論教員中の盲人は悦んで之を利用せんとしたるも當時の教員多くは之を悦ばず、校長亦舊式を變ずるを好まず、只校外と正課時間の外に之を教ふることを默許するに過ぎざりき。

されど此簡便法は盲人の間に隱然大勢力を占め來りて千八百五十四年（安政一年）辛く學校に於て公けに使用するに至りしが此は既にブ氏死去より二年の後なりき、ブ氏は二十六歳の頃より健康を損じ居たりしが千八百五十二年一月六日（嘉永五年）遂に肺を病んで四十四歳を一期に逝いて又還らずなれり、ブ氏の人となりは眞に實行の信者とし朋友のため同僚のため最も忠實の助言者なりしかば誰彼の差別なく皆氏を措て他に信賴すべき信友益友なしと感嘆せり、されば氏の死を惜まざるはなく、殊に朋友の爲には時も金も犠牲に供して顧みざりし一實例とし今も尙傳へらるゝは一生徒の卒業して將に母校を去らんとすれど未だ就職の途なきを怜み自身の職を辭し是に譲りたることなり。

「予は汝の爲に謀り自ら犠牲たらん」とは氏の常に語る處なりしが實行また能く伴ふ故に知る人唯々畏敬措かさざりき、今やブ氏の形骸は黄土に歸して見るを得ざるも其盲人の爲に知徳の進路を發見したる偉績は實に訓盲の普及に従ひ佛國の盲人は元より全世界の盲人團より崇敬され各國にブ氏記念會の組織さるゝに至れり、勿論米國には米國ブライユ及ニューヨーク點字の二種あり白耳義には白耳義の點字ありて各國多少點字の形狀を異にするものあれど其源は全くブ氏の賜たらざるを得ず。

我邦に在りては明治二十三年本校教諭石川倉次君の工夫に依てブ氏の原作にも劣らぬ點字の制案成り現に全國盲人が讀み書きを自由にする喜びを得しことはブライユ氏を追懷すると共にまた記憶を離るべからざるものとす、慶應元年幕命に依り佛國に渡りし使者の日記中に點字の記事ありと云ひ、又明治十二年二月文部省教育誌八十九號に所載の目賀田種太郎君が米國よりの寄稿に稍々詳細なる説明を見たりしも是を實用するに至りしは明治二十年當時の教育博物館長現に東京高等工業學校長手島精一先生の助言に依るものなれば我國の盲人教育はワランタン、アユイー氏ルイ、ブライユの二氏と共に盲啞教育の建白者山

尾子爵、創業者古河太四郎君、高津柏樹君、大内青巒君及樂善會諸君あるを記憶せられんことを希望するものなり。

ド、レペー氏略傳

西曆千五百年代に於て既に西班牙僧ベトロ、ボンヌ、ド、レオン(Pedro Ponce De Leon)が聾啞を教育して成績の顯著なるを傳へ其死後三十六年にして西班牙人ユアン、バプロ、ボネー(Juan Pablo Bonet)聾啞教授術といふ書を刊行し聾啞に關する最初の刊行物として珍重せらるゝも今は實に稀有に屬し容易に手に入る可らず、指文字はボネーの創意に成ると言ひ傳ふれども其實同人よりも早く世に行はれ僧侶等が儀式等の無言靜默を要する時に際し符牒として指を用ゐしものが漸次一定の形を爲し今日に傳はる便法となるに至れりと云ふ、千六百九十二年には和蘭醫(元は瑞西人)ジョン、コンラット、アンマン(John Conrad Annon)といふが聾啞に發音談話を教へ得べき事を唱導し一書を刊行し其他にも

論文に著書に人名を傳ふれども眞に聾啞者特異の情狀に注意を惹くに至りしは千六百年代と千七百年代間にして各單獨に著意創業して互に相補益若は意見を交換せし等の事なきのみならず寧ろ之を祕して貴族富豪の子弟の外顧みず謝金の如き巨額を要したれば殆ど全くは無學無能にして他の罵詈嘲弄に甘んぜざるを得ざりしは今日文明を以て誇る歐米各國一般の古風なりしが如し、殊に驚くべく恐るべかりしは羅馬の昔聾啞兒を産するや怪物となし一家の恥辱となし之をチベル川に投じて死に至らしめしと云ふ事はなり、兩親慈愛の力なく國法に優るに足らざれば無罪の不幸兒皆投棄の厄を免れざりしと云ふ豈慘ならずや。然るに千八百年代の中頃に至り聾啞教育史上に一新紀元を劃する燦然たる光彩を發揮するに至れり、即今日御一同と共に其第二百回誕生を記念せんとして祝ふ所の佛蘭西人、シヤレ、ミシエル、ド、レーヌー (Charles Michael De L'Epée) 氏の偉績是なり。

氏は西曆千七百十二年 (神武二千三百七十二年正徳二年) 十一月二十五日巴里に近きエールサイユ (Versailles) 市の一貴族の家に生れしが父は建築家を以てルイ十四世王に仕へ夙に博愛慈惠を以て其子を感化したれば氏が同胞の不幸窮厄を見て同情の念に堪えざりし熱

心の程も其因る所あるを知るべし、其業を選ぶ頃に至り教會の事に従はんとて僧侶の學問を修め牧師とまでなりしも儀式の事に關して氏の意に適はざりしより轉じて法學を修めしが四圍に見聞く事譎詐奸佞の罪惡ならざるはなく素朴純一を貴ぶ氏の氣質には甚だ不快を感じしめたる餘生涯の樂事は他に有らんと思慮する中一日偶々友人の家を訪ひ二少女の針仕事に餘念なかりしを見て何事か問ふ所ありしに一も答ふる者無く再三に及びしも尙ほ初如くなりしかば稍其失禮を怪み其母に就き其由を尋れば母は涙を拭ひ乍ら二少女は双胎の姉妹にして共に聾啞なり、曾てワニン (Yanin) 牧師に依て教へられしが牧師の死後誰に依頼せん望もなく今日に及べりと悲歎を聽き忽ち惻隱の情に堪へず、斯かる不幸兒を世話すること我天職なれ生涯の樂事なれと巴里市内に一家を求め貧家の聾啞子弟を集め種々工夫する所あり、一切の費用自ら辨じ他の助力を乞はず只傳來の遺産年收僅に四百磅 (一本には千四リブル即六百磅我六千圓) の内百磅をば自身の用に充て残は悉て聾啞子弟衣食學用一切の費に充てたりと云ふ、先生の事を聞き傳へて四方より貴族富豪の子弟を委託せんと懇望する者ありしも毎に我は貧家にして養育し能はざるか依怙無き孤兒の外にはと固

辭したりしが再三の懇囑に黙止がたくて貧兒と同じく依托を許諾せしと云ふ、實に氏が聾啞教育に従事せし動機と云ふは貧家の可憐聾啞兒に對する惻隱の情に發し當時二三數氏の只に貴族富豪の子弟のみ引受け而かも巨額の謝金を貪りしに比しては純潔無慾にして公平博愛の熱心なる事聾啞教育史上唯一の人として最高の位置を占むるを疑はず。

實に氏は時間金品及勞力一切聾啞の爲に犠牲に供し只管彼等の幸福上進を圖るを樂み自ら奉ずる極めて儉約にして千七百八十八年佛國未曾有の嚴寒に際しても室を温めず白墨の手より落る程に手の凍えなゆるをも顧みざりしかば六十餘の子弟涙を垂れ「先生が此嚴寒に際して薪炭を吝み我々の爲に寒を忍び儉を守らるゝ事誠に感謝に堪へざる所なるも我々の今日あるは先生ありての事なり一朝先生の身上に不慮の變あらんか六十餘の我々果して如何にすべき、眞に我々を愛憐する意あらば先生自身の養護をも亦謀られん事を」と懇請せしに初めて少しく室を温めしと云ふ、時に七十六にして我邦にしては七十七の喜の字の齡を祝はんと打騒ぐ高齡の前年なり、千七百八十年には露國皇后陛下より大使を遣はされ氏の學校を參觀せしめ且貴重の寵賜を渡さんとせしに固辭して拙者の勞績が陛下の嘉納に値

するものあらば願くは露國貧兒を差遣はされ之が教育を御委托あらんことを執奏せられよと、此一言大に露后を感動し奉りしと言ふ、又塙國ジョセフ二世皇帝親しく同氏の學校に臨幸あり其卓越の成績を感賞せられ塙國中一州の收入を以て聘せんと勅したまひしに氏は「身既に老いて他國に出仕する望なし、叡慮に適ふ所あらば塙國より一教師に聾啞を同伴せしめ來觀研學せしめたまへ、外臣の知る所を盡くして傳授せん」と對へしにぞ痛く感激せられ還幸の後直に一教員に聾啞を伴隨せしめ氏の教授法を傳習せしめられたりと云ふ、左れば歐洲中氏の方法の最初に傳はりしは塙國なりとす、千七百八十九年（神武二千四百四十九年寛政元年）十二月二十三日七十七歳を以て永眠し其子弟の愛情悲歎は筆に盡し難く氏を知ると知らざるとの別なく哀惜痛悼を極めたりと云ふ、巴里市國立聾啞學校玄關前庭の中央に氏の記念碑建立せられ出入者をして毎に崇仰報徳の念を起さしむ。

氏が聾啞教育の當初に就き自ら記する所を見るに幼時見知りたる佛國の指文字が如何にも聾啞の教授に便利ならんと思ひしと、又最初には實物を示し名を書し連想せしめ其進歩顯著なりしが一日見知らざる人の來て一書を勧め其裨益ある事を主張せしも自ら讀み能は

ざる西班牙語なれば躊躇中指文字の銅版挿入したるを發見し悦で之を購ひ書名を質し聾啞教授術と云ふを聞き急に西班牙語研究に従ひ次にアンマンの聾啞教授法と云ふ本を得て拉丁語を研究し此二書は氏の進路を照したる焚なりしと悦び珍重したるも尙之にて足れりとせず更に各國にも夫々貴重の方法を傳ふる書類無かる可らずとなし英語獨逸語及伊太利語をも研究せりとは勉めたりと云ふべし。

氏も亦發音教授をも試み其成績の豫想外に著大なりしに自身も驚歎し自ら斷じて云ひしには「聾啞者に發音を教ふるは左までの才能を要する難事に非ず唯忍耐持久の親切を要するのみ」と然れども氏は主として手眞似を用ひ發音を教ふるにも手眞似を廢せず符牒に依りて思考せしめ口語は只其反譯の形式となせしに過ぎずと云ふ、千七百八十四年聾啞眞教授法と云ふを著し發音法をも細論せしが氏の法をば手眞似法一名佛蘭西法と言ひ傳へ氏の同時代に獨逸に於て發音法を主張して氏とは新聞に雜誌に互に論難辯駁し相下らざりしサミュエル、ハイニッケ (Samuel Heinicke) 氏の法を發音法一名日耳曼法と云ひ別くるに至れり。

千八百八十年 (神武二千五百四十年即明治十三年元訓盲啞院開校の年) 伊太利ミラン府に於て歐米聾啞教育者大會を開くに當り佛蘭西法は言語教授上阻碍あり須らく日耳曼法を專用すべしと一決し爾來佛蘭西本國まで業祖の法を排して發音法を採り新設の學校は悉く發音法に據り之を擴張するに努め是まで教員たりし聾啞者には退隱料を給し職を退かしめ之に代ふるに悉く常人を用ゐたり、故に外面に於ては氏の法は敗滅に歸したるが如く見ゆれども英米中には今尙之を傳ふる所あり、且實際聾啞同志の交際には獨逸の聾啞と雖も手眞似及指文字を利用し拙者先年官遊の際時々伯林聾啞者の案内に依り市内散歩中は手眞似の外に依頼する方便なく (拙者獨語に通ぜず彼は邦語を解せず英米に在りし時の筆談に依る便をも缺きたり) 又同國聾啞保護會を創立したる聾啞五十年記念銅像除幕式の際七百の聾啞來會したる内より四名程は發音にて演説したるも更に拍手起らず手眞似の演説者には毎度大拍手起りしを親しく目撃し隣席の伯林なる國立聾啞學校長ワァテル (Wahler) 氏に向ひ貴下の主張の發音法も今日の此式場に於には少しく其力を失ふには非るかど詰りしに苦笑して「斯る場合は常に無くして個人の對話は日々免れざるを知らずや」と答へたるは

一面の理は確に之あるも多數の聾啞者自身には手眞似を併用する便利を認むることも亦眞事實なるはシカゴの閣龍布世界博覽會に來會したる獨逸聾啞者が米國聾啞教授法の便利を見て獨逸皇帝に米國法の採用を獻白したると云ふ事實之を證して餘ありと云ふべし、又巴里市なる國立聾啞學校（即ド、レベイ氏創立學校）教頭アンドレ氏にも指文字及手眞似を廢したる以來の批評を質し、に少しく劇變に失したる感無きにしも非ずとの事なりしが今年に至り獨逸の發音主張の驍將として著名なるシュナイドル（Schneider）氏は從來の主張の一端に偏したる誤なりしを發見し手眞似を併用するの極めて有利なることを主張するに至れるはド、レベイ氏第二百回誕生記念當年に偶然の一奇と言はざるべからず、是より兩極端相近きて折衷止善の域に至るを見るも遠からざるべきか。

氏を尊崇するは學說高きが爲にも非ず、天才秀でたる爲にも非ず、教授術の優れたる爲にも非ず、此數項の如きは寧ろ他人に譲る點なしとも云ふ可らず、然れども獨り其德操の高くして寵聘に屈せず貧兒を視る事尙ほ貴族の子弟を視る如く教育の必要は貴貧同一ならずやとなし寧ろ貧兒に重きを置き之が爲には私財を盡して顧みず他の補助を乞はず一誠萬

情を惹き遂に世界中佛國をして國立聾啞學校創立の先鞭者たらしめ一貫の法式に依りて教授を爲し社會有用の一員となして不幸の境涯を免れしめたる至識無慾の同情は氏の前後唯一人と稱するも逸美に非るを信ず、又聾啞教育の爲には數個國の外國語を研究せしが如きは偷安逸樂を事とする者をして猛省奮勵せしむる好龜鑑ならずや我輩既往を反省して忸怩たらざるを得ず、文拙く章を成さず此偉人の遺徳を紹述する器に非るを恥づ只其一斑を窺ふに足るとして容れらるれば幸甚とするのみ。

一 和 壓 萬 障 （發會式ニ於テ）

聾 啞 界 一

（大正三年一月一日發行）

諸君、今日聾啞俱樂部發會式に一言する愉快を感謝します、本會發起主旨は鈴木君の演述に由て了解が出來ますが將來中央の俱樂部となりて内國聾啞諸君の會同することを目的とするには本會員一同が和協一致して文學の研究と技術の鍛練とに油斷なく如何なる俱樂部

部が設立せらるるも容易に中央俱樂部の地歩を失はない様努力を要します、技能の鍛練は諸君自らは油断なかるべしと雖も文學の研究は諸君或は等閑に看過する心配あるかと察します常人が聾啞を輕侮するは主として國語に精進せないで筆談と對話とに不自由なるに由るが多いかと察します、左れば在學諸君は在學中充分に文學算術を勉強し卒業諸君も毎月一日十五日本校に來會するには只談笑と茶菓と飲食とに止らず時機に應じたる作文宿題により各自の意見を陳述討議するも、本俱樂部の實力を培養する一助なりと考へられます。

生活の戰場は廣大なり生活の戰爭は劇烈なり、生存競争は人類も動物も同じく免れない天則で、優者存し劣者亡ぶる事諸君が歴史に由り新聞に由り知る所又諸君自身學科の試験に於て苦しき實驗あると信じます、常人と生活の戰場に於て生存を競争するには大覺悟を要し勉強正直節儉忍耐は實に生活の戰場には缺く可からざる武器にして機關砲の銳利に勝ること萬々であります、彼の所謂戰爭は五年又は十年に一回の出來事にして「戰爭當事者は専門の職責者と義務者の少數に限り、其期間も一年又は二年にして平和に復するも、生活の戰爭は砲煙銃火の豫警無く日々夜々襲撃し來り少しの油断を許さないのでから聽話

の自由を缺く諸君は一層も二層も警戒を要します、故に俱樂部員相互に相警め相助け如何なる困難の強敵に遇ふも辟易屈伏する無く、勇往邁進日本聾啞俱樂部の魁たられん事を切望します、聊愚見を陳述して祝詞に代へます、前述の數言を約すれば左の一句に止まる。諸君の記憶に便す。

一 和 歴 萬 碍

石川君日本訓盲字翻案二十五年祝賀式演説

東京聾啞學校長 小 西 信 八

會員諸君、盛暑中先刻來大臣閣下を初め諸先生の御話しを伺つた後、又私が長く話しては御迷惑とも存じますので簡単に石川教諭が佛國盲人ブライユ氏工夫の點字を日本訓盲字に適用せんとて、苦辛研究中私の見聞した二三件を演べて祝詞に代へたく思ひます。

書を読み物を見るだけの用をなすものならば太陽も太陰も諸君には何等の益を與へない

此の天然大仕掛の廣大な光力も及ばない、惠澤を與へられた石川教諭の偉勳を諸君と話し合ひ諸君の記憶を牢固にし諸君感謝の意を深くする一助ともならば本懐の至り愉快の極みであります、私も發起人の一人のつもりで來たのですが來賓の側に記され少々勝手が違ひ腹案も俄かに立て直したので疎漏の所は後日諸君の機關誌を借りて補足したく望みます。

石川教諭は千葉師範の出身ですが、同校卒業證輪廓には赤緑黒の三色を以て上中下を示したるに同教諭のは綠色なりしといひ、殊に國字と國語とは夙に造詣深く卒業後直線の左右に點を配し五十音の假名を改めんと工夫もありし程にて、元來盲人か聾者かの教師として生れられたるかの性行ある方であります、明治十三年か四年かの頃時事新報に文福齋の名で漢字を廢し假名を專用するといふ説を見ましたので當時假名の會に熱心助力せられた肥田濱五郎君と共に文福君に會見したいと申し合ひ時事新報にまで投稿者の本名住所を問合せましたが分りませんので皆遺憾でした、後にこれが石川教諭の投稿であつた事を知つた時は既に肥田氏歿後で更に遺憾を新らしくしました次第です。

私が明治十九年一月東、女、高師附屬幼稚園主事より元東京盲啞學校前身訓盲啞院に轉

任當初實に當惑しましたのは好績を擧ぐるには良教員を得るが第一と存じましたのに俸給が僅に二十五圓しか出されないとの事で、一方には有力者より候補者の推薦もあるのでが果して盲啞教育に忠實の奉公者なりや否は疑はしく察せられました、そこで師事して居りました元東、女師長、故那珂文學博士（通世前千葉師、長）と元千葉師附屬校主事辻敬之君とに盲啞教育に適當の良教員選擇を依頼しましたれば兩君とも「それは石川教諭が最も適當だらう」と申され初めて交渉しますと「馬加小學校長より茂原小學校長轉任間も無く同村に於ける情義に對しても又自ら新に試みんとする施設を放擲するにも忍びない云々」との理由で謝絶せられましたが三回懇望するに及び將來子供の教育を完うするを條件として應諾を得たものゝ當時石川教諭が茂原校長として夫妻にて受け居られた俸額に少しも加へること無くして東京に來り而かも家賃を初め諸物價の不廉の所へ主幹からは洋服を着らるゝ様勸告せられた等實に御氣の毒に堪へなかつたところに妻君の母堂が子供衆の看護として來て居られたのに空扶斯にかゝられ夫人も亦同病にて大學病院に入療中母堂は遂に逝かれたるも夫人には知らせないがよいとの事で全快退院まで知らずでござつた等重々

御氣の毒でした、其後寄宿舎新築落成して舎監として入舎せられたので家賃だけの負擔は輕くなつたものゝ今度は晝夜舎生の監督躰方のために晝間授業の疲勞を慰むる暇とてもなく、夜中勤務に御苦勞掛けたのです、當時の生徒は多くありませんでしたが、只今と違ひ盲と聾と兩方受持ちで晝前三時間聾生の普通科午後三時間は盲生の普通科都合六時間づゝ土曜の半休も無いのでした、此間に盲生のためと聾生のためとに授業の方案に苦心して貰ひましたのです。

當時盲生には片假名平假名師範學校編纂小學讀本及びことばの錠と申し高津柏樹翁がてにをはの用法を説かれたものや、算術書を凸字に壓出したものを普通科用とし琴を教ふるには吾孀箏譜、鉞按を教ふるには松山三部集を凸刷し之を模讀せしめたるを見ては常人にすら假名を専用せんと欲したる我々の目には如何にも不思議に堪えない次第殊に琴歌の如き、歌だに暗記して彈詠自在ならば可ならんに漢字を模讀せしむる困難徒勞言ふ可らず之を改めて讀むにも書くにも自由なる文字の工夫せざるべからずとなし、當時教育博物館長で茲に御臨席の現東京高等工業學校長手島先生に就き先生は度々歐米博覽會御出張の事な

れば何か訓盲字の最良なるもの御見聞の事なきやと伺ひたれば同館備付の英國製點字盤と英國貴族院議員にして自身亦半盲なるアーミテージ (Armitage) 氏著、盲人教育及職業 (The Education and Employment) と題せる書を御貸し下されました、同氏は歐米訓盲の實況を親しく巡視して各國の得失を評論し訓盲字の沿革より佛國盲人工夫の點字用法をも詳記し、之を以て世界唯一の訓盲字と論斷したれば試みに新瀉より來り居れる小林新吉といふに綴方を教へ筆記に熟するに及び、其歡喜の容姿滿面に溢れ今尙ほ目に新なる如く忘れられません、これは左もあるべき譯で假名や漢字を凸字にして讀むには讀み得ても之を凸書することは出来ないで書くには別に鉛筆で書かされる定木の工夫あり、偕て書いた所で自分で檢讀することが出来ないで讀み書きの自由を得るまでの苦勞に酬ゆる興味は殆ど絶無といふべきに、此點字は學習の時日は極めて僅少にして字數亦二十六に過ぎず且つ一度學習すれば聞くとして寫し得ないもの無く言はんとして書き能はないこと無く晝夜を選ばず坐臥を問はず舟車を嫌はず自由なれば其感興の深きや知るべきであります、訓盲點字のある事は在米留學生監督目賀男爵の報告が明治十二年刊行文部省教育雜誌に見え

ましたが當時は何も心に深く留めないうで読み過ごし、實際訓育の事に従ふに及んで初めて手島先生の御智恵を拜借したので、其時の石盤が只今目賀田男爵御話しの品であつたかも知れませんが、實に此點字は一旦學習すれば下手にも上手にもなれませんが至て重寶で此一事だけは盲人になりたい程羨ましいものです。

然しながらブライユ氏の點字即ABCに代用するものを其儘襲用するときは我邦の如き熟音字に適用するには毎音必ず母韻の配合を要し假名一字に對し二字若は三字の領面を占め突き出す勞力と使用する紙面とは二倍となる損失あり、之を萬國普通の大利に比するも忍ぶ可らざるを覺え五十音に適用する工夫なきかと教員生徒共に熱心研究したれども石川教諭はブ氏の點は最多六點に止まり一點より六點までの變化に過ぎざれば同形のものを除けば僅かに四十四符なれば到底五十音に配當する能はずとて……の如く最多八點となしたる一案を提出し盲生と實地適否を審査し改竄數次校長矢田部理學博士(良吉)の承認を得て新形點字盤をも教育品製造會社に試製を依頼したるも、石川教諭尙ほ自ら安んぜざる所あり私も亦成るべくブ氏點字盤を利用するに足る良案なきやと切望して止まず、伊藤文吉

室井孫四郎の二生がブ氏の點字排列を其儘にして五十音を附しては如何と提案し、鍼按教員奥村三策氏最初より此意見を有し私も亦之を可とし、當時の校長伊澤修二氏も之を是として固執せられたが石川遠山二氏は之に同意しがたしとて其不利の數項を示され愈益奮勵して良案を得んとして止まず、一日遠山邦太郎氏が五十音中も行和行中阿行に通行する類似の音符を省き不足の音に轉補せば間に合はんとの提案ありしに、石川教諭は勇氣を得て一、二の轉換を行ふならば寧ろ大に合理の轉換をなして我五十音組織に適當せしむるに若かずと、屈せず撓まず功を一簣に缺かんことを恐れ殆ど寢食を忘れて、遂に明治二十三年十二月二十三日大成せられたのが今日一般に珍重せられて居る日本訓盲字であります、然れども石川教諭の成案は成るの日に成つたので無く實に三年越しの苦心を累ねられたので其間見聞した逸話中夫人が産氣を催されたのにも氣付かずして工夫に凝られ女兒安産の泣聲に初めて驚き産婦を省みられたとの事でした。

石川教諭の此成案を翻案と申し居るので或は誤解せられんことを恐れ此際一言附加へて置きたいと思ひます、成程最少一點に始まり最多六點に止まる點字其物はブ氏の儘ではあ

りますが排列の法は全く別で、 Γ 氏のは Δ より J に至る十字に配當したる點を基本とし K より T に至る十字には一様に其點を加へしより以下十符には同様に二點を加へ更に一段の十符を製するには第二段の特點に反對の位置に一點を加へ第五段の十符は第一段の基本點を低く下したのみで形は同じいから若し之に五十音を附したとすれば阿段と於段とは毎に紛雜誤讀を免れない恐れがあるので、石川教諭は更に新組立てに苦心の末阿行五字の基本點字を選び佐行以下九行の特點を定め音韻配合の工夫備はりたれば教ふるにも學ぶにも一貫の根據ありて記憶に便宜なるのみでなく、將來若し羅馬字を以て國字とする日あらんも更に何等の工夫を加へずして羅馬字綴りの略字として利用すること現今と異ならないと思ひます、されば此成案を初めて示された時私は世間往々出藍の譽若は天功を奪ふなどの評語を思ひ出し、石川教諭の功績は Γ 氏に超越し Γ 氏をして地下に在りて極東異域に Γ 氏の精神を體し盲人救済の功を完うしたる同志者あるを歡喜して措かない事と察しました。

かゝる大功を奏せられたに拘らず、其勞績を慰むるに足るものなく僅かに一ヶ月の俸額を賞賜せられたるに過ぎず而も未だ年末賞與の行はれざる當時に於ては異數の例とせられ

其後明治三十三年點字採用滿十年に當り特に百金の下賜あり明治三十四年には佛國博覽會より金牌の贈與あり尋で朝廷より單光旭日章の恩賜を以て表彰せられました、此旭日章は實際の教育者中には當時に於ては殆ど絶無の御沙汰とか傳承しましたが、其前文部大臣よりの奏詔に際し賞勳局に於ては餘程鄭重の詮衡を盡されたものと見え佛國の點字に假名を配當しただけの事であつては詮衡する程でないなどの議論もありしとかで文部省より同局へ出頭説明を命ぜられ盲生大島一を同伴して實地の用法を明にし點字其物は Γ 氏のに異ならないが、五十音に組み替へたる排列方法は全く別にして創案に均しき苦心を累ねられたる次第を陳述したれば子爵大給局長初め列席の局員一同激賞讃辭を惜まれざりし様見受けられました。

實に此點字大成以來訓盲の面目を一新し教員生徒の勞を減じ益を増し生來の盲人には俄に兩眼を得たる思あらしめ壯年の失明者には復活の想あらしむべく現に三十七八年役義勇の奉公者中敵彈の爲に失明したる將卒百二十名餘の内歩、騎砲各大尉一名海軍少尉一名二等獸醫一名は之を學習して訓盲に従事し特務曹長以下曹長數名士卒合せて十四名は之と同

時に鍼按の業を學習して新に生計を立つるを見ては石川教諭にとりて快心の大なるものあるべし、銃を執り劍を振ひし指頭にして尙ほ模讀し得る便あるは此點字の特徴にして外國の例は暫く措き我邦盲啞教育鼻祖として我々が尊崇する古川太四郎氏の種々の工夫を初め我樂善會諸仁が訓盲院創業以來或は膠を以て凸書し或は木刻凸字を用ひ又は凸版を製し鍼穿字の工夫等怠りなりかしも、其勞費の多大にして實用の便利なきものに比すれば雲泥の差ありといふべく之を各國の點字に比するも私の知れる狭き範圍内にては、我日本訓盲點字に超ゆるものなし(少なくとも我假名を寫す場合には)、古川太四郎君は容易に他人の作業に敬服する人に非りしかども、石川教諭の五十音排列法には痛く敬服歎稱して措かれなかつた、又故中村文學博士(敬字)曾て貴族院より歸途なりとて茅寓を訪はれ樂善會創業以來の苦心談に次ぐに點字大成の快心を述べ組立に及び用方の大略を聽取り點字盤を借り歸へり翌日名札に自分の姓名を突出し別に短文の挨拶を記し訂正を乞はれたれば二、三の正誤を施し返上せしに、從來は讀み書き自由ならぬを見て搔痒の歎に堪へなかつたが今此點字は實に快心の至り盲人の幸福此上あるべからずと満悦せられ、又三十七八年從征者中舊

藩士が敵彈に中り失明したるを慰めんには何事が最も可ならんとの舊松江藩主松平伯爵(直亮)の尋ねに對し訓盲點字を教へ點字盤を贈る可ならんと答へしに伯爵親しく來校して使用の方法を質し點字盤二器を注文せられたる時申されしには、失明者某に贈りたるのみでは慰藉の最善を盡したといはれない、我自ら之を學習し應答之を用ひて初て眞の慰藉たるべしと實に同情深き至り舊臣に對して斯くまで情誼を盡されたる方他に之ありとも覺えません私が唯今遺憾を覺えますのは、餘りに正直過ぎて中村文學博士や松平伯爵の名札や端紙を返上せないで所持して居たならば今日の此式に一異彩を加ふるものをとの事です諸君の兩親は諸君に何物をも與へんと欲して惜まず、如何なる勞をも厭はず諸君の不自由をば輕減することを祈願せられ居るにも拘らず、與ふる能はず減する能はざる便益を與へ勞苦に甘んぜられたる石川教諭の惠澤に對しては親の慈恩に讓らぬ思あるべし、日本に盲人の絶えざる限り石川教諭の功績を忘るゝ者なかるべく、此の如き偉勳を立てられた人は諸君にとりては假名の工夫者と申し傳ふるなら弘法大師にも優る恩人なるべく、實に千載不朽の名を揚げ父母をも顯はされたる大孝の仁者たるべし、之をこれ思ひては石川教諭自

身にとりても辛苦に酬い自ら慰めらるゝ快樂は他人の得知らぬ言外に在るべく信じられま
す。

唯茲に私にとりて唯一の大恨事があります、それは外の事ではありません、今日の炎暑
に大臣閣下親しく祝詞を演べられ其功績を讃稱せられ、目賀田男爵、手島校長兩老紳亦親
しく其功績を演べられ本校創立の恩人にして現に商議員たる山尾子爵、前島男爵並に創立
當時院長として經營の勞に甘んじ今は商議員として學校のために配慮せられる大内青巒師
の祝詞や石川教諭初任當時の文部次官にして今帝國教育會長たる辻男爵等の祝詞を辱うし
斯の如く多數の盲人諸君が歡喜感謝の容姿を以て廣き講堂に溢るる計りの盛儀に際し、石
川教諭が夫人と共に席を同じくして觀られない一事であります、是は私が衷心より遺憾と
する所です、かゝる御目度席上にてかゝる不祥の事を述ぶるは適當なるや否判する暇なく
諸君の清聽を煩さんとするは禮に非るべきか、然れども石川教諭の此偉勳を立てられるま
で内顧の憂なく家政を處理し子女の教育に任せられたる夫人が此盛儀を觀るに先立ち僅々
四ヶ月前即ち去る四月十一日に逝かれたのは獨り私一人の遺憾ではあるまいと信じます、

又點字翻案工夫中出産の記念嬢たる富子嬢にも數年前歿せられ是を思ひ彼を考へられたら
ば石川教諭には悲喜の萬感交々至るに堪へられないかとも察せられます、御來賓初め會員
諸君の御諒察の上非禮の御寛容を請ひます。

序に一言加へて盲人諸君の記憶を乞ひたき一事があります、即ち點字の重寶を手に握り
たるも之を利用する器なくては便利を知るべからず、よし器はあるも之を求むるに遠く外
國に仰ぎ用あるに従つて容易く手に入れないで加ふるに價不廉ならば如何、この不利不便
を排して今日諸君が用あるに従つて手に入れ而かも外國製より低廉の品を容易に求めらる
ゝに至りましたのは明治二十四五年の交山形縣より米國宣教師某の學資により入學したる
島津貞助と申す篤學者があり日曜毎に某教會に到り説教を聽くを常としたるが、一日教會
信徒にして小石川久堅町に留鋌製造を本業としたる瀧祿松といふ人に邂逅し點字盤を示し
是は盲人に無くばならない、必要具なるも英國より輸入するので取寄せるには日子を要し
且つ價も不廉なるに苦しむ、日本で製造する工夫はあるまいかと同情を促したるに瀧は出
來る出來ぬは試作の後とし一工夫せんとて試作したのが英國製に少しも譲る所なくして價

は凡半額位に出来上るので大に悦び其後各地より續々注文に應じ本業の鋌を廢して懸命に従事したが、後投機の業にや手を出し大失敗して今は其居所をも詳に知る由なく今日の盛儀に同人の見ぬのも遺憾の一であります、幸に同人に代りて損得の考を離れて諸君に同情を寄せ瀧に譲らぬ精巧の器を製し諸君の便利をせられるを見て楽しみ居る本郷區富坂仲村豊次郎といふ人が輸入を防壓して諸君の便利を圖り呉れらるることを記憶し諸君と共に感謝の意を失はない様致し度切望します。

聾啞教育の先覺伊澤修二先生を痛悼す

殿坂の友 一八

(大正六年一月二十五日發行)

東京聾啞學校職員生徒一同は前東京盲聾學校長從四位勳二等伊澤修二先生の薨去を痛悼し不肖信八をして謹んで短篇の弔辭を呈せしむ噫悲しい哉悔しい哉先生が教育施設上各方面に當り革新若くは創業の偉勳に對しては朝廷の表彰を待たず夙に内外周知して欣慕措か

ざる所獨り先生が聾啞に對し深厚の同情を寄せられ陰に眷顧を辱うしたるは或は未だ知らざるものあらんかを恐れ茲に一言追謝の敬意を表す、先生が本校第六代の校長としての御在任は明治二二年六月より九月に至る僅々三ヶ月にして理想の御抱負を實施せらるる機會なかりしは自他共に遺憾を極めし所然れども御就任數年前に既に早くベル氏視話法に依り聾啞に發音を教へられ之に由り日常の便益を得しもの少からずこれ職責あるに非ず全く御同情の餘りに出で父兄の感泣歡喜する所なりとす、明治三六年本校が聾話教員養成に着手してより續々卒業するもの各地に赴き顯著の好績を擧ぐるもの亦多し、左れば先生の遺恩は偉大にして永續するものと云ふべし、唯本校が是より益革新を圖り先生の教を仰がんとすること多きに忽焉として幽明を異にし自失爲す所を知らず歎歎嗚咽に堪へず靈前默願する所は御在世の如く冥護を垂れ大過を免れしめられんこと是なり、不肖が先生に於ける義は師弟にして情は父子も及ばざる所とす今より再び恩容に接する能はず嗚呼悔しい哉悲しい哉。

けふよりは誰を教への親とせん

西も東も導かれし身は

語りつき言ひつがでやは止みぬべき

君が立てにし高いいさをは

自 警

聾 啞 界 第一八號

(大正七年七月一日發行)

我業祖古川太四郎師が明治十一年京都に於て創業以來既に滿四十年を超ゆ、日尙淺しと云ふ可らず、小學校教育開始に後るゝ事僅かに八年なるに小學教育進歩の顯著なるは殆隔世の感あるも我聾啞教育は創業當時に比して幾何の進歩を誇り得るや、此後八年を假さば果して小學教育今日の狀況に比するを得るや否實に慚愧に堪へざるを覺ゆ、畢竟するに事に當る我々が未だ盡すべきを盡さざる所あるに因るは勿論なりと雖府縣の上司を初め社會一般に之を緊急の事業と見做さず漫然樂善家の餘業に委ねて顧みざる事も赤一因たらずと

せず。

常兒教育に比して幾層倍の工夫と辛勞とを要する云々と異口同音極めて同情を表しながら、實際には此事素より樂善の業に屬すれば低廉の俸給に甘んずべしと稱し教員に向つて樂善の行爲を強ゆる如き所無きにしも非ず、又或は小學校退職者を迎へて其恩給と併せて辛やく前給に近き俸額を給して無給に優らずやとするが如き觀無きにしも非ず、世情既に此の如くなれば焉ぞ能く小學教員中より優良の人物を招致するを得べき、これ我聾啞教育の舊態を脱せざる一大原因たらずとせんや、迎ふる者既に尊信深厚ならず、迎へらるゝ者亦我嗜好に適し終生の樂事として同情以て之に従ふに非ざれば進歩の遅々たるは知るべきなり、左れば公私共に今少しく事に當る者を優遇してせめては小學教育に従ふ者と同一に待遇し恩給並に年功加俸等の特典にも浴せしむる考慮なかる可からず、聾啞も國民なり、國民教育を受くる權利あり、聽話の自由を缺けるを見て忽ち廢人と稱して之を顧みざる如きは同情を缺きたる人といふべく自家不幸にして聾啞子弟ある場合を想像して可なり。然れども我々此業に従ふ者亦大に猛省する所無くて可ならんや、獨逸聾啞教育に従ふ者

多くは小學校教員の選良なりといふ、同國人にして聾啞教育者ハートマン氏記する所あり「即ち聾啞教育に従ふ教員が單に社會の位置を保つためと其俸給を受くるを目的として此業を選ぶとすれば其教化の効果は淺薄たるを免れず、聾啞の教育は恆久にして熱烈なる活動を要し人の全勢力を盡して傾注するも尙足らざるを覺ゆべし、生徒銘々の性行を觀察し彼等銘々が受くる教課をば果してよく了解し居るや否を絶えず檢察せざる可からず、十分の成績を收むるには之を外にして良法なし、若し教員にして此事に對する興味と愛情とを失はば須らく速に去つて普通兒童教育の任に復歸すべきなり」云々一讀赧然たるを覺ゆ記して自警の規箴とす。

聾啞教育と慈善との關係

聾 啞 界 第二〇號

(大正八年七月一〇日發行)

西曆一八九六(明治二九)年七月米國ロチェスター(Rochester)市で催された聾啞協會

々員セリネー(Mr. F. L. Seliney)氏の談に一年前紐克州救濟法(The Charities Law)より聾啞學校を除くことに改訂せられた、これ絶えず干渉を受ける事を快しとせぬ某校長から其不法を上等裁判所に訴へたれば學識卓絶したる判事が「立法の精神は教育するに在るので救濟するのは此精神を遂行するに附隨の事業に過ぎない、故に此精神が論理上要求する以外に類別するのは不充分にして且不合理なり」云々の斷定に基くのだが、此斷定は一八九五年の救濟法の上に下されたので一八九六年の改訂を見ることになつたのである。

總ての教育的建設物も以前には救濟に屬するものゝ様に見做されてドクトルワルネル(Dr. A. G. Warner)氏著エヴォリューション、オブ、チャルチイス、エンド、チャリテイブル、インスチテューションズ(Evolution of Charities and Charitable-Institutions)中に社團設立學校若は大學も法律中には今尙ほ布施を仰ぐ學校の中に加へ置く、英國無月謝學校は長い間慈善學校と稱し來りたるも民間の意領にも談話の上にも今は最早普通人の爲に設けたる無月謝學校や大學等に對して慈善なりとの觀念を有てる者無きに至つたが、獨り盲學校や聾學校に對しては今でも尙慈善事業なりとの觀念を全然排除せざるのみか、

或場合には一層優勢の力がある、畢竟するに寄宿せしめて食料も授業料も徴せざる上に學用品一切を給與するに由ると察せられるが、我々は紐克州立法の精神が全國に普及して聾學校をば救濟法の所管より脱して純粹の教育的施設と公認せらるゝに至る事を信じて疑ない云々。

これはこれ二十二年前拙者官遊の際雜誌に見たり又ロチエスター聾學校長故エストゼル (Zenas Freeman Westvelt 1. 1. P. 昨年死去) 氏より親しく傳聞した事であつた、米國聾教育創業の一八一七年を距ること八〇年にして此説を聞く、我邦古川太四郎師が京都で創業の明治一一年(西曆一八七八年)は米國創業に後れる事六二年で京都創業を距る四二年の今日は尙ほセリネイ氏の説を宣揚するには早きに失するであらうか。

紐克州立法の精神が獨り米國全體に普及するに止らないで一日も早く世界の國是となつて我邦聾者も慈善家の殊恩に依らず國民の一員として教育を受ける權利ある者と公認せらるる氣運の到來を切望して止まねは豈獨り拙者一人の僻見であらうか。

盲啞の教育は慈善に非ず

聾 啞 界 一九號

(大正七年二月二七日發行)

盲學校並聾啞學校は視聽の自由を缺きたる者のために特殊の方法に依りて普通教育並技藝教育を施す所なり、取りも直さず公立、普通學校(小學校中學校)並公立專門學校同格のものなり。之を慈善事業なりとの放言は甚誤れり憾らくは行政官並教育家中今尙ほ此謬見に囚はるゝ者多き事はなり。

教育を受くる者が視聽の自由を缺きたる故を以て之を教育するは國家當然の義務に非ず篤志家の慈善事業に屬すと云ふは行政官並教育家の怠慢なり、然らざれば其職責を他に嫁せんとする横着なり、無學の子弟無きを期するは國家の要求なり、國家の要求に適應するは行政官並教育家の責任なり。「小學校令三三條學齡兒童瘋癲白痴又は不具癱疾の爲就學すること能はずと認めたるときは市町村長は監督官聽の認可を受け學齡兒童保護者の義務を

免除することを得」とあるは、盲若は聾啞兒童を教育せざる精神に非ず、實に止むを得ざる寛容に過ぎずと察せらる、行政官並教育家は其負擔管區盲並聾啞の爲に就學の方法を設備すべきなり、然るに市町村長が監督官廳と共に兒童保護者の義務を免除するを特殊の恩典と思量する如きあらば誤れることの甚しきものにして恥づべきものと云ふべし、兒童保護者にして「我々は就學義務の免除を願ふ者に非ず、我々は各種の納税を怠らず、我々の盲若は聾啞子弟就學の便宜を要求す」と迫らば、何を以て之に答へんとするか、香川縣下各郡にては學齡兒童中盲若は聾啞には郡費を補給して、私立香川盲聾學校に入學せしむるを例とする由、好例と云ふべし、各府縣亦之に準ぜんことを望んで措かざる所なり、教員亦此條を楯に取りて盲若は聾啞の入學を拒絶するの具とする如きあらば不可なり、宜しく便法を講究する者ありと聽くは悦ぶべしと雖、未だ全般に普及せざるを憾みとす、若又盲啞の教育は慈善事業と假定せんか、眞の慈善は適良の教育を施すに在り、適良の教育を施すには所謂慈善事業に放任すべからず、勿論慈善家の助力は望むべしと雖之に放任する時は法規の之を責むるもの無く之を施設するも可なり、之を施設せざるも可なり、偶之を施

設するも其完備を責む可らず、英佛は米國よりも盲啞教育に着手したる先進國なり、然れども兩國共に慈善家の行爲に放任したる結果、遂に後進の米國に譲る所無きを得ざる觀あるを免れず、米國各洲或は小差なきを得ずと雖、盲人教科書の爲に國庫より年額二〇萬圓を支出し、點字並凸字の書籍を無料にて各盲學校に配布するが如き聾啞の爲に大學に均しき設備の國立聾啞學校（今設立者の名譽の爲にガルローデット、カルレッジと改稱す）に巨額の費を投ずる如き、未だ歐洲先進國に其例を聞かざる如し、然れども米獨兩國の發展の顯著なるに刺戟せられて、英佛亦數年前に小學教育並に盲啞教育をも僧侶等の手より離して國家教育組織を編制し、着々其功を顯はすは悦ぶべし、我國亦早く慈善事業なりとの觀念が一般の思量より蟬脱して盲啞教育制令の發布を見る機運の一日も速に到着せんことを切望して止まず、全國教員大會より既に二回文部大臣に請議する所あり、昨年は立法院に建議するを見るに至れり、立法院亦各國の施設に鑑み行政者に施行の機能を與ふる法規の制定を議定せんことを望まざるを得ず、今次に米國盲教育の概觀を述べ次に英佛の施設に及ばんとす。

盲啞も國民なり、國民教育を受くる權利あり、國家は之を教育する義務あり、但普通兒童の爲に隨所に小學校を設けて家庭より通學する如き便宜を與ふる能はず、故に適所に盲學校若は聾學校を設立して洲内盲若は聾兒を收容し、寄宿食餌學用品一切を供給して之を教育すべし、父兄より寄宿食餌學用品等の費用を徴收するは不公平なり云々。

これ米國官民一般の大覺悟なり、此大覺悟に基きて寄宿生徒に對しては每人年額金六百圓(三百弗)通學生に對して同金三百圓(百五十弗)を計上し、施設を完うし、敷地の如き廣大にして景勝の地を占むる所多く、校舍亦堅牢壯麗にして羨望するに堪へず、然れども米國と我國とは國體民俗を異にすれば、總ての施設を模倣する能はざるは勿論にして、寄宿食餌學用品一切を公給する如きは到底望む可らず、左り乍ら國家の義務として各府縣盲學校並聾學校の二校を設備する位の文化の程度を冀望するは必しも分外の望に非らざる所と信じ、各府縣上司が速に管内盲啞教育に着手せんことを切望す、森正隆氏が茨城縣知事たりし當時、聾學校を設立し自ら校長となり、經營に心力を盡し、秋田、宮城に轉任する都度、各任地に縣立盲啞學校を設立したるを見れば、至難は至難に相違なきも、亦可能

の事を證して餘りあり、同氏が設立當時の演説の如きは正々堂々たるものたり、これ獨り森氏にして行ふべく、茨城、秋田、宮城ならざれば行ふ可らざる事なるか、豈それ然らんや、各知事少しく盲啞教育の必要を思量し誠意以て縣民に謀らば豈少々の支出を吝まんや。英國は普通教育をも放任したる極めて保守の國風なりしも、曾て自國貿易上深く自覺する所あり、米國獨獨に特別調査委員を派出し、各委員の報告に符節を合せたる如く、普通教育の普及實況に驚き、急に普通教育を國家の手に收め、盲啞教育をも併せ強制する事となり、倫敦市率先して各小學校に附設し學用品一切を支與し且手引を要する者には手引料をも給し若し兄弟中手引すべき者無ければ近隣子弟に手引料を給してまでも、就學を強制するに至れり、此點に於て大陸諸國に先鞭を着けたり、米國ニウオルク市も數年前より市立盲學校あるに關せず、更に學齡盲兒には必ず町内小學校に入學せしめ、學用品を支給し訓盲専門の教員を置き、點字を教へしめ試験問題及答案の檢閲に任せしめ、點字を習熟したる後は夫々適宜の學級に編入し、普通生徒と同じく普通訓導の教授に委ぬる事を規定せり、本校に尙ほ盲生在學當時明治二四年、予は視力の僅に存する者に文部省讀本を持たせ

全盲には點字に反譯したるを與へ教授を試みしに翌朝に至り視力を頼む生徒は漢字を失念し、全盲者に読み方を質し質し進みたるを見て、盲児だけは普通兒と同級に教へ得べきことを實驗したり、只普通小學校に盲兒を入學せしむるか、或は普通兒童をして盲啞學校に就學せしむる望なきを憾みとし、養育院生徒に就き實驗せんとして未だ試みる至らずして同院の盲啞教育を引受くることゝせるに遂にニウヨルク市に一鞭先んぜられたる憾なき能はず、我全國小學校多數訓導中、ニウヨルク市小學校訓導に準じ試みんことを望まざるを得ず。

佛國亦僧侶の手より普通教育並盲啞教育を離し國家の手に收め、一時は可なり騒々しかりしを、今は當然の施設の如く覺悟し、巴里には國立盲學校同聲啞學校あり、ボルドウ市には國立女子聲啞學校ありシャンベリーには男女各聲啞學校ありて男女共に收めたり、各縣立學校は勿論なりとす。

我國が歐米先進國に範を取り、今や大學より小學校乃至幼稚園施設は遜色無きに至るも獨り盲啞教育に至りては、先進國に對しては勿論、内國小學校教育幼稚園保育にも伴隨す

る能はざるは抑何故なるか、當事者たる我々の微力は勿論ながら、又文政上司初め社會一般に向て考慮を煩はざるを得ざるものなしとせず。

盲人教育と啞人教育

聲 啞 界 第二〇號

(大正八年七月一〇日發行)

最近文部省年報(大正六年三月調の大正五年度即四四年報)を閲して學齡の盲兒男一六四五人女一五八四人あつて聲啞男三二二九人女二八一〇人あるを知つた外に盲で聲啞を兼ねたるが男には四人女には七人ある、之に對して全國中盲學校は官立一公立二私立三七校あつて聲啞學校は官立一私立四校に過ぎない、盲啞學校は公立五私立二三校となつてゐる故に盲兒の入學し得る所は官公私合せて六三校あるに聲啞學校は三三校に止まり殆盲學校の半數である、兒童の數は盲兒の倍數に近くして學校の數は之に反して盲學校の半數に近しとは果して自然の勢であらうか、歐米各國では聲啞學校の數が盲學校に倍若は三倍に近



しと云ふに獨り我國が倍數の聾啞兒にして學校の半數たるを怪む者無しとは奇現象であるまいか。

邦人は盲兒に同情厚くて聾啞兒に薄いのであらうか、そんな理屈はない、盲人は自然他人の同情を惹き易き境涯に在りて一瞥憐悧の情を促し惻愍の心を動すに反して聾啞者の不自由を他人が認識する機會は多くないからいつ迄も見逃さるゝ不利があるのと盲人自身が躍起となりて有志者に懇談切望して學校の設立や金品の寄附を促すのに聾啞者中にはかゝる事に奔走盡力するためには言語の不自由が大障礙となつて出来ない、盲人は卒業後マツサージ師や按摩手となつたり鍼醫や琴師匠となつて醫師格師匠株で尊敬の意を以て接待せられるに聾啞は縦令常人に劣らない技能があつても言語不自由のために喜んで之を使用する者少く偶之を使用する者あればとて低給で酷使に近くはないかと疑はれる程の事さへあるので、よくても職工の待遇に過ぎない、中年以上の盲人は遠方から東京、京都、大阪其他へ留學するに道中按摩を營みながら京阪に出で鍼按の師匠に就き夜は按摩を營み晝間學校に通學する便利ありて出京にも留學にも父兄を煩はすこと少なくて相應の研學は出来る

から中産以下の子弟も出京留學するが多かるに聾啞は此便利なく初めて入學するには父兄若は母姉の附添を要し之がために三人の旅費を要し夏休に迎へに來て連れ歸るに亦三人の旅費を要す、九月歸校にも同様なれば入學當年九人の旅費を要し二年若は三年の間は一年六人の路費を要し在學六年若は八年間に修得する學識は尋常子弟が小學校に入る前の言語を自由自在に誤りなく使用することは容易ならずして費す所の學費の盲人に比して莫大の相違あるに拘らず收納する所の成績は此の如く微少なれば中産以下の子弟は初より放縱の生活に委ねられ少しく成長するに及んでは家事の手傳に役使せられ其役使にも堪へない者は道路に放棄せられたも同様の姿で竊盜する外には生存の道なく度々警官を煩はした末監獄に投ぜられ刑期満るも温情より之を迎へて親切に世話する親族信友なければ入獄前と同様の犯罪を繰返すが常習となるは止むを得ぬ事で當人を咎むるよりも社會の缺陷を訴へねばならぬ。

右の次第にて聾啞の教育が盲人の教育に比して不廉なるに收納亦微少なるより自然同情者も容易に手を染めざるには非るか、尋常子弟の不良者に對しては國立感化院あり、各府

縣亦之を設くるも聾啞に對して一も之なし、尋常子弟の不良なるは教育を施して而かも良からざるを見て遷善を圖らんとするので至れり盡せりといふべきに聾啞に對しては初歩の教育だに設備を圖らずして竊盜の行爲を認むれば直に監獄に投ずるは果して盡すべきを盡したりといふを得べきか。

各府縣をして聾啞教育の設備を督促するは中央政府の責にして此命令を奉行するは各府縣の任ならぬか、盲啞教育令の發布を望むの聲絶えざるも未だ上司の聽く所とならぬは遺憾の極といふべく畢竟誠意至らずして上司を動かすに足らずとせば慚愧の至り又何をかはんやである。

先づ教育を施し職を授くべし然ざれば食を與ふべし是數年來の絶叫にして未だ其感應の徴を見ざるは遺憾なり慚愧なりと自暴自棄に陥るは更に大に警むべく此目的を達するには不斷の努力と終始渝らざる誠意を要するは勿論で徒に上司を怨み社會を咎むるは自ら顧みざる甚たしき卑行といふべきである。

古川太四郎師創業以來既に四十二年此間卒業聾啞者中には富豪の子弟もあり今や家業を

自營し相當の所得を自收し必しも祖先の遺産のみに衣食する者のみと考へられぬ、此餘裕ある聾啞諸君が盲人の如く自ら奔走努力して聾啞者自身の主唱による學校若は授産場の如き施設を後昆に遺して聾啞者必しも盲人の後塵を拜する者に非るを證する事人世の一快事ならぬか、聾啞者の大に用ふべきを示し智慮あるを證するは獨り自身の存在を高尙にするのみに非ず實に後進の聾啞者に對する先進聾啞諸君の義務であると信ず。

望 蜀

聾 啞 界 二七

(大正一二年二月二七日發行)

盲啞教育令發布、盲啞教育令發布、盲啞教育令發布との叫び漸く殆ど全國に響渡り九州より中國より奥州より委員を派して當路並に關係方面に向つて陳情したる功顯れて教育評議會の議に上り又本年度豫算に其費目の計上を見るに至りたるは慶すべく祝すべしである學制發布五十年の記念とも見て可ならんか。

明治三十九年京都大阪東京の三盲啞學校長連署して時の牧野文部大臣に同令の必要を具陳し翌四〇年より大正九年迄隔年全國盲啞教育會を開き毎會同主意を文部大臣に建議し或は貴衆兩院に請願し來り、最後の第七回名古屋會には特に委員を擧げ促進を期し辛く當路の容る所となりたるは各委員の熱心奔走の努力多大なるに依るを萬謝して措かぬ所である。

然し乍ら同令の發布を見るとしても從來の如く富裕者の子弟のみ多く其恵に浴し貧困者の子弟が其恵に浴し得ぬ事情依然たらんには永く同令徹底の功果を收め難からう、されば各府縣當局には學齡盲啞兒をして悉く就學せしめ得るの考案に苦心する所なくてはなるまいと思ふ、就學の猶豫を一寛典の如く思つて居てはならぬ、皇國と米國とは國體民俗共に全く異なれば今俄に米國に標準を探るは無稽の輕舉たるを免れず、之を敢てするものなかるべしと雖も其精神を參考するは有害なりとは考へられない。

米國では最初は富裕の子弟からは月謝を徴し、貧困者からは之を徴せぬ代りに校内洒掃等の勞役に服せしめたるを後には其非を悟り貧富の別なく月謝を徴せず平等に校役に服せしめ、寄宿生一人につき三〇〇弗、通學生一人につき一五〇弗を計上し、寄宿料學用品一

切を公費で支辨し生徒は只其身を宅より學校に運ぶに止まる、其意は通常子弟の爲には隨所に學校を設け通學に便するも散在する多數盲啞子弟には然するを得ぬ故に便宜の地に一校若は數校を設け悉く茲に收容するものとし其寄宿費を父兄の負擔とするは公平に非ずとの上下一般の大覺悟に因るものといふ。

又英國は元來教育を人民の手に委ね干渉せざる國是であつたが米獨の工藝發達著く自國功業を壓する勢に鑑み翻然大悟し一八九一年義務教育制を布くに當り倫敦市率先して盲啞及癩兒の教育をも強制し曾て歐洲大陸に見ざる先例を示し、生徒の家と學校との距離を約半哩を度とし各公立小學校に教場を附設し之をセントルと稱し學齡盲啞兒の就學を強制し通學危険の恐れ有る者にして兄弟等同伴者の便なき者には近隣子弟の同伴を促し毎週一片（我四錢）同伴料を給してまで之が就學を強い毎生徒に對し年額五磅半の（我五五圓）費を計上し學用品一切を公給し教員で盲者なるには月給の外に手引料をも加給して之を決行したる如きは盲啞教育の徹底を期する良策と思はれまいか！

皇國經濟の餘裕と上下一般の大覺悟とが一日も早く英米の程度に達せんことを望んで止

まぬは獨り我輩一己の望蜀慾なるか？

聾啞治療につきて

明治廿四年中、東京盲啞學校卒業生某と偽り、東山道より北陸山陰道を経て各師範學校中學校郡役所等を歴訪し、其身の不仕合を哀訴し慈惠金を擱收し、足土を踏まず美衣を着け滋味を食ひ善待厚遇を受け各地よりは東京盲啞學校に宛て、同人教育の良績を賞揚する感状を送られたるもあれば同校にては卒業生に非ざる旨を新聞及官報に公告し警察署との交電もあり一時煩を極めたりしが、同人が西海道に渡り熊本市に入るに及び同市警察署に於て之を捕へ同市病院長醫學博士芳賀榮次郎氏の診斷によりて果して詐偽者たるを自白せしめ、囚人となして本籍に送られたるあり、其後兩三年を経て府下華族及知名人士の邸に到り聾啞たる不幸を哀訴し慈惠金を着服したる遊治墮落の書生某の當時小石川區長たりし佐藤正興氏に捕へられ警察署に送られたるもあり、又殆ど同年頃福島縣下より出京したり

とて神官某東京盲啞學校に來り按摩術を以て聾啞を治し發音せしむることを發明したれば同校の教員に採用せられんことを文部省に願出で文部省より教員の用捨は東京盲啞學校に願出よといはれ同校に到り予は面會の上其術の仔細を問ふに只頸部に要點あり、其處を按摩するのみ、別に藥法を要せず若し疑はれんには二ヶ月間雇ひて實地に試みられよと、予は答へり足下の術果して信實ならば二週間自費にて通勤し實示せられよ成績によりては御雇申し予輩も師事することあるべし、只予輩は按摩をも施さずして發音談話せしむることを知れりとて初學生より卒業生に至るまで最も發音を能くする者を示したるを見て再び雇はれんことを言はずして去れり、或は云ふ醫科大學に到り三浦醫學博士に面會し按摩術を以て聾啞を治する發明云々を談ぜしに同博士はそれは感服の至なり予輩多年治療に従事するも未だ左様な簡單な名法を發見せず、宜しく農商務に至り專術の特權を得文部省に到り採用を請願すべしと、流石に博士丈けの追拂法を知らるゝものかと感心せしことあり、然るに數十日前府下各新聞に左の如き廣告をなし一は芝某亭に各社の記者を聘し施術を披露せしかば翌日、其奇巧を賞賛したるものさへあり不審に堪へざりしが、二三の僚友か同

人の宅に参り目撃したる實況を承れば只頸部を按摩するのみと因て九月十七日讀賣新聞上に左の卑見を公にし世の不幸兒を有せる父兄に注意を與へ無益の勞費を省かしめんと欲したりしが、本月二日の静岡民友新聞及静岡新報二葉を寄せて其廣告を見て再び誌に卑見の掲載を乞ひ、教育に従事する諸君殊に小學校教育に従事する諸君は必ず不幸兒を有せる父兄の顧問たらんことを察す、各教育雜誌餘白を割愛して之を轉載し小學校教員並父兄の参考に使せられんことを冀望に堪へず。

聾 啞 治 療

發音傍聽許諾ス

貧困者手術無料

東京市下谷區黒門町一番地(大通り東側)

聾 啞 治 療 院

世界一^治大發明採手術療藥品灸不用^{不思議}ニ癒テ實驗勿疑 郵券三錢送ラバ規則書呈シ質問ニ答フ
追テ九十九人啞カ物言フトハ虚ナリト疑ハザル者ナシ故ニ何人タリトモ發音傍聽ヲ許
可スヲ以テ來院實驗スベシ

予は醫に非ず、故に聾啞の果して按摩術位で治すべきや否やを知らず、然れども聾は原

因にして啞は結果なること夙に歐米に定説あるを知れり、前年米國ボストン訓盲院に聾啞にして盲なりシロウラ、ブリッヂマンと云へるが死去せし時、米國ウウムスタア市なるクラック大學總長スタンレイ、ホール氏をボストンに招聘して、有名なる女子の頭腦剖檢の全權を委任し、同氏は極めて注意を加へて腦を取離し同大學に持歸へり、同大學解剖學助教ドナルドソン氏其解剖を擔任し極めて長時日と精密の剖檢を行ひしが其結果は「腦の某部分は某知覺器の中樞なりとの説を確實にし、其所在地を略知せしむるに至りし外には差したる異狀を認めざりしと云ふ、生者には剖檢を試むべからず、死者に施せる成績に異狀を呈せず、故に聾は今尙神秘に屬すと雖も啞は決して不治の痼疾に非ず、舌疾病と稱すべきものに非ず、去る明治十九年米國カリフォルニア州に開かれたる米國聾啞教員大會に於て聾啞といふ熟語は事實に違ひ不都合なりとて啞を省き單に聾と稱することに決し英國に於ても今より五年前英國聾盲教員第一大會に於て米國と同じく單に聾と稱することに決せり。兩國教育者の意に曰く、聾啞者の言語を發する能はざるは言語の機關に故障あるに非ず、全く聾にして生來音聲を聞かざるによりて之を發せざるのみと、故に聾の根治は今俄

に望む可からずと雖も、啞の救治は醫術よりも寧ろ教育に屬し父兄若くは教員が反覆丁寧
に發音の方法を教ふれば悉く發音せしめ得べし、縱令専門教員に非るも熱心忍耐親切なら
んには婦人と雖も成功すべし、予が知る一武官の妻妾同時に各一子を産し妻の子は男にし
て妾の子は女なりしが四、五歳に達し男子は白痴に近く女子は聾啞者たるを知り兩親の憂
悶措く能はず、殊に妾は其子の聾啞たるを歎き寢食の間にも膝下に於て己の口頭の運動を
熟視せしめ發音を練習したる功は能く己の言語を了解せしめしのみならず、他人の言語を
も了解せしむるに至り本校へ入學の當初、教員一同歎賞せし所なり、本校亦た明治十九年
春、伊澤修二氏より蘇國人アレキサンドル、メルヴィル、ベル氏視話法を傳習し、成功せし
ぬの數名あり、此方法によれば極めて精密の發音を教へ得べしと雖も本邦五十音を教ふる
には必ずしも此方法によらざるも發音せしめ得ること前の婦人の例に於て之を知るべし、
又現に本校初學の級には單に口頭の運動を熟視せしむるのみにて之を能くする者多し。

歐米諸國に於ては啞者の多きを以て其國の教育完からざるに歸し都邑には必ず一校若く
は數校を設け府縣より巨額の金員を支出して常人の子弟と同じく殆ど義務教育を執行し又

米國には公私聾啞校百七校あり生徒一萬一千人を教へ、英國には同じく四十五校あり生徒
三千六百人を教へ、獨逸には同じく九十七校あり生徒六千三百人を教へ、佛國には七十校
あり生徒三千八百人を教ふ、是れ皆聾啞の爲に設けたるものにして、盲者には別に建設し
其數亦聾學校に讓らず。

以上の四國は人口の上に於て我帝國と大差なきに聾啞の爲に學校の設備此の如く多し、
我帝國を顧れば京都市盲啞院と本校との外には長崎盲啞院と愛知縣拾石ひらしの訓啞義塾の二私
立あるのみ、是れ我帝國聾啞子弟の少き故に非ず、學齡兒童七百七十三萬人中聾兒四千七
百人に近く盲兒亦四千あり、百分比に於て決して歐米に下るに非ず、寧ろ大に超過するが
如し、(コンナコトハオトリタホオガヨイノニ)故に予は博愛君子の一顧を乞ひ盲啞學校の
建設を促し、教育に従事する諸君殊に小學教員には盲啞教育に奮勵従事せられんことを冀
望す、蓋各地小學校附近に盲啞の子弟を有する父兄あらん、其父兄にして其居住の町村に
於て其子弟の教育を托する教員を得ば如何ばかりの仕合ならんか、予は他日其方法を記し
公評を叩かんとす。

次に聾啞の子弟を有する父兄に一言せん、不幸にして子弟の聾啞たるを知らば神佛に直願祈禱することを止め直に名醫の診察を乞ひ早く學校教育を授くべし、是れ實に神佛の意に協ふものなり、醫術と教育とは神佛の賜なればなり、然るに之を悟らず其子弟の不幸を憫み治療を求むるに急なるの餘り遠近を論ぜず失費を惜まず東西に奔走して數百金を費し其功無きに至り初めて悔悟する者本校生徒父兄中極めて多しとす、予も亦不幸にして當年十五歳なる聾啞にして白痴なる男子を有せり、其幼少の時にして東京盲啞學校の築地に在りし時今は故人となられたる侍醫醫學士伊東盛雄氏が好意を以て同校生徒の診察を引受られ一診を乞ひしに治療なしと申され醫學士甲野泰造氏は郷友にもあり同氏が明治二十二年帝國大學より出張して同校啞生の耳を検せられたる時も一診を乞ひ更に同氏の勸告によりてベルツ氏の診察を乞ひしも伊東醫學士の診察に異ならず、よりて其前後恩顧ある諸仁及父母舅姑より頻に某神水某神灸を試むること又は某佛徳を祈願する勸告を受けしこと再三なりしも皆拒絶したるは經驗を輕んずる嫌なきに非ざるも無益の勞費を省きたるを喜ぶものなり。

現に昨今諸新聞に見ゆる聾啞治療院の治術を求め一年餘にして其功なきを悔ひ入學を乞ふ者あり、思ふに此他に數多あらん、偶其功驗の奇妙を稱し謝辭を廣告する者あれども信する能はず、三、四の發音を能くするを示して以て聾啞を治したるものとして父兄を欺く者には非るか、治術者が唱導する如く顯著の功驗があるものならば先づ醫師及教育者の前に於て披露するを適當とす、然るに其事無くして只新聞記者を招聘し馳走して披露したるは既に眞實正當の術に非ずして只名を衒ひ世を瞞着する手段に過ぎざるを疑ひて可なり。予は人の營業を妨ぐる念は毛頭之れ無きも亦不幸兒を有せる父兄が無功の治術に金員時間を失ひ徒勞の奔走に疲れ後悔せざらんことを冀望する極めて切なりとす。

聾啞教授法の五大別

聾啞を教ふるに歐米各國の教育者が辛苦に辛苦を重ね工夫をこらしたる法種々あれども之を大別すれば五種とすることを得、手眞似法、指字法、發音法、聽音法及合併法是なり

今順次各法の大要を説くべし。

第一、手眞似法(The Manual Method)は生徒を教ふるに手眞似、指字及び筆談を以て重要な方便として、心意の發達文書の了解、筆談の自在を與へるを以て結局の目的とす手眞似、指字及び筆談を用ふる割合は各校相違を免れざれども其目的に至りては同一なり手眞似に自然のと人爲のとあり、承知を示すため頭を上下に動かし、不承知を示すため頭を左右にふる如きは各國人が同一を約せずして同一に用ふる類を自然と云ひ、我聾啞生は父親を示すに母を用ひ母親を示すには子指を用ふるに、英國聾啞生は善を示すに母を用ひ惡を示すに子指を用ふる類を人爲と云ふ、又指字にも二種ありて英國に専ら行はるゝは兩手を用ふる者にして嘗ては佛國其他の歐洲各國に行はれ今尙ほ米國に盛んに行はれ居るは片手の者なり(次にあげたるは佛國の指字にしてWに當る者なし是は同國語にVを用ふるに由る)英人は兩手の方を便利と稱すれども我々が觀察する所にては片手の方が便利と思はる。教師は左手に書物を持ち右手にて語を綴り授け生徒は左手に書物を持ち右手にて質問の語を綴るに其早きこと我々が口を用ふるに異ならざる上に極めて靜肅なるは時と

場合によりて口語に勝ることあり、元來此指字は西班牙の僧が宗教の戒律により緘黙を守るに際し必要に迫られて工夫したるものなれども佛國聾啞教育創業者アベ・ド・レビーが聾啞の如く聽覺を失ひ一に視覺に訴へざるべからざるものには屈竟の方便として之を利用したるものなり、我國に於ても明治十一年京都盲啞學校創業者古川太四郎君假名の指字を工夫し我東京盲啞學校にも之を採用し、文部省直轄に及び之を廢せり、此外に丹羽確九郎君の工夫せる指字我卒業生奥好安が工夫せるものもあれども皆實用の榮を得ずして止みたるは惜むべきか。

さて此の手眞似法(予は手眞似法といふ方分りよしとすれども其實符牒法が適當ならん)は一に佛蘭西法ともいふ、其故は前に記したる聾啞教育創業者アッペ、ド、ヌーア(Abbe De L'Epée)が聾啞を教ふるには手眞似に非れば心意を開發すること能はずとなし之を唯一の方法と主張し事々物々手眞似を案出し之を大成して佛國に行はれたればなり。然れども千八百八十年伊太利ミラン府に歐羅巴大陸の聾啞教育者大會を開き討議の末に手眞似は言語を教ふる大なる妨害たれば自今以後發音法を以て聾啞教育唯一の法となし手眞似をば嚴禁することに決して手眞似の本國

しかもド、レビーが創業せる巴里の官立聾啞學校に於てすら業祖の手眞似を廢し業祖が創業時代(一七七一二年生)の論敵たる獨逸人サミュエルハイニッケ(Samuel Heinicke)と盛に書冊に新聞に筆戰攻撃したる發音法を採用し從來教員として用ひたる聾啞者には退隱料を給して退職せしめたる程なれば歐洲各國は勿論亞米利加迄靡然此影響を蒙り續々新設の學校は悉く發音法又は日耳曼法の名を銜ひ聾啞父兄の心を惹き生徒を吸収したるが如し、然れども此決議は果して聾啞自身に便利たり幸福たるか俄かに判じ難きものあり、實に手眞似は各國民が言詰不通の外國に行き必要に迫られ種々の工夫をなし彼是相通せんことを勉むるは世の能く知る所にして米國印度人の如きは今尙互に手眞似に依頼すること多しといふ、畢竟手眞似は言語發達せざる野蠻の餘習にして人文の進むに従ひ漸次廢止するものなれば學校に於て之を獎勵するは教育の本旨に非るも聾啞同志の間に迄之を嚴禁せんとするは無用の干涉にして寧ろ殘酷の感なき能はず、されば我々は教育者の單純なる理論のみを傾聽し聾啞者自身の不利を顧みざる如きは宜しく避くべきことと信じ好んで自ら種々の符牒を工夫して之を聾啞者に強ゆることはなさざるも聾啞者が慣用する符牒を借りて説明の

方便とすることをば恥辱とせざるなり、一昨々年(一八九八年)伯林に聾啞保護協會協會創業者の五十年祭に際し各國より參集したる聾啞者七百餘人中大演說堂に手眞似を以て演說する者三十五六名直に拍手喝采を得しも、發音を以て演說したるものは更に手眞似の通譯を待つて始めて拍手起れり、參會者は聽衆に非ずして視手みてなればなり、手眞似と指字とが發音法の本國たる獨の聾啞者の間に行はるゝこと決して英米佛に異ならずして純粹の發音法が未だ必ずしも聾啞者自身には至便と認められざることはシカゴ世界博覽會と昨年巴里世界博覽會に於て各國代表者として參會したる聾啞者が一同手眞似法の再興又は合併法の採用を要求したる事實に徴して知らる。

第二、指字法(The Manual Alphabet)は指字と筆談とを以て主要の方便とし心意の發達と文書の了解を容易にし言語の使用を自在ならしむることを目的とするは第一法に異ならず、蓋し他の三法も此目的に於ては皆第一法と同一なり、左れば以下の所にては之を略して只其方法を説くべし、此第二法は手眞似を排除したるに過ぎずして専ら指字を用ふることを主張するものにして英米に行はれ學校内に於ては決して手眞似を許さざれど、其實

生徒間には種々の手眞似を用ふること第一法を用ふる學校の生徒に異ならず、畢竟名を美にして其實を存するものにして第一法に屬するものといふて可なり、勿論手眞似を用ひず指字のみを用ふるは見苦しき態を示さずして無音の言語を手指に負擔せしめ運用の迅速にしての妙なるは嘆稱すべきものあり。

第三、發音法(The Oral Method) 或は口語法といふ方適當ならんか、此法は生徒自身に發音口語を強ひ又他人の唇齒舌喉の運用を熟視して其語意を了解せしむることを主張するものなり、此法を日耳曼法ともいふ、其故は前に記したるサミュエル、ハイニッケが日耳曼に首唱し國內百餘の聾啞學校皆之を採用したればなり、然れども聾啞の教育に従事するものにして聾啞者に發音を教ふることを眞先に試みざる者恐らくは絶無なるべし、佛蘭西の下、レピーも發音を教へ其結果の不思議なるに驚き聾啞者に發音を教ふるには別に工夫を要せず唯々忍耐を要するのみといひしことあり、實に發音は自然の最上法にして何人も之を打消す勇氣ある者なかるべし、然れども如何なる原因にや聾啞者の耳と口とは何等の故障なきに聽音の機と發音の能とを失ひ生理解剖學の進歩今日の如くなるにも治療の方

法なく前百年間には種々巧妙の工夫ありたるにも拘らず人間最大不幸の盲と聾との豫防並治療の工夫なきは寧ろ之を存する天意に出るか不思議の限りと云ふべし、千六百九十二年に早く瑞西の醫ジョン、コンラット、アンマン(John Conrad Amman)は聾啞に發音を教へうべきことを論じ、今日歐米に行はるゝは全くアンマンの遺法なりといふ程にして、其前にも各國に此名譽を分つべきもの數名あるも今は其煩を避けて一一は記さず、唯一昨年我國に漫遊のアレキサンドル、グラハム、ベルと申し世界人類に電話妙用の大恩人なる人の父アレキサンドル、メルヴィル、ベル氏(今尙壯健の人)が言語學上から萬國普通の音標となさんとて工夫したるビジブルスピーチの記號は發音を教ふる上に大なる裨益を與へたれば茲に記すに適當の順序なれども會員中には伊澤先生の講話を聽きたる人もあり、且は帝國教育會にて近々同先生の講話もある由なれば今は略して言はず、又米國人ヒツブルの音標字も同國一二の學校に採用せられ居れども、其記號は複雑繁多にしてベル氏の簡單に比すべくもあらずと思はる、發音法が自然の法たるに拘らず、日耳曼の名を専らにするに至りたるは創業者が最初より之を主張し、而かも他の國よりも成績著大なりしにより成績の著大な

りしは綴字法の他に優れたる所あるには非るか、英佛の語には無用の綴字多くして一に視覺に依頼する聾啞者には極めて困難なるに日耳曼は綴字のまゝ發音して無用の字を存せざるは確かに成功の一因たらんか、我邦の如く無數の漢字を用ひ數多の音訓ありて何れに讀み得るか、使用者について質さざれば讀み得ざる熟語姓名を濫用する所にて日耳曼法を強ふるは殘忍極まると言はざるを得ず、早く國字國語を一定し徒勞を除くに非れば獨り聾啞の教育に完全を望むべからざるのみならず四千萬の將來の國民を苦しめ國の經濟に於て損すること極めて大なり、教育の事業に經費を要する覺悟あると同時に經費の節し得る限り省略することをも講究せざるべからず、國字國語を調査し早く之を一定する如きは文教を布く先決問題には非るか、言少しく岐道に走りたれども平生の情熱に駆られ自ら忘れてここに至る。

第四、聽音法(The Auricular Method)は半聾者の聽覺を醒覺して之を練習して所謂耳遠き人位までに發達せしむるを期するものなり、耳を練習せしむるためには直ちに口を耳に接して大音に話すもあり或は種々の補聽器を用ふるもあり、生徒の聽音の程度による補

聽器中最も効力あるものは米國ニューヨーク市立聾啞學校長カルリイル氏の補聽器なるべし(先年東京茗溪會雜誌に圖解せしことあり)一昨年中獨逸にては文部大臣が全國聾啞學校に向つて耳科醫を顧問とし生徒の聽力回復法を實施することを訓令し我校にても岡田博士(和一郎)につきベツォルド氏の聽力回復法講義を聽きしが未だ實地生徒についての研究に入らざれば功の有無を報告するは近きに非ず、又昨年中ニューヨークにて電氣の力にて聾啞者に聽音器を工夫せるものあり、高嶺理學博士(讓吉)の手を経て照會に接し一具買入れ方申込たれば遠からずして披露の期到るべし。

第五、合併法(The Combined Method)は口語及他人の唇を讀むことを大切のことゝするが心意の發達と文書の了解とは更に大切なるものとし、心意の發達と言語を了解せしむるには手眞似と指字とを缺く可らざるものとなし、生徒の性質によつて或は手眞似指字と筆談とを専用し或は口語を交へ教ふるも成功覺束なきものには之を廢し教授の勞を償ふ見込ある者に限り口語を専用せしめ或は聽音法をも交へ教ふ、生徒の成功を期するには如何なる方法をも排却せざるなり。

此法を或は亞米利加法といふ、其故は米國人トーマスガルドレット(Thomas Gallonde)が佛蘭西にてド、レビーの法を學び亞米利加にて聾啞教育を創業するに際して手眞似指字は勿論日耳曼法をも合併折衷して大成を期したればなり、實に亞米利加百十五個公私の聾啞學校中ガルドレット創業のマサチューセッツのハートフィールドに在る亞米利加聾啞學校の子孫たらざるものは僅々數校に過ぎず、然れども近來漸く日耳曼法の聲高く新設の學校は勿論舊來の學校も日耳曼法に改めたりと稱し、人に誇るが如く年々の統計に合併法の生徒は減少して日耳曼法の生徒は増加を示す、畢竟發音法の人気に投ずる所以なるべし、如何なる父兄も我子弟の手眞似を用ゐて同胞と異態を示すを好まず人類の特徴たる口語を用ゐしめんとする親情の然らしむる所とす。

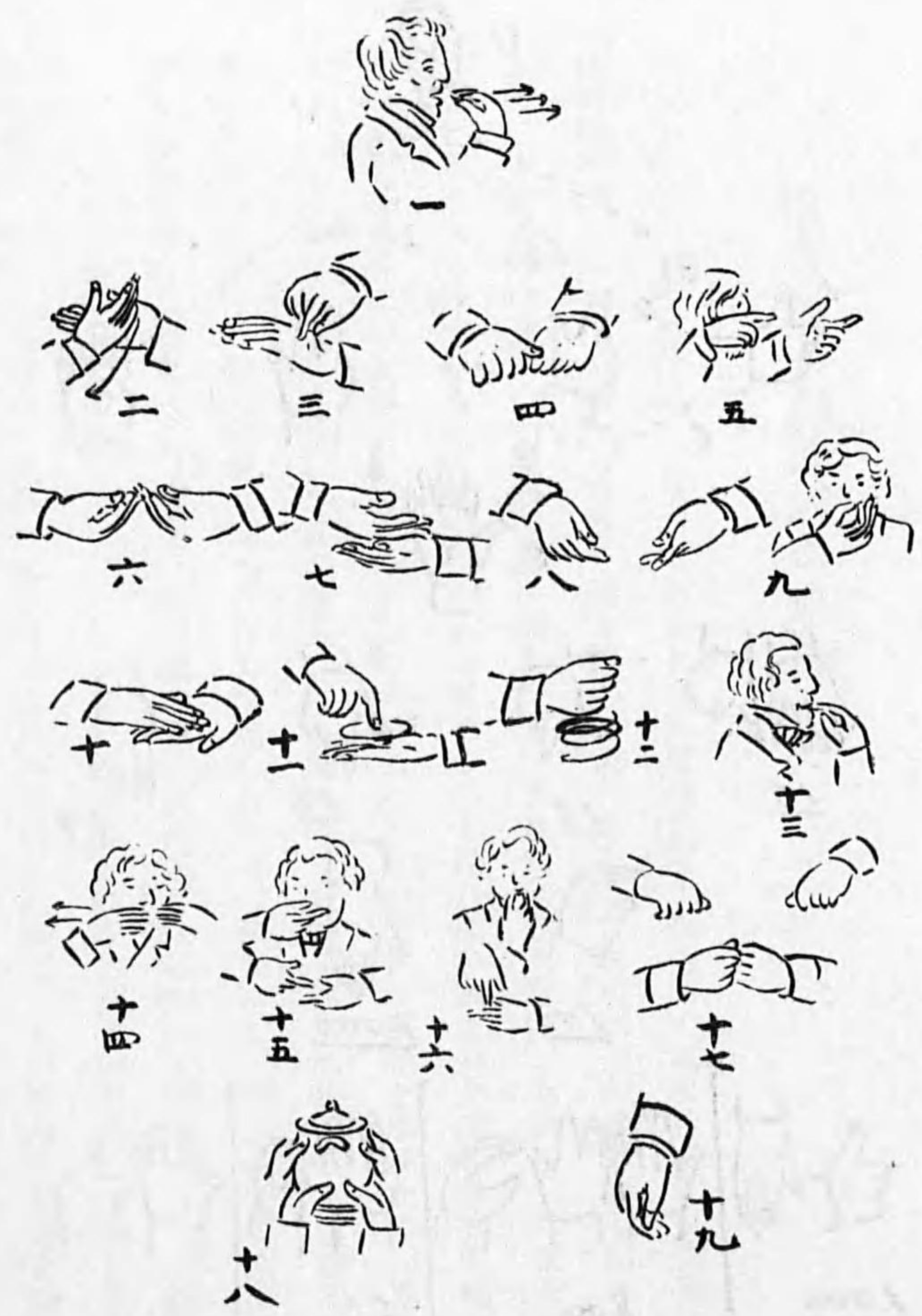
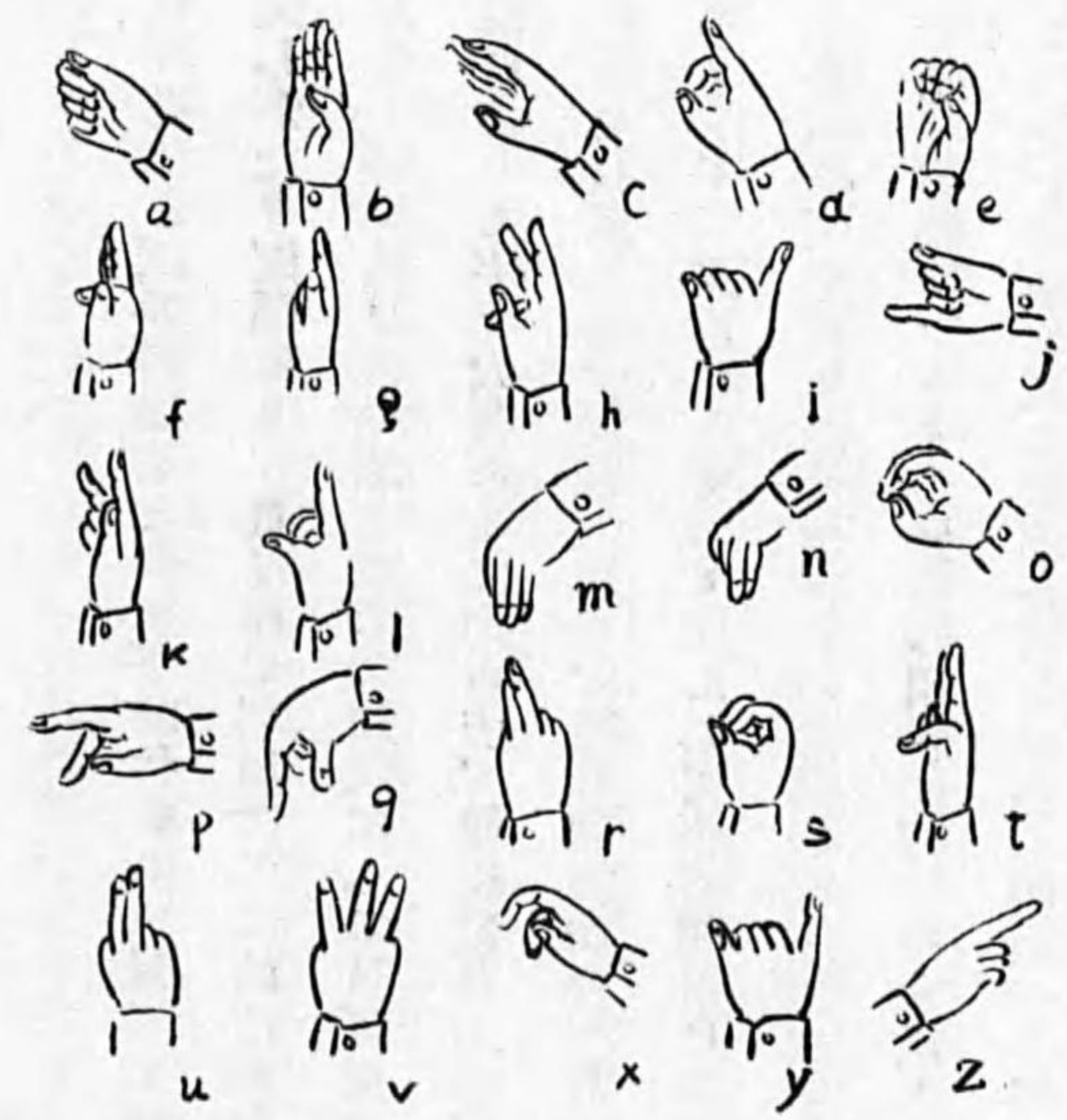
以上列記する五法中既に述べたる如く第二法は第一法に屬し、第四法は第三法にも第五法にも屬して可なれば詮ずる所三法に歸し此三法中第一の手眞似法は其名の美ならざるため世の排斥を受け殆ど存在せざるかの觀あれども其實は第五の合併法中に同居し第三の發音法中にも潜居するものと云うて可なり(教員は頻に之を禁ぜんとするも生徒は公に之を

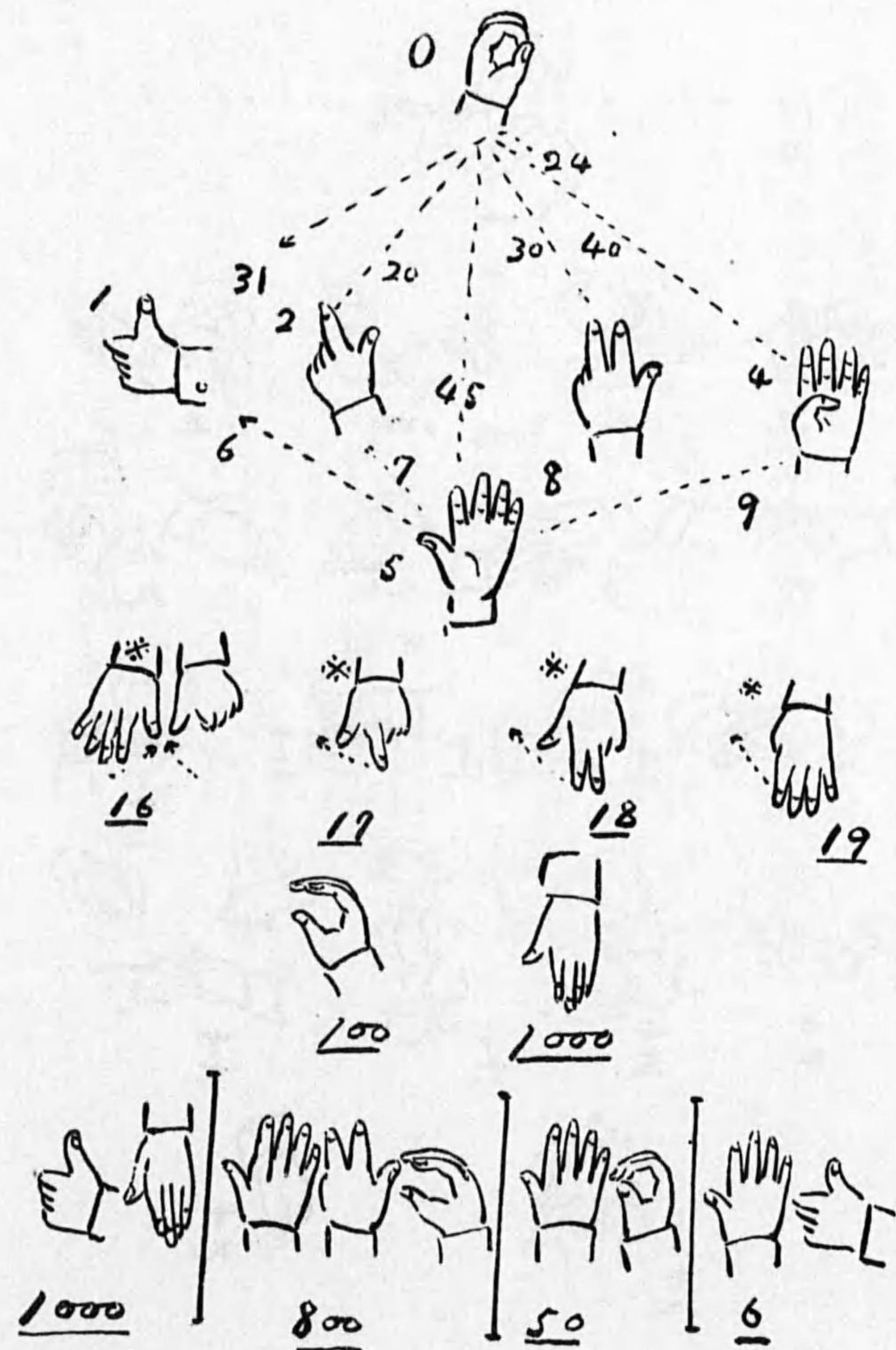
利用す)

故に現今は日耳曼法と亞米利加法との競争時代にして果して何れか一方に歸する時の來るか否容易に決しがたき問題なり、實に亞米利加にては前に列記の五法を見ることを得べきも最も著大なる二勢力は日耳曼法と亞米利加法にして日耳曼法の牛耳を取るはベル氏にして内國聾啞協會ありて年々大會あるに拘らず、聾啞發育上進協會といふを起し數年大金を投じ少壯の教員を養成し其景況盛大なり、亞米利加法の牛耳を取るはガルドレットの次子に當るエドワード、ガルドレット氏にして華盛頓府にある官立コロンビヤ聾啞大學總長として各州聾啞學校卒業生若くは常人の師範學校卒業生より撰抜して官費を以て教員養成を勉め三十餘年英國キクトリヤ皇帝の招聘に應じベル氏と共に英國に渡り皇帝の特別委員の前に於て得失を詳論し更に歐洲各國を歴察し明治三十年には英國聾啞大會の設計に際し再び顧問に招聘せられ此時も歐洲各國を歴察し昨年巴里世界博覽會にも米國を代表して出張し歐米人の間に其名聲噴々たり、亞米利加内國聾啞教育會の會頭にして有益の會報を刊行し、又コロンビヤ大學よりは世界唯一の聾啞雜誌(アメリカン、アンナルス)を刊

行し歐米に擴布せり、聾啞の眞實の友は國情に駈られ極端に走らず眞理は常に中正の所に存することを忘る可らず。

附記、予は今次に佛國指字と手眞似とを記し參考に供す。





故古河太四郎君の略歴

先生は弘化二年三月二十日今の京都市上京區智恵光院上長者町の邸に生る、父賞鷲は文武兩道に達し夙に白景堂なる家塾を開き朝に孔孟の道を説き夕に柳營の武を講し諸生を教ふる三千餘當時白景堂の名聲は近國に聞えたり、先生は其四男なり、九歳にして父賞鷲の易叢せるを以て其後専ら慈母愛子の手鞠に鞠育せられ十五六歳の頃より先考の箕裘を繼がんと志を懐き殊に心を軍事に寄せ牛王山の僧黒源に就き天文並に軍學を學びたり、爾後數年にして世は王政復古に際し、尊王攘夷の議は鼎の沸くが如く四方に起りしかば奮然起て勤王を唱へて東西し終に幕吏に捕へられて圜圜の人たり、須臾にして明治維新の鴻業成り恰も怒濤洶湧の奇觀を呈し、海上の春潮油の如く白鷗遊び海鶴舞ふを見るの太平を來してより大赦の恩典に浴して獄を出づ、こゝに於て白景堂を繼げる兄亮朝を輔けて數百の學生を教育す、明治二年時の京都府知事榎村正直氏の他府縣に率先して小學校の創設を圖るや

未だ我國に教員養成の道なかりしを以て當時の學務課長吉田秀毅氏より小學校適應の教育器具又は教育方法等には諮問を受け、其方案を建言す爲めに最初に教員を拜命し三校を兼務す、明治六年京都市上京區待賢小學校訓導として教鞭を執れる中、偶々同校部内に可憐の聾啞兒童あり、之を見て惻愷の情に堪へず豫て志をこゝに置けるを以て決然盲啞教育を畢生の業と爲さんことを欲し是等の兒童を待賢小學校内の一部に收容し實地に就き深く研究し教育方法を考案して終に甚だ良好なる結果を得るに至る、爾後汝々として益々之が改善發明に力めたり、明治十年文部省の知る所となり同年十月同省印行の教育雜誌第六四號附録により汎く之を世に紹介せらる、茲に於て愈々其責任の重きを知り益々奮勵して研究を重ね榎村知事に請ふ所あり、爲に大なる同情を得て明治十一年五月二十四日「京都盲啞院」を創建するに到り之が院長たり、明治十三年七月 鳳輦京都に巡るや盲啞教育の一事畏くも天聽に達し禁裏の小御所に於て假教場を設け其教授法及成績を 天覽の光榮に預り深く御嘉贊を賜ひ我國盲啞教育の嚆矢として同院に對し特に金壹千圓を下し賜ひ剩へ特別を以て酒饌料を賜りたり、明治十七年四月教育の功を表彰し一等褒賞として六國史一部硯

箱一個を賜はり同十九年の頃に於て盲啞教育方法圖畫並に生徒の技藝品を歐米の各國に出し爲に英國倫敦衛生博覽會より金牌を、米國ルイジヤナ州萬國博覽會より名譽褒章を得たり、是等は今尙京都市盲啞院の保存する處なり、明治十九年十月文部屬に任じ判任官三等に敘し京都盲啞院長を兼任し、明治二十年一月帝國教育會議員に撰ばれ同年十二月東京盲啞學校教諭に任じ奏任官六等に敘せらる（京都盲啞院長兼務）明治二十二年十二月病の故を以て職を辭し其後數年靜養して閑散の地に在り明治三十三年九月更に大阪に於て私立大阪盲啞院を起し之が院長となり最終の事業として努力經營す、明治三十六年七月帝國教育會より頒狀及有功金牌を受け、明治三十七年十月勅定の藍綬褒章を賜ひ、明治四十年三月教育の功勞を賞し文部省より金百五拾圓を下賜せらる、同年四月私立大阪盲啞院の市立大阪盲啞學校となるや之が校長に任ぜられ校舍新築其他頗る多き施設事業の將に緒に就かんとするに臨み明治四十年十一月適々心臟病に罹り療病の傍褥中諸般の指示をなせりと雖も天壽茲に盡き「新築ならずんば死しても死せず」の一語を残し大阪市北桃谷の假寓に永眠せらる。

先生の死は豈唯大阪盲啞學校職員生徒の悲歎と不幸とに止るべき、斯業に従ふ者は勿論苟も教育に従ふ者誰か哀惜せざる、宜なり文部大臣弔慰狀を賜り、更に生前の偉績に對し追賞せらる、これ前例なき所、古河家の名譽大なりと云ふべく先生亦瞑せらるべし、今や漸やく盲啞教育に注意するもの多く温故知新の研究漸く盛ならんとし先生の理想これより實現せんとする時に際し、俄に幽界に入り後進をして依怙する所を失はしむ、實に憾むべく痛むべき至とす、一昨年十月全國聾啞技藝大會を東京に開くや、先生亦來て感懷を述べられ親しく温容に接したるが最後の訣別となりしこそ遺憾なれ、昨年贈られたる影の今は形見となるぞ怨めし、追念の情に堪へず之を石版に付し本校職員生徒に頒つこととす、其詳傳は市立大阪盲啞學校教諭渡邊平之甫君が先生の生前の囑託に依り筆記したる古川氏盲啞教育に譲り今は只先生の工夫に成れる教授用具にして幸に本校に藏せるものを陳列し同好の觀覽に供し記念を牢くし敬意を表するに止む。

盲人保護の法は夙に徳川幕府の創始に係り盲人をして自營の人たらしむるのみならず妻子を扶養し病客を治療する慰藉者たらしめたるは先進の歐米に向て誇るに足る所とす、然

れども普通教育を授くる事は訓啞始祖佛人ド、レピー氏に後るゝこと百二十年訓盲始祖佛人ワランタン、アユイーに後るゝこと九十五年の明治十一年初て先生に依て創業せられ今や四十餘の盲啞學校を敷ふるも何れか先生の遺流を汲まざる、王政維新の際百度未だ整はざる日早く世人の不怠として顧みざる最大不幸者たる盲啞の教育を創始したる一事は永く先生を不朽に傳ふべく積善の餘慶は永く子孫の享くる所となるべし、盲啞の人は悉く先生の遺徳を仰ぐべし。

かたりつぎいひつがでやはやみぬべき

きみがたてにし たかきいさをは

ふるかはのながれにうるはぬくさもなし

みみなめなもみ しなはかはれど

故古河太四郎先生履歷書

一明治六年八月京都區第十九組待賢校算術教師被申付

- 一明治八年三月算術三等權教師に昇進
- 一同十年三月准四等訓導被申付、同月慰勞金貳千疋下賜
- 一同十一年四月二十三日京都府雇ヲ以テ學務課盲啞院四等助教被申付（月俸拾五圓）
- 一同十二年五月一日八等助教兼監事兼事務被申付（月俸金貳拾圓）十一月十一日六等助教ニ昇進（月俸參拾圓）
- 一同十四年一月四日五等助教ニ昇進（月俸金參拾五圓）
- 一同十五年一月二十七日盲啞院長兼務申付ラル（月俸金四拾圓）
- 一同十六年一月十一日月俸金四拾五圓給與同月二十日學務課教科掛申付ラル盲啞院兼務如故同十二月二十八日事務勉勵ニ付爲慰勞月俸三分ノ一下賜
- 一同十七年十二月二十七日事務勉勵ニ付爲慰勞月俸三分ノ一下賜
- 一同十八年十二月二十八日事務勉勵ニ付爲慰勞月俸三分ノ一下賜
- 一同十九年七月三十日任京都府屬敍判任三等盲啞院長兼務如故十月二十七日任文部屬敍判任三等兼任京都府盲啞院長十二月二十八日事務勉勵ニ付爲慰勞月俸三分ノ一下賜

- 一同二十年十二月二十四日任東京盲啞學校教諭敍奏任官六等年俸金五百四拾圓下賜同日事務勉勵ニ付爲慰勞月俸二分ノ一下賜
- 一同二十一年一月四日京都府盲啞院長兼務ヲ命セララル
- 一同二十二年十一月二十一日依願免京都府盲啞院長十二月三日依願免本官
- 一同三十三年九月五日私立大阪盲啞院長ニ囑託セララル
- 一同三十六年七月帝國教育會ヨリ頌狀及有功金牌ヲ受ク
- 一同三十七年十月勅定藍綬章ヲ受ク
- 一同四十年三月文部省ヨリ盲啞教育上ノ功績ニ對シ金百五十圓賞與
- 一同四十一年十二月文部大臣ヨリ創業以來ノ功績ニ對シ金五百圓追賞

小西校長が啞生教員練習科生に對し 講演されたるものの抄録

(小西先生の口述を三浦浩氏が筆記せられたるものを更に石川倉次先生が借りて筆記せられたるもの)

私は諸君と共に聾啞教育につき研究することを甚だ愉快に存じます、岩田君の外は皆本校卒業後既に數年教員の手傳を致し啞生と手話に熟し居られ便利と存じます、此度の練習生は前二回の諸君と異にして各人別々の學科に従事するものにして教授上極めて複雑を免れませぬ、故に諸君に取つても遺憾の事多からんと察しますけれども互に相忍びて研究を怠らず後進の聾啞者に一層の幸福を與へ得る先進者たる資格を具ふるための勞苦なりと覺悟せられんことを希望します。

岩田君は本校卒業生の如く手話に熟して居られぬ代りに文字の力餘りあれば諸君は互に

長所短所を交換して本校卒業生諸君は作文の訂正を乞ひ、岩田君は手話の傳授を乞はれたし、岩田君に手話を自由自在に使用する様に傳授して來年四月より養育院内に聾啞教場を開始することは養育院と本校との希望であります、稗田君は卒業後益々指物教室の手傳力を盡し、横江君は圖書教室に、荒井君は裁縫教室に、多田君は長岡盲啞學校に、三浦君は長野聾啞學校に就職の豫約があります。

前二回の諸君の如く卒業後直に就職の處なく一時小學校教育に従事致されたことに比すれば諸君は安心して研究することが出來ます、然れども安心は怠惰に陥り易く怠惰は失敗の基なれば諸君は安心のために腐敗し後進者に先鞭を着けられぬ様に常に注意工夫致されたい。

今日から諸君は本校生徒の籍より更に一段進みて練習科生徒となり教員たる資格を具へられん事を努められるならば諸先生方の推薦に違はず善良の教員たることを心掛けられたし。

聾啞教員となるものの心得

五月八日

教員となるには文字の教員でも、技術の教員でも、教育心理教授法等を學び己れの從事しようとする技術の教授法には特に能く通じ、又能く實地に熟練せねばなりません。然し乍ら如何に深く教育學を研究し如何に能く教授法を練習しても品行が修らなければ教員となるには缺くる所があると申さねばなりません。されば修身は何人にも第一の要項であります、けれども殊に教員には他の人々よりも大切であります、中に就き聾啞の教員となるには只目ばかりを主として教へる場合多ければ實踐躬行苟も他の指彈を招かぬ心得を第一とします。

諸君よりも先きに卒業した人は多くありますけれども練習科に入ることを得た人は諸君を最初とします、諸君は此榮譽の大を思ひ後進に對する模範の責任輕からざるを思ひ専心研究と修身とを努められたし。

聾啞の生徒には聾啞の教員でも充分に役に立つといふことを世人に認めさせるは一に諸

君の成業如何にあります、故に私は諸君の品行方正にして萬事謹慎に他人の愛敬信用を得られるやうに望みます。

諸君が卒業の後、各所に勤務し、世益を加へるを見るときは世人が盲啞教育の必要を知り追々各地に盲啞學校を設立し不學の盲啞者無きに至らしめ、初めて眞の文明を誇るに足ります、如何に海軍陸軍が精銳を極め世界に敵なきに至るとも最も不幸の子弟が教育を受け世益を加ふるに至らざる間は野蠻を巨ること遠からず、第一等國とは稱せられませぬ故に私共は海陸將卒に譲らぬやうに勉強せねばなりません。

海軍將卒は砲丸の下怒濤の上に寒暑を冒し陸軍將卒は山野に曝露して粗食粗衣に甘んじ奮闘して國家を保護する任を盡され私共が平日の如く安心して教育に従事する事を悦び戰鬥に劣らぬ功を立てねばなりません。

海陸の戦争は常に無くして稀に有る世の變態なれども教育の事は時々刻々の常態にして最も細心の注意を要すること決して戦争に異ならざるも常事は懈怠に陥り易く懈怠は失敗の基、失敗は墮落の礎たることを記憶せねばなりません。

(一) 聾啞教育の元祖「ド、レビー」氏の逸事

今日(明三八年五月九日)は私が最も尊敬して居る佛蘭西の聾啞教育の元祖「ド、レビー」と申す人の逸事を話します。

「ド、レビー」氏は千七百十二年(神武紀元二三七二年、正徳二年)に生れ同八十九年に死去した人であり、氏は如何にして聾人を教ふる考を起したか。

氏は佛蘭西の巴里より遠からぬ「ベルサイユ」と云ふ所の貴族の家に生れ、僧侶になるべき教育を受けた人であつたが、或時友人の家に参り双胎の姉妹が針仕事をして居るのを見ました、此双胎姉妹に向ひて話を致したが返事のなきを不思議に感じ友人に其譯を尋ねた、其答に彼等は生來の聾啞で先頃迄は某氏が教育して居つたが某氏は一週間前に病死した其後も始終來て居るのだが我々は教へる方法を知らず氣の毒に思つて居ると云ふを聞き「ド、レビー」氏は此の如き不幸者を教育するのは天意に適ふ我が職であると申して双胎兒を自分の家に引取り教育を試み熱心に工夫を凝し親切に世話致しましたので成績著しく諸

方より子弟を依頼し來り遂には六十餘人となり自宅では狭くて容れられず特に一家を借受けました、然し乍ら氏は政府からも他人からも助力を借らず全く自身の財産を義捐して聾啞の教育に消費しました、財産年々七千圓の收入ある内一千圓を自分のために費し、残り六千圓を生徒の爲に費しました、故に非常に儉約して生活しました、千八百八十八年(神武二四四八年、天明八年)未曾有の嚴寒に際し七十六歳の高齡にてストーブをも焚かず手がかじんでぶる／＼震へ白墨が落ちることがありました、此時六十人の生徒が泣き出して「我々は先生のお蔭で今日生存することが出来るのであるに若し先生の上の疾病死去の不幸があつたならば我々は如何に致しますか、眞に我々を愛さるゝならば御自身を愛護して下さい」と願ひました、これがために初めて少しばかりのストーブを焚きました。

氏の教授法は手眞似を主としたれば其後獨逸の「ハイニツケ」氏の發音法と區別する爲に手眞似法又はフランス法と稱せられ千八百八十年(神武二五四〇)伊太利のミラン府に歐洲諸國の聾啞學校大會があり手眞似法を廢して發音法のみを用ふることと決し聾啞者の教員の職を解き退隱料を給し其後聾啞者を教員に採用しませぬ(英國を除く)故にド、レビー

一氏の法は學校では用ゐられぬこととなりましたが聾啞五ひの間には獨逸でも用ゐられてゐます、法は廢されても氏の精神は永存して聾啞の大恩人たるは第一位に置かなければなりません。氏は富貴の子弟を喜び迎へずして極貧者の子弟を無料で教育し養育し慈愛最も深く奧太利皇帝より大金を以て聘せられましたけれども辭退して參らず、利己の考は毛頭もなく實に尊敬すべき偉大の人であります。

私共聾啞の教育に従事する者は常に氏の心を心として後進の不幸者を愛育し其進歩を圖ることを唯一の樂と致さねばなりません。(五月六日)

ド、レビー氏は同情厚く慈愛深く熱心に貧困の聾啞兒を教養し、聾啞兒に新生命と新知識とを與へた人であります、聾啞の爲には父たり母たり朋友たり恩師たる人でありました故に同氏が死亡した時には聾啞の人々が泣き悲しみて其父母を失つたやうに感じました、同氏は唯々佛國聾啞の恩人に止まらず實に世界中の聾啞の大恩人であります。

私共は常に同氏の心を心として聾啞の人には勿論、常人に對しても親切を盡し教育を受けた聾啞者は格別の者だと認められ他人の手本となりたく存じます。(五月十日)

(二) 獨逸聾啞教育元祖

「サミュエル、ハイニッケ」氏を獨逸法の元祖と稱するのは少しく穩當でないやうに思ひます、氏は「ボネー」、「ワリス」、「アンマン」三氏の教授原則を實地に適用した人であり、然れども言語を教ふるに口話と手話との間に缺くべからざる連鎖のあるもので無いことを言明したのは氏の功に歸して可なりと存じます。これが聾啞教育上には氏の大功であります、其故は手話は口話を以て思想を發表する唯一の機關とする上に大影響を及すことを明かに知悉したるに由る、氏は千七百二十三年(神武二三八三年、享保八年)獨逸「ナウチシュズ」に生れ父は小地面を有てる農夫であつた故に父は氏をして農夫たらしめんとを望みましたが、氏は其意に反して兵卒となり學校教員となり唱歌教員となり遂に聾啞の教員となりました。

氏は千七百五十四年(二四一四年、寶曆四年)獨逸「ドレスデン」府にて初めて聾啞の教員となつたが名聲盛んになり、「サクソン」の王から招待を受け「ライプチヒ」府に移り

學校設立を勧誘せられ千七百七十八年（二四三八年、安永七年）九人の生徒を得て開校しました、これが獨逸國公立聾啞學校の最初のもので創立の名譽は氏に歸せねばなりません。然し乍ら氏の教授法は世に知られて居りませぬ、其故は氏は之を祕して他人に傳へませんでした、氏は口語に非れば人の思想を完全に發表通達すること能はず手語は言語教授上に障害ありと主張し「ド、レビー」氏と新聞紙上に屢々論争致しました。

ド、レビー氏は最初には口話をも試みましたが聾啞者には勞多くして功少く寧ろ手話と指字とを併用するの便に如かずと致しました、又「ド、レビー」氏は自分の知りたることは悉く他人に傳へて一も祕することなく又少しも報酬を受けませんでした、然るにハイニッケ氏は教授法を祕して他人に傳へず教を乞ふ者よりは莫大の報酬を要求致しました、故にド、レビー氏は寛大の長者として尊敬せられたのにハイニッケ氏は卑吝の人として輕蔑せられました、けれども常人のやうに聾啞の人を教へ得ること、又口語を主として聾啞を教へねばならぬことを主張したことは氏の名譽で聾啞の人には氏も亦一大恩人たることを失ひませぬ、氏は千七百九十年（二四五〇年、寛政二年）死去しました。

（三） 英國聾啞教育元祖

「トーマス、ブレードウッド」氏は英國の聾啞教育の元祖と稱すべき人で氏の前にも聾啞を教へた人はありますけれども、一個の學校を建てて教へたのは氏を以て初とします、氏は千七百六十年（二四二〇年、寶曆十年）スコットランドのエヂンブロー府に聾啞學校を創立して公衆の好評を博し其名四方に傳はり生徒大に増加したけれども、氏も亦其教授法を祕して他人に傳へず氏の法は發音法にして其成績は見る人をして驚嘆させました、生徒は氏の口の運用を諦視して何事を言ひましたかを能く了解したさうです、千七百八十三年に倫敦に近きハックレイに移りましたが英國に於て規則正しき學校を立てましたのは氏を最初と致します、千七百八十四年には其甥ジョセフ、ワットソンと申す人が氏と共に盡力することになりました。

千七百八十年の頃既に王室より百磅の寄附の御沙汰はありましたが故あつて實行に至らず千七百九十二年になつて初めて聾啞教育の爲に一社を創立し一校を設け六人の生徒に入

學を許しました、ジョン、タウンSEND氏は最も早く最も熱心にこの學校に同情を表し一千八百九年には七十人の生徒を見るやうになつた、この學校が今日ロンドン市のオールドケント街に在る學校の基であります、私は此の學校を參觀し初めて「ベル」氏の視話法を知つてゐる女教師に會ひました、然し乍ら英國では視話法は生徒に二重の勞を課するものとなして實地には教へぬと申しました。(米國では三ヶ所ばかり視話法教授を見ました)

千八百六年(二四六六年、文化三年)ブレードウッド氏死去の後ワットソン氏が校長となり、千八百九年に聾啞教育といふ本を出版しました、其中につきブレードウッド氏の教授法の要項を窺ひ知ることが出来ます、ブレードウッド氏も他人に其教授法を傳へず偶々傳授を請ふ者があれば過大の報酬を要求したといふ非難があります、ハイニッケ氏と同じく利己の人たるを免れず其法も永く傳はらず惜むべきことであります。(五月十二日)

(四) 米國聾啞教育の元祖

トーマス、ホブキンス、ガルローデット氏は千七百八十七年(二四四七年、天明七年)

二月十日フィラデルフィヤ府に生れ成長の後有名なエール大學に入り英文學と數學に卓絶な名譽を得ました、同氏の住んでゐたコネクチカット州ハルトフォルト市の醫師メーソン、コグスエルといふ人の娘に十二歳の聾啞の者があつたので始終此娘の教育者を得たく心配して居ました、此娘は熱病で聾啞となつたのです、此娘が聾啞とならなかつたならば米國の聾啞教育は未だ始まらず、遅れたであらうと思ひます、不幸な娘の爲に多くの不幸な聾啞者が教育を受ける幸福者となることが早くなつたのは天恵だと云つて悦んで居ります。

千八百十二年頃既に聾啞教育につき調査委員を設け、コネクチカット州内ばかりで八十四人の聾啞者のあることを確められた、此比例で推測すると全合衆國では二千人餘となる割合となり聾啞の爲に設計の必要を感じることに極めて大きくなりました、同年五月七人の紳士相會して商議の末に少壯にして法學博士トーマスホブキンス、ガルローデット氏を選び英國へ渡り聾啞教育研究を囑託することに決し、渡航費と留學費とを募りました、當時英國ではトーマス、ブレードウッド氏がスコットランド、エヂンブロー府で聾啞學校を有し熱心に教授し四方に其名を知られて居りました故にガルローデット氏はブレードウッド氏に

つき研究しやうと志してスコットランドに参りました、けれども「ブ」氏は「ガ」氏に教授法を傳へるを好まず三ヶ年間留學して「ブ」氏の助手をしなければ望みに應ずることが出来ぬと冷遇されました、此時佛國から倫敦に來り聾啞教授法を公衆に示し盛んに同市公衆の同情を博して居つたアッベシカルド（ド、レビー氏の後を受けた高名の人）氏が巴里の官立聾啞學校へ同伴しようとして懇切に勧誘したので千八百十六年三月九日英國を去つて巴里に來りド、レビー氏の遺法を學び五ヶ月滞在の後千八百十六年八月九日ニューヨークに歸りました、此時シカルドの有名な生徒で生來の聾啞者であるラウラン、クレルクといふ人を雇ひ同伴しました、クレルク氏は佛國官立學校に十年間教師となつて居つた人であります。

ガルローデット氏とクレルク氏二人米國に歸着後八ヶ月間は諸州へ巡廻し聾啞教育につき演説して公衆の同情を喚起し必要の基本金を募集しました、到る處「ク」氏が生きたる標本となり喝采を博しました、遂にコンネクチカット州の知事タルコット氏が公共に訴へて基金を募集することに盡力し開校する前に殆んど一萬二千弗（我二萬四千圓）の金を集めました。

ました。

千七百十七年（二四七七年、文化十四年）四月十五日米國最初の聾啞學校を創めて開くことになりました。（五月十三日）

開校の初には七人の生徒が此年の終りには四十一人になりました、当初には全國で一校あつたならば充分だらうとの豫想であつたが全國の聾啞者甚だ多く入學志望者諸州より來るも一々其意を達しさせることが出来ぬから千八百十八年にはニューヨーク州聾啞院、千八百二十年にはペンシルヴァニア州聾啞院、千八百二十三年にはケンタッキー州聾啞院の設立あり、其後年々増設されて私が米國へ参つた時（明治廿九年）には官立一校、州立及公立五十四校と私立及晝間學校三十四校ありました。（五月十七日）

ガルローデット氏は開校當初より老年迄一日の如く熱心に學校の繁榮と進歩とを圖り生徒の敬愛を受けました、「ガ」氏は後になり生徒中の啞女と結婚しました、其名をソヒア、フォーレルと申しました、私が米國に参りました時ニューヨークの長子の家に存命でした、此結婚は千八百三十年に行はれました、此學校の繁榮は一には良縁の力に歸してもよいと

存じます、老年になつて其職に堪へずとて辭職しました處舊生徒も現生徒もこれを惜み千八百五十年には感恩會を催し盛大なる式を行ひ舊恩を眞實に感謝致しました、同氏は公私の徳行高く實に人の模範と稱せられました、千八百五十一年（二五一年、嘉永四年）九月十日死去するや全國の聾啞は勿論多くの人に悲哀を感じさせ追慕に堪えざらしめました。

同氏死去後久しからずして卒業生等同氏の爲に記念碑建立の議を發し全國散在の舊生徒より金圓を募集して圖案も鑄造もすべての工事を他人の手を借らず卒業生中の鑄造師、圖案者等の手のみで仕上げる事に決し圖の如く最初の學校の玄關に建立しました。

以上四名は聾啞教育の大家にして孰れも尊敬すべきであるが私は佛國のド、レビー氏と米國のガルローデット氏を最も尊敬し又模範と致し度く存じます。（五月十八日）

私は巡歴した米、英、獨、佛四ヶ國の聾啞教育の起原と元祖とにつき話しましたが、今日は我日本の聾啞教育の起原と元祖とを話します。

我が日本の盲啞教育の必要を主張致し政府へ明治四年頃建議致されたのは本校商議員山尾子爵でありますけれども之を實行したのは前の京都盲啞院長にして現在は私立大坂盲啞

院長で居らるゝ古川太四郎君であります。

同君は如何にして盲啞教育を思ひ起されたかと尋ねました時の答に「明治維新の當時三條實美公、岩倉具視公等と共に國事の爲に奔走して國禁に觸れ二公の身の上に累の及ばんとしたるを自分一人にて其罪を受け監禁せられたるに日々監窓の下に二人の聾啞兒來り遊べるを他の衆兒之を打擲し其の泣啼するを見て笑ひ樂むを常としたれば之を氣の毒に思ひ放免の身とならばこの二兒を教育して他人の輕蔑を免れさせんと思ひ種々の教案教具を工夫し愈々放免となりたる時京都市内待賢小學校訓導となり授業終りたる後に二兒を教へ試みたるに存外に成績宜しく次第に生徒の依頼あり遂に有志の同情に訴へ、時の府知事植村正直君の補助を得て明治十一年獨立の盲啞院を創立するに至りました」と申されました。

此院は漸次盛大になり後には京都府立盲啞院となり其後京都市立盲啞院となりました。同院は實に日本盲啞學校の母校にして現今二十餘の校院皆其餘徳に浴するものにして従ひて古川君をば日本の盲人啞人は尊崇して永く感謝の意を失はぬやうにせねばなりません本校創立の際も大内青巒君高津柏樹先生二人が京都に參り古川君に就き親しく指導を受け

られたことは本校沿革に載せてあります、同君は唯内國盲啞教育の元祖なる名譽のみならず外國の博覽會に成績品教授具を出陳して金碑を受け我國にも早く盲啞教育あることを外國人に知らせ日本の文化の高級名譽を得させた人です、されば昨年朝廷より特に其功を賞せられ藍綬章を授けられました、今尙健在で本校職員練習科第一回卒業目黒文十郎氏を教師長として盡力せらるゝは我々の悦ぶ所です、此後同君が本校へ來觀の事もあらば諸君と共に歓迎して平日敬慕の意を表し度存じます。(五月十九日)

支那には清國人の手に設けられた盲人學校も聾啞學校もありませぬ、聾啞學校は米國の宣教師「ミル」氏夫妻が支那聾啞者の憐むべき状態を見て同情に堪へず米國の各聾啞學校に同情を請ひ寄附金を得て創立したものです。

「ミル」氏の妻は私が米國遊學中「ニューヨーク州の一市ロチェスター」の聾啞學校に一週間滞在して居りました際聞いた所によると元同校の教師を致して居りました人で、其兄か弟かに聾啞者がありましたので非常に同情を寄せ初めて一人の生徒を得ましたのは千八百八十八年の夏でしたがそれは李某といふ生徒で一年間に五百字を書き覚えて凡三百五十語を

用ひ八十語をば談話に發音し得たと申します、漸次生徒増加して千八百九十二年には十一人になりました、宣教の事は千八百六十一年以來行はれて居ります、「チーフ」は山東省に在り山東省は孔夫子の生れた所で今も其子孫繼續して七十三代目であると申します、支那で山東省程に孔夫子を尊崇する所はありません、従つて立教も最も盛んな所であるのに支那人自身が設立した盲人學校聾啞學校の一もないとは氣の毒のことです、諸君は我邦の皇室の恩寵と樂善諸仁の恩徳とを感謝して忘れてはなりません。(五月二十四日)

聾啞學校の創立者の話を終りましたが近今の普通教育に偉功ある「ベスタロッチ」及「フレール」二氏の傳を略記します。

此二氏の如く教育の上に著大の功ある者はありませんと存じます、特にフレール氏の幼稚園保育法は各國共に盛んに行はれ各盲啞學校に附設してあります、本校にも時宜を待つて附設したいと存じます。

フレイベル氏

フレイベル氏は「ゼルマン」人である、千八百三十五年ブルグドルフに行き孤兒教育所の監督に任ぜられたが孤兒の外に四歳より六歳迄の兒童を入學させ懇々教へて倦まず勤めて勞を顧みず兒童の教育に従事しました、此頃の事でした、幼少の時の感染は最も強大にして最も永續し尙も家庭の教育にして缺くる所ある間は學校の教育は如何に善良なるも到底其功績は見るべからずとなし、世間の母親に兒童を教育する方法を教へやうと思ひ立ち理論を教ふると同時に兒童に就き實地に練習させやうと決心しました、ブルグドルフは瑞西の國中最も豊饒の地で各州から數十名の少年生を選び遣りて教師に養成やることを頼み萬事フレイベル氏の爲に好都合でありました、氏が幼稚園のことを考へ起したのも實に此地に居つた時で終に二十種の幼稚園恩物即玩具を工夫し古來の教育法が兒童をして靜肅黙坐の間に無味の誦讀記述に止まり殆ど桎梏の思をさせたのに換へるに兒童の性質を基本として所作を與へて智能を開導することに考へ及ぼした者は氏の前後に一人も有りません。

フレイベルノ墓標



幼稚園恩物

第一恩物 六球 毛絲で拵へた小球六個各色を異にし球、色等の語を教ふるを目的とします。

- (一) 赤色
- (二) 黄色
- (三) 青色
- (四) 橙色
- (五) 萌黄色
- (六) 紫色

極幼兒の玩具で搖籃内に居る時から玩ばせ其美色により之を悦ぶこと少くありません、又、手に當つても柔軟で損傷する患がありません。

第二恩物 三體

- (一) 圓體又球
- (二) 圓柱體
- (三) 立方體

此恩物即玩具は極幼少の幼兒に與へるもので總て物の組織は細胞と申し極微細の圓體より成り圓體は物の基礎であるによりて圓體を第一としたので圓體は物體中最も簡單の形であります、(一)圓體は「圓、轉がる、前へ、後へ、右へ、左へ」等日用近易の語を練習することを目的としたのであります。

(二)圓柱體は圓體と立方體との間の形で上下の二面は立方體に似て體の周圍は圓體に似たものです、これは甲より乙へ移る劇變を避ける注意で圓體と立方體との連続する中間のものです、圓柱體では「面、立つ、長い」等を練習し前の圓體との差違をも發明させるを目的とします。

(三)立方體は圓體の四方を切り離して拵へ六面あり各面一樣にして此の玩具では「面、縁、角、數」等を練習するを目的とします。

第三恩物 木の積方 英一寸立方八箇より成り之を以て種々の形を積み又は並べて幼兒の思考力、想像力を開發し成長の後建築術又は美術の素養となるものです。第二恩物の立方體と同形にして只其小なるを異なりとす。「角、縁、面」等の語の外に八箇までの數を練

習することが出来ます。

第四恩物 此恩物は長方形八箇より成り各長さ二英寸幅一英寸、厚さ半英寸のもので使用の目的は第三恩物と同じくして此恩物では更に長さ、幅、厚さ等の語を練習し又八箇迄の數を練習することが出来ます。(木の積方二)

初めは單に此の恩物を與へ後には第三恩物と併用させてよいのです。

第五恩物 (木の積方三)

此恩物は第三恩物を擴充したもので二十一箇の立方體と六箇の三角柱と十二箇の小三角柱とより成り玩用の方廣く眞に近き築造をも試み得て快樂多いものです、新に練習すべき用語は「三角柱、大、小、同、異」等で數は二十迄を練習し得べし、然し乍ら用語を練習するが主でなく手指の運用想像を主とするものであります。

第六恩物 (木の積方四)

此恩物は第三恩物を擴充したるもので長方體十七箇、四角十四箇、四角柱六箇より成つて居ます、玩用の廣きこと第五恩物に譲らず新に練習する語は「四角柱、長、短」等で、

前の數種を以て練習したる語も此以下の恩物を玩用する時には其機會ある毎に溫習するを怠るべきではありません。

第七恩物 (板ナラベ)

此恩物は立體の分解に始まりて五種の體より成り主として「面、角度」等の語を練習するものであります。

(イ) 正方形 (一英寸方板十二枚)

(ロ) 二等邊直三角又は直三角 (一英寸二等邊直三角ノ板三十二枚)

(ハ) 不等邊直三角 (一英寸邊ト二英寸邊ノ直三角板二十四枚)

(ニ) 正 三角 (各邊一英寸ノ板十六枚)

(ホ) 二等邊鈍三角 (底邊凡二英寸ノ二等邊三角板十八枚)

此恩物は前數種に比して稍實體に遠ざかり次の恩物より次第く虚形に近づくものとす、これを玩用するに一層想像の力を要するものなり、總ての恩物に (一) 美麗式、(二) 營生式、(三) 數學式又知識式の三式を具へて居ます、美麗式とは單に平等不偏の形を云ひ

營生式とは家屋、車、船等生活の諸體形を云ひ、數學式とは數學上幾何學上の諸體形を云ひ主として數理の知識の基礎となるものを云ふのであります。

第八恩物 (箸ならべ)

此恩物は面より縁即線に進み一層實體に遠ざかりたるものなれども之を玩用するには輕易自在なれば工夫想像の力を練習するには最好の玩具であります。

一英寸の木箸 二英寸の木箸 三英寸の木箸 四英寸の木箸 五英寸の木箸

の五種で圖畫を教ふる楷梯とするに適するものです、練習する新語は、長、短、縦、横斜等であります。

第九恩物 (環ならべ)

此恩物になつて始めて曲線を教ふるものです、大、中、小の眞鍮環及半環とより成り初は各種に單獨に、後には全環、半環を併用し又各種の半環をも交へ用ひ時としては前恩物の箸とも交ひ用ひ次の恩物圖畫に入るの一步を進めたものとしてします。

第十恩物 (畫き方)

此恩物は實線より進み更に虚線に移る楷梯にして正方の小罫を畫きたる小石盤と石筆とを與へて木の積立、板ならべ、箸ならべ、鑲ならべ等にて練習した想像を永く記憶に留むる方法の一端として最初は石盤の上には石盤と同じく罫を畫きたる紙の上に鉛筆を以て記させるのです小學に入り圖畫を學ぶ其楷梯で兒童には自分の想像を表顯し又保留する唯一の樂しき恩物にして美術思想を幼兒の時より養成するは至極よきものです。

第十一恩物 (紙刺)

此恩物は第十恩物で畫いた紙面の鉛筆の線を針尖にて突き細微の點を以て畫を表示するものです。

小柄を付けた針と羅紗を張りつけた臺紙を用ひます。

第十二恩物 (縫取り)

此恩物は紙刺にて刺した畫を毛糸で縫取るもので尖頭を圓くした針と色糸とを與へます此恩物は主として女兒に適せる如く考へるものもありますけれども男子も學校旅行中女子の手を借ること出來ぬ時に針の用法を知つて居る必要があります、と思ひますから男子も

針で縦びを縫ひ得る程の練習をば小學でも致させたいものと存じます。

諸君自身も裁縫は女子の仕事であるなどと輕蔑せぬ様に私は希望します。

第十三恩物 (紙剪)

此恩物は色紙を與へて種々の形を切出し又は小片に切り之を諸種の美麗式に粘付けするを主とするものです。

紙は紙刺し、畫き方に用ゐたると同じ罫紙を與へ又白紙をも與ふるを宜しと存じます。

色紙には前以て「ゴムノリ」を引きたるもの、剪刀は圓頭のものを用ひます。

第十四恩物 (紙織り)

此恩物は色紙を細く截ち縦と横となし相織り種々の美麗なる模様を表はすもので將來織物敷物等の圖案の素養となるものです、織り針として竹を細く削り又少しく割りて鰐口を付け紙片を挟むに便します。

第十五恩物 (板組み)

此恩物は薄く剥きたる板を細く截ち種々の形を組み造るものです、船筏等小兒の喜んで

造るものにして此玩具も他日成長の後種々の工夫を助くるものであります。

第十六恩物 (板連ね)

此恩物は薄く細く裁ちたる板の數片の各端を打留に連ね種々の形を造るもの營生式にも美麗式にも數學式にも富めども連絡の板片を用ふること故に小兒の意志を自由自在に發顯するには少しく拘束の嫌なきにあらざれども幾何學上の諸形を表はすには餘あるが如く思はれます。長短を實測させるに適する所もあります、即ち尺を用ふる初歩となります、我邦には竹があつて此恩物には板よりも竹の方割れ方少く甚だ便利です。

第十七恩物 (紙組み)

此恩物は色紙を細長く裁ち種々の形に組み造るものですが前の板組よりも輕易にして使用が自由でありまして色彩の美もあり兒童の好むものと考へます。

第十八恩物 (紙摺み)

此恩物は正方に裁ちたる色紙を與へて種々の形を摺み美麗式にも營生式にも數學式にも富み幼兒の玩用興味も極めて多く想像及種々の意匠を練習し大人も亦大に興味を與へつつ

相手をなし得るもので特に我邦の紙質よろしきため西洋には摺み能はざる營生式の諸形を摺み得て西洋人の羨やむ所であります。

私は三十年米國より英國へ航する時船中に水夫の爲に催された慈善音樂會へ奉書紙で鶴を摺み其腹中へ米國の一弗(我二圓)札を入れて集金人に渡したるに集金を報告する時會長は鶴を會衆に示し「この紙の美形の中に札を認めますが之を出す方法が解りません如何なる人が之を寄附したか之を少しも原形を損せず中の札を取り出して下さい」と申しましたから私は之を取り出して元の形に摺んで返しました、其時會衆が拍子して賞め多くの婦人が教へて下さい」と申し二十五日の基督誕生日の贈物として拵へ度くと頼み前日迄「ジャップ」(日本人)又は「キューバ」人と輕視して居た人々が急に手を握り腰を屈め丁寧に挨拶致し是より上陸まで鶴を教へることに多忙に愉快な日を過しました。

第十九恩物 (豆細工)

此恩物は豆を以て「ツナギ」と致し提燈の「ヒゴ竹」をつなぎて種々の形式を表はし興味最も多く幼兒の想像意匠を開發練習するに最も適したものであります、此恩物も我邦に

は竹があり細く削りひご竹となし用ふるは西洋人の羨む所であります。此恩物は體、面、線、點を結合して一個の形を造るもので諸君が「フレールベル」氏の恩物は無意に順序を立てたものではなくて整然たる一貫の理を存することを洞察されるやうに望みます。

最初には圓體より立方體に移り板を以て面を示し箸を以て線を示し、豆を以て點を示し是に至りて立體に還元するは分解に始まりて總合に終るもので教育上急激の變化を避け漸次に歩を進むることを記憶せられたし。

第二十恩物 (土細工)

此恩物は最末のものにして又豆細工よりも一層還元し實に諸種の三式を表はす際限なく遺憾なく實物に近きものを示すことを得て將來の彫刻家、建築家、圖案家、陶器家たる素養を完くし興味最も多く實業家たる者には最も適當するものと存じます。土は粘土を用ひ板を與へて机を汚がさぬ様に致します。油土石膏等を用ふれば更に妙ならんも費用大にして實地に行はれ難いと思ひます。

以上二十恩物は幼児保育に最も適當したものであります、幼児には珍奇を好む心があり

物を破壊して内部を知りたがる性があります、之を抑へるは宜しくありません、さりとて高價な物を毀損する度に新奇の物を與へるは六ヶ敷ことです、常に同物を與へる時は好奇心の心を満足することが出来ぬ故に悦んで玩用致しませぬ。然るに此恩物は毀損の患なくして常に幼児の想像意匠を開發練磨する良媒となり母や保姆と幼児との同情を繋ぐ良媒ともなり愈々玩用して愈々興味を覺えて厭ふこと無く將來の營業に大なる素養となり其裨益は尋常の玩具の及ぶ所ではありませぬ、諸君も勉強の餘暇に紙刺し、紙摺み、紙織り、紙組み、豆細工、板組み、粘土細工等を工夫し他日教員となる時に幼少の生徒の智を開き手工に導き學業を樂ませる一助となさることを切望致します。

ペスタロツチ氏

氏は千七百四十六年(紀元二四〇六年、延享三年)瑞西の「チューリヒ」市に生れ千八百二十七年(二四八七年、文政十年)八十二歳にて歿しました、氏は教育改良家中最も著名の者ですけれども氏の唱導した「自然に従ふべし。易より難に進むべし」等は氏の前に

「コメニウス」氏及「ルッソー」氏等の發見したものです、又實地に於ては失敗を多く重ねたのです、然るに其名の高くなりましたのは人物の高尙にして己を忘れて人の爲を圖り精神の純潔にして愛情に富めること、兒童教育に熱心にして他人の痛苦を醫せんとの念寸時も其心中を去らざること、人の貧困愚昧を救ひ、人類の幸福を増進しやうとしたこと、實物教授法を發明したこと、教育改良家の考案を實地に應用したこと等に基くと存じます。氏は教育は人の心中に無き物を新に作り出すことをするのでなく本然固有の心性を開發するものである、人物は發育すべき萌芽を有つてゐる活體で、教育は其發育の妨となる害物を取除くのであると申し、吾人の住居は最要の教場にして母は最要の教育者なりと申しました、氏の傳を著はしたモルフ氏が氏の教育の要領を教へたものを左に記します。

- 第一、教授は受教者自身の經驗に基くべきこと。
- 第二、受教者の經驗及觀察した事物は言語と結合させること。
- 第三、智識を學ぶ時は判決及批評する時に非ざること。
- 第四、各科の教授課目は最も簡易の初歩より始め兒童の發育の順序に従ひ漸次に進むべ

きこと。

- 第五、受教者が一教課を十分に了解せない内は他の教課に移らざるべきこと。
- 第六、教授は發育の道に従ふべくして講義及談話の順に従ふべからざること。
- 第七、兒童の有せる特性を尊ぶこと。
- 第八、初等教育の緊要なる目的は兒童に智識又は熟練を得させるのではなくて、心の能力の發達と強健とにあること。

第九、明智には活力を加へ理論には實地の熟練を合はすべきこと。

第十、師弟の交殊に學校管理は愛に基くべきこと。

第十一、教授は教育の目的に従ふべきこと。

第十二、徳性を涵養する基礎は母子の關係に在ること。

又我邦にて氏の主義を譯出したる若林虎三郎君の改正教授術より抄記すれば左の如くです。

- 一、活動は兒童の天性なり兒童をして事を爲すに慣れさせよ、手を教育せよ。

- 二、自然の順序に従ひ各能力を練習せよ、先づ觀念を作りて後に言語を教ふべきこと。
- 三、五官より始めよ、兒童の自分で發見し得ることを決して教ふべからざること。
- 四、各科共に其初歩より始むべし、一回には一事を教ふること。
- 五、一歩づゝ進むべきこと、教授の分量は教師の授け得るものに非ずして兒童の受け得るものなること。
- 六、各教授は直接か間接に一目的あるべきこと。
- 七、先づ觀念を開き次に名稱を與へ後に言語に習はすべきこと。
- 八、既知より未知に進み、特殊より普通に及び有形より無形に達し、簡より繁に入るべきこと。
- 九、先づ總合して次に分解すること、學科の順に依らずして自然の順に依ること。

孔子の教育法

孔子の教義は德育を主と致したもので其道德の奥義は仁の一字でありました、孝悌忠信

等の凡百の徳は皆此仁の中に含みたるものとなりました。

孔子の教育法は厚く諸先王の遺法を確守し生徒に自己の力を用ひて勉學させ心性の開発法を用ひました、又生徒の性質に依りて其智力の度に従ひ教を異にし能く喻を用ひ機に臨み時に應じ巧みに人を教へて丁寧に誘導して自ら了解するに至らせたので我邦漢學傳來より御維新に至る迄孔子の教によりて四民の道德を維持したこと極めて大きくありました、我邦士族の道德は多く儒教即ち孔子の教に依り、平民は多く佛教に依つたのでした。

以上我邦の教育に大影響を與へた人々の姓名と其略傳とを話しました、又聾啞教育の各國の元祖も話しました、私は諸君が此數氏の精神と事業とを體して將來の龜鑑とし、自身の修養を怠らぬことを第一とし、教師となりては愚鈍の生徒を侮り卑まず、親切を盡し其成功を助くることを樂まれるやうに望みます。世の教師中には善く出来る生徒にのみ深く注意し親切を致し不出來の生徒をば深く顧みませぬので益々不良に陥つて終に成功致さず多くの生徒を損するは残念です、諸君は諸君と同じく聾啞の不幸者には最も深く同情を寄せ通常の人に輕蔑せられるを免れさせるばかりでなく、通常の人には諸君の同情と親切と勉強

と謹直とを見て之を手本とするに至らせることを私は切に望みます、是は獨り諸君の義務であるばかりでない、實に聾啞者の品位を高くし世の尊信を加へ幸福を進むること、私は固く信じて居ります。

果して此の如くならば世人が聾啞の教育を重んじ學校を設立することに盡力するに至ると思ひます、長岡の盲啞學校では今回町内より深厚の同情を得て不用に屬したる尋常小學校を無期限に無賃で借受け寄宿舎に充てることに成りましたとの報が來ました。

私共は昨日迄諸君と共に聾啞教育者と普通教育改良の大家ベスタロッチ氏、幼稚園始祖フレーベル氏の傳を講了し諸君も教育大家の思想の高尙にして品行の廉潔なるを知られたこと、信じ愉快に存じます、諸君が少年を教ふるにも貧富貴賤の別なく同じくよく教へられるやうに希望します。

貧者鈍者は他人に擯斥されるのを厭ひ畏避するにより益々無學愚人となります、故に教

育を重んずる者は貧者を救ひ鈍者を教へて悪事を行はぬやうに致すか最もよき慈善の行と存じます。徒に金錢を興へ物品を施し遊手墮落させるは眞の慈善の法でないと存じます。

亞米利加では教育を興へずして悪人竊盜者を捕へて直に監獄に投ずるは宜しくない、且つ人を惡道に陥らせて後に監獄禁錮刑罰の費用を大きくするよりも悪人とならぬやうに學校を建て十分の教育を興へ善を樂しみ惡を憎む善人となる方國家の爲極めて大利益だと致して滿六歳より十四歳迄必ず學校に入れるやうに致すを政府の義務とし人民の覺悟とし授業料を取らず學用品をも給して貧乏だによつて學校へ子弟を出すことが出來ませぬとの申譯を許しませぬ。

然しながら十歳以上になつて少しでも家計の手傳を致し賃銀を得るものは晝間學校に出でては收入を妨ぐるにより此輩の爲には更に夜學校を設け朝は新聞配達、氷配達、牛乳配達に従事し晝間小僧給仕を致し夜間に通學させます、此の如くに通常の子弟の爲には種々の方法により就學の便法を立て教育の普及を謀りますが盲啞の爲にも各州便宜の地に寄宿學校を建て飲食を初め學用品一切を無料で給して盲啞の人も國民教育を受くる權利あり政

府と人民は之を教育する義務ありとして一州少くも一校ニューヨーク州の如きは聾啞の爲にのみ州立四校あり市立二校あります、各州共に通學生の爲に一年百五十弗（我三百圓）寄宿生の爲に一年三百弗（我六百圓）を支出して其内より校長以下小使の給料を初め一切の費用を辨じます。

私は我邦の經濟に鑑み米國の如く飲食學用品までも官費又は縣費に仰ぐことは困難と存じますが成るべくは各縣に一校づゝ縣立のものを見るやうに希望して止みませぬ、盲啞の教育を長く慈善家の事業として之を顧みない人の多くあるのは残念に存じます。

それには諸君の如き俊秀の卒業生諸君が世間に出で教育の効果の大なるを示し、世人が費用の負擔を惜まぬやうになることを諸君に望む所であります。

諸君は在校中品行學術共に他の模範となり出でては世人の同情を收むる標的となることは獨り諸君一身の幸福に止まらずして父兄の名を顯はし本校の名を擧げ諸君と同じく聾啞に苦む同胞の苦痛を軽減して勅語に仰せられた所の父母に孝なる人、博愛衆に及ぼす善行人たるを得て父師の恩に酬ゆる道此上に無しと存じます。（六月廿四日）

暑休前は此週限りで日が無くなりましたから今日より内國盲啞學校創業の起因を記します。

これは諸君が夏休歸省中に諸縣の有志者に盲啞學校設立を勸誘する參考の材料と存じます。（七月五日）

(1)京都市盲啞院は明治十一年の創立にして元京都府に屬して居たのを後に京都市に移管したので、創立者は古河太四郎君であります、君が盲啞教育に志されましたのは君が御維新の當時國事に奔走して監禁の身となり入監中聾啞の二兒が監窓の下に來遊するを他の子供等が打擲して二兒の泣き叫ぶを見て樂むを慘酷の至り憎むべきことと思ひ自由の身とならば二兒を教へて他の輕侮を免れさせやうと種々の工夫を致し出監の後之を教へ試みられました豫想外の好成绩にて遂に府知事榎村正直君の大賛成を得て府の費を以て一院を創立することになりました、同君は日本盲啞教育の元祖として盲啞諸君の尊崇すべき人で同君の如きは實に勅語にあります「博愛衆ニ及ボス」といふ人で又度々海外の博覽會に出品

致して金牌賞牌等を京都盲啞院に得られました。

日本盲啞教育の如き文明事業のあることを外國人に知らせられました、同君の功は偉大と存じます故に朝廷に於かせられても昨年其功を賞し藍綬章を賜はりました。

此學校（東京盲啞學校）創立の時大内青巒君、高津柏樹先生は京都へ行き親しく同君の指導を受けられました故に本校生徒は特に感謝の義務があると思ひます、私は本校生徒諸君が同君の肖像を寫し本校に遺されることを希望します、私は近々同君の近撮の寫眞を乞ひ諸君寫影の便に供し度存じます。

明治十二年には大阪に月柳某が模範盲啞學校を設立し廿一年頃まで繼續して居ましたが其後廢止になり遺憾に存じます。

本校（東京盲啞學校）は明治十三年の開校ですが創業は明治九年十二月廿二日皇室より三千圓の御下賜金の日と定めてあります、本校はもと英國醫師「ホールド」氏と獨逸、亞米利加「ルセラ」教會の「ボルシャルト」氏との二人が日本盲人多きを見て訓育の必要を中村、津田、岸田諸氏に勸誘あり、諸氏は外人の厚意に感じ有志三十名を以て樂善會を

組織し大に全國の同情者に訴へて全員に物品に勞力に寄附を乞ひ、築地三丁目に一講堂を建て漸次に教室寄宿舎を増築する計畫でありましたが明治十年西南の亂に寄附金の集まる道中絶し講堂のみを以て明治十三年より開院することになりました、けれども募集に應じて入學する者が無き故山尾子爵が麻布の區長に相談して盲人二名に往復車代書飯料を給して授業を始められ、院長には大内青巒君、教師には高津柏樹先生を頼みました。（七月五日）

明治十八年の末文部省直轄となり二十三年當地に移つたのですが、文部省直轄前には教室なく寢る所も稽古する所も食事する所も同じ所で甚だ困りましたが婦人慈善會の寄附金で寄宿舎を建てましたけれども忽ち満員致し教室を増築する必要より當地に移り元の地所を賣却して學校を建築した殘金を基本に加へましたので今日は八萬圓餘の基金となりました、然し獨立維持するには尙澤山の金が要りますから學校の爲に諸君と共に節儉し、妄りに學校の費用を増大さずして良成績を擧ぐる心配を致さねばならぬ築地より當地に移り基本金を増加することにつきては故矢田部博士の遺徳を忘れてになりませぬ。

高田訓盲學校は明治二十三年の創立にして大森みつ子の父と杉本直形二君の發起にして横濱訓盲院は米國人「ドレイバル」氏が父の死に臨み日本盲人の爲に盡力するやうに遺言を受けて創立し本校受業生島津貞助君を雇ひ同人死去後、加藤安藏、瀬間福一郎及現教員根本助藏君と續きて雇ひ本校には最も深き關係を有して居ります。

岐阜訓盲院は廿七年の創立で院長は森卷耳君といひ盲人であります、同君は石川縣金澤の人で岐阜中學校にて英語と博物學の教師を努めた人でありすが失明せられて米人某氏「森君の失明は天が盲人の爲に盡力させる意に出でたり」と慰め學資を與へ本校へ同君を研究に派遣し本校卒業生堀宇三郎君を雇ひ今日に及び同君と生徒の間は父子の如く羨やましく見えます。

函館訓盲院も「ドレイバル」氏の創立にして本校卒業生中島健次郎を雇ひ、二十八年の創立でしたが昨年中島君は辭して府下淺草樂山堂病院の按摩手となりました。

福島訓盲學校は三十一年の創立で本校卒業生長澤正太郎外一人の盡力により福島小學校長宇田三郎君の厚き同情を得て同校分に附設し、同校長は毎月五拾錢づつ他の教員は五錢

づゝ寄附し一圓となし、盲生に點字紙を給し他よりの寄附金をば消費せず積金となし今日では八百圓程に達したと申します。我邦小學校に附設の手本は福島小學校を最初と致します。

東海訓盲院は三十一年の創立で本校卒業生佐々木吉太郎君を雇ひ三十二年静岡縣聯合教育會創立の會に私と吉川金造君と中村京太郎君と參會して演說教し縣知事小野田元熙君の深厚なる同情を受けて其年九月知事より縣會に三百圓の補助を受け今日に至りましたが一年昨年佐々木君の辭任以來少しく衰へたる趣承はり残念に存じて居ります。

長崎盲啞學校は三十一年の創立で京都盲啞院卒業生の長崎盲人の盡力により同地の有志者非常に同情を寄せ盛況を呈し近々新築の事を承り甚だ愉快に存じます、同校には本校卒業生森寛三君も雇はれて居ります。

豊橋盲啞學校は元佐竹某の失明に對し同町の醫師鈴木講一郎君外數名の同情に依りて設立せられましたが、後故あつて佐竹某は岡崎町に一盲啞學校を設立し豊橋町にては本校卒業生吉川金造君と加藤安藏君とを雇ひ追々盛天になり一家を買受け後吉川君は相原ヤヘ子

に結婚し盛々好評を博して居られ御同様に悦びます、けれども加藤君は故あつて辭職し今は名古屋盲啞學校に居らるゝ山。私立學校中にて自分の建築家屋を有つて居るのは岐阜訓盲院と東海訓盲院と豊橋盲啞學校と鹿兒島盲啞學校ばかりと存じます。

長野盲人學校は三十三年の創立で創立者花岡初太郎君は長野師範學校三年級在學中急に失明し同窓生が學費を出し合ひて本校奥村三策君に就き二年間鍼按料を修めしめて卒業の後長野高等女學校長渡邊敏君が同校女生に舅姑に事へる爲に按摩を教ふことに致し手當金八圓を給し長野病院にて患者に按摩を用ふることゝ致し、長野尋常小學校の一室を借り授業を初め好評を博し市内の老練な盲人も其弟子を引連れ入學するに致り市内有志者は慈善會を設けて之を維持するに至りました。

鹿兒島盲啞學校は三十三年の創立で創立前に佐土原スエ子本校に一年雇はれ歸國の後之を創立したのです。

大阪盲啞院は三十三年の創立で同市盲人五代五兵衛氏が突起し京都盲啞院創立者古河太四郎君を聘し院長となし本校と京都盲啞院とを除きては生徒最も多くありまして將來有望

であります、只現地所は院舎一杯の地面にて遊嬉體操場もなく生徒には氣の毒に存じます昨日三月教員練習科卒業の目黒文十郎君を雇ひ益々盛大に赴く勢あるは實に悦ぶべきであります。

臺南慈惠院内に在る訓盲場は元英人「カンベル」氏が臺灣盲人を教ふる爲に設けましたのを同地が日本領に屬して以來日本政府の管轄を乞ひ臺灣總督府所屬となり本校へ盲人三名を留學に遣はしたるも二名は脚氣にて歸臺し郭主恩一人三年間修學歸臺の後同場の教師に雇はれたが品行修らず解雇され本校卒業生にて永く本校教員であつた中村京太郎君を雇はれました、此頃同場を辭して歸京した秋山珩三君に好評を聞き悦んで居ります。

名古屋盲啞院は本校卒業生の長岡量孝君と同卒業生河端たみ子とが三十四年に創立致されたので愛知郡より年々百圓の補助も出るやうになり好評がありました、が昨年長岡君病死の前最も盡力された甫守金吾君が同地高等女學校長を辭され大に力を落し引續きて長岡君の病死に至り甚だ振はぬことゝなり氣の毒と存じます。

宮城縣師範學校附屬小學校に附設の盲教場は三十五年の創立で前の同縣視學官山田邦彦

と同縣師範學校長里村勝次郎君とが非常に盡力され本校訓導菅原通君を聘し授業を開始されましたので本邦師範學校附屬小學校に附設の例を示した所は宮城縣師範學校であります
(七月七日)

長野市尋常小學校附設の啞教場は三十六年の創立で其前に關山國雄君が本校に見習に來て歸國の上同場の主任教員となりて授業を始められました但し昨年米國へ聾啞教育研究に參らるゝにつき昨年三月教員練習科の卒業の相原久作君を雇ひ繼續して居ります。

大分訓盲學校は三十四年の創立ですが多く聞きませぬ。

慈惠盲啞學校は鹿兒島市に於て本校卒業盲生南雲總次郎君が三十六年に創立せられた所です。

岡崎盲啞學校は豊橋盲啞學校創業に盡力の佐竹某が創立せられたものですが是も多く聞きませぬ、盲啞教育場は司法省直轄の横濱監獄内に盲啞者の犯罪者を收容し教育を施す所で歐米の先進國にも其例なき美譽として誇るに足ると存じます、教員としては昨年三月教員練習科卒業の鎌田榮八君が雇はれ好評であります。

聾啞授産院は東京芝區三田四國町にあつて木下兵三郎氏が三十四年創業せられた所では教育所に非ず専ら奉書紙を打解きて動物を模造することを教ふる所ですが私は此處でも普通教育を授くる事を希望し勸告を試みましたが未だ實施を見ぬを遺憾と存じます
聾啞私塾は宮崎縣延岡町多額納稅者の某が二人の啞女子を有し其二女を京都市盲啞院若くは當校へ入學致させるには少くも一ヶ月二十圓を要するにより寧ろ一教員を見習に出し歸國の上自家の二女のみならず他の子弟をも教ふるが公益なりとの考に基き池田菊太郎氏を京都盲啞院へ一ヶ年見習に出し本校へも二週間見習に來觀させ歸岡の後三十六年より教へ試みしめ居るものです、某氏の篤志感心の至りに存じます、私は我邦の富豪家にして盲啞の子弟を有する者が皆某氏の如く公益を圖る志の厚きを望みます。

徳島市小學校の一職員五寶翁太郎氏は聾啞教育に熱心にして小學校授業後聾啞を教ふるを以て樂みと致し居り市より屋賃の補助を受けらるゝ由。

長岡盲啞學校は本年(三十八年)四月の創立で本校生徒の金子進太郎君の父、徳十郎君が非常の熱心と盡力とによつて基金三千圓外に更に五千圓を募りて寄宿舎を設くる由此頃

の通信に見えました、昨年進太郎君入學の爲め同伴せられた時私は申しました「長岡より來學する者五名程あります、今各毎月七圓を要するとすれば毎月三十五圓づゝ長岡より本校へ送金する割合です若し五人の子供を長岡へ呼戻し一教師を備ひ一校を設けたならば五人の外に數十人を教ふる事が出來ますから進太郎君の入學を見合せて長岡に設立のことに盡力を望む」と、其時徳十郎君が申されたには「其位の金額にて設立が出来るならば私の子供は此學校に入學を願ひ置き更に奔走周施して必ず一校を設立するやうに致します」と、是が長岡盲啞學校創立の近因で私は自分の郷里に金子君の如き熱心の有志者があり、後れて設立せられて先進の諸校に譲らず生徒を有し又本年教員練習科卒業の高取君の如き温厚にして緻密に思考する人を得たことを甚だ仕合に存じます、寄宿舎は舊中島小學校の不用に屬したのを町より永久無料に借用する由重々の仕合と存じます、私は多田君が卒業の後同校に参り盡力せらるゝことを切望します。

松江盲啞學校は本年六月の創立で長く京都市盲啞院の教員を致し本校にも一ヶ年來勤せられた福田ヨシ子の盡力に依りますので本校卒業山本茂樹君も大に助力して居られます由

山陽、山陰に一校もありませんを甚だ遺憾に存じ居りましたが福田氏の盡力にて先づ山陰にも設立を見ましたのは甚だ悦びです、福田氏は島根縣女子師範學校の卒業生であります上に長く京都盲啞院に居り熱心誠實なる鳥居院長の指導の下に経験を積まれましたこと故他の諸學校より一層の好績を望まれます。

名古屋啞生陶畫練習所は本年六月の創立で是も教育よりも陶畫の實業を主とする所で大嶽茂氏が主宰し其長男が副長として啞生のみを畫工を養成する目的で廣く啞生を募りますので本校よりは塚本君初め五名参り、又本年教員練習科卒業の松谷富吉氏が雇はれて参りました故に私は同所にも普通教育を施す必要を説き今回陶畫教員養成科といふを設け本校其他の學校を卒業して参る人々の中教員たるに適するものを二ヶ年に卒業させ給料を與へて啞生に陶畫を教へさせることに致させたのは悦ぶべきことです。

養育院でも岩田君の卒業を待ち聾啞の教場を開始する由です、私は岩田君に望みます此の學校は十日閉校九月十日迄休業中毎日養育院に行き聾啞生を實地に教へ試みて來年の開始の準備の練習致さんことを。

以上にて内國の盲啞學校の概況を講話しました。

私は望みます本校初め盲啞を一校にて教ふる所は追々に分離して盲學校聾學校とすることを、又新設の際には初めより盲と啞と別設するを本則と致し合設するを變則とすることに有志者の覺悟することを。

私は愛知縣には盲啞學校が豊橋と岡崎と名古屋に三校あり、豊橋の外は微々たるもの、由、若し之を豊橋を聾學校とし、名古屋を盲學校とし、岡崎を廢すか盲啞學校とするかに致さば宜しからんか、又鹿児島市にも盲啞學校が二校あり互に競争して居ると承はり残念に存じます、是も一校を盲のみに一校を聾のみに致し各特徴を發揮することを望みます。

私は諸君が休中地方の有志者に盲啞學校設立の必要を話し内國既設の諸學校の例を示し、又諸君が實修した學藝を驕慢に陥らぬを限りとして諸人に認識せしめられんことを望みます。

聾啞教育の必要

世の人々は聾啞の不幸に付最大の困難、悲慘其外有らん限りの話を以て形容するが教育なき聾啞は實に然るべし、然れども之を教ふる時は必しも然るものゝみに非ず、聾啞者に最大幸福を與へる唯一の途は善良の教育を施すに在るのみ。善良の教育を受くるに従ひ漸次憂鬱不愉快の境域を脱し快活にして有望の容貌を呈するに至る。

初めて聾啞學校に入る時は殆んど全く知識なく憂鬱不快の容貌なりし者は聾啞にして世の事情に通ぜざりしに因るものなり。

尋常の子供は學校に入る前に在りて種々のことを見聞して知識を加へ學校に入る頃には自身の要求を父母兄弟及友人に告知するを得ると同時に他人の談話に因りて其意思をも了解し、自他の交際自由なれども、聾啞の子弟に至りては然るを得ず、世情に通ぜざるは勿論最親の父母とも意志を通ずる便を缺きたり、況んや他人と交際する途は殆んど絶えて孤立の姿なるを免れず、されば父母兄弟の名を呼ぶ事も知らず、偶々戸外に出れば嘲笑、罵詈を受け自身は之を耳に入れざるを以て平然たるも其兩親は他人の嘲笑罵詈を受けしむるに忍びざるよりして遂に之を戸外に出すを好まざるに至るは慈愛より出るものにして決し

て其子の不利を圖る惡意よりの所爲には非ざるなり。

前述の如く教育なき聾啞は最親の父兄との交際も自由ならず、日用品の名稱をも知らず況んや天道人倫の要略をも知らずして成長し、身體は強大なる者あるも我が思ふ所を他に傳ふる能はず、他の思を了解する能はず殆んど幼兒の如く憐むべき境遇に在るを免れず、是れ聾啞教育の必要な所以なり。

聾啞を教育するは獨り聾啞自身の爲と其父兄との爲に止まらず、實に社會の爲と言はざるべからず、其故は聾啞なるを以て之を養育せざることを得ず、之を養育するには尋常の子弟と同じく衣食の費用を要す、之を教育して其費用の幾分を聾啞自身の手より收得させる時は聾啞自身の快樂は勿論、社會の經濟上其利する所莫大なるべし、徒らに樂善家及義俠者任意の業とするは其當を得たりといふべからず。

聾啞兒が一旦學校に入りて經驗熟練の教員の教化を受くること數ヶ月なる時は忽ち其憂鬱不快の容貌を脱して快活驚くべく極めて有望の人となる恰も暗室より明堂に入りたる如く容貌にも身體にも著しき感應を見るべし、言語を學ぶ進歩と共に自身の所思と他人の所

思と交換する利便を得、讀むこと、書くこと教へること一として快樂の種ならざるはなし稍々成長したる男兒は種々の手工を學び女兒は裁縫、料理、其他をも學び智界愈々廣く、自ら學ばんと欲する念愈々強く他の鞭撻を待たずして進歩するに至る。

斯くして彼等自身に他の兒童と同じく讀み書きをよくすることを知らず其喜び云ふべからず、殊に其父兄朋友と通信するに至れば自身も亦社會の一員たりとの信念厚く心を和らげ容貌をよくする一大原因たるなり、入學當初の澁面不安の動作は變じて穩當柔和の人となり他の同情を惹き嬉戲を共にするに至る、後には歴史、地理其他小學校にて教ふる科目をも學び朝夕の應對に差支なきに至り卒業する頃にはあつばれ一廉の人となり恰も毛蟲が化して美しくしき蝶となりたるが如し、然れども蝶とは大なる差異あることを認めざるべからず、蝶は花より花に飛び廻りて一の目的なきが如きも教育を受けたる聾啞は斷乎として生涯の謀をなし他人の厄介たる境遇を脱して獨立の紳士となり妻を迎へ子を養うて又社會有用の位置を占むる者あり。

斯る聾啞者は聾啞の疾患は難澁の原因たらずして或は寧ろ幸福の原因たりしかと疑はし

む、實に教育を受けたる聾啞は教育を受けざる聾啞に比すれば幾層倍の便利と快樂とを受くる者なり。

然るに京都及東京に住む聾啞にして未だ悉く何れの學校にも入らざる者あるは抑々何故なるか、兩親は常兒をば強いて學校に入るれども聾啞の子をば外の子供より一種異なりたる故に教育する能はずと考へる者あり、又之を教育するも無益なりと考へる者あり、然れどもこれ程大なる誤あることなし、實に是等の子供は熱心に學ばんと欲すること常兒に譲らず、只教員に取りては常兒を教ふるよりも忍耐と注意とを要すること大なりとす、教育の要する點に於ては寧ろ常兒よりも數倍なりとすべし、常兒は家庭に於ても多く知識を得る便ありて入學の當初には既に他人と意志を交換する上に於ては殆んど不便なき境遇に在り學校に入りては日々家庭にて得たる知識に基き愈々増加する上、道路往復の際にも種々の談話を耳にし、種々の事柄を見て教室外の活智を收得するものなれども聾啞は學校に來る迄は殆んど全く國語の知識なく他人の有益なる談話を耳に收むる便なく學校にて初めて嬰兒の單語より日用語を黑板上に書き示さるゝを待つて漸く知るを得るのみ故に國語を知

るの途甚だ狭くして之を五十音を學べば直に假名付きの新聞繪草紙を読み且つ解する常兒に比すれば極めて不利の位置に在る者なり、常兒は教育無き者にて聾啞兒に比すれば遙に智識あり自ら欲する所を述べ嫌ふことを告げ世の事につき知らざるもの少く、獵師、炭焼等の子供も風説を耳にして読み書きの術を習はざる者も社交を缺くまでには非ず、然るに教育無き聾啞者は之を其儘に致しおかば殆んど人間外の觀を呈するを免れず。

聾啞の子供を學校に入れずして之を家庭に秘し他人と交際する機會を與へず、又家庭外の智識を與へざることをば兩親は子供に對して格別に罪科を犯し居るとは思はざるが如し然れども是れ即ち大なる罪科を犯し居ることを顧みざるべからず、何故に然るかと云ふに子供に不自由を加ふる事と同じければなり、即ち聾啞の子供が歳を重ねるに従ひ其不自由を感ずること愈々強く殊に自身と同年輩にして教育を受けたる聾啞の子供と交際し自身よりも自由に常人と交際し得る體を見るに當りて最も苦々しく其不自由を感ずべし。歳長じて二十又は廿五歳の後入學し年少者と同一に進歩する能はざるを見て自ら悔い悲しむ事極めて大なりとす。

聾啞の子供は殆んど皆音響を感ずるによりて多くの父母はその聾啞の子供が音聲をも聞き得る者と誤認し將來に望を屬すること一樣なれども是が爲に其の子供を學校に入るの機を誤り就學の好期を失はしむ、又或る父母は一時の疾病なりと誤認し未熟の醫師に多くの診察料を供し回復せざるを見て初めて後悔失望する者あり、兩親たる者は良醫の診察を乞ふは勿論なりと雖も、それと同時に聾啞の學校に入れて修學の時を失はざる様に注意すること最も肝要なり。

聾啞兒の教育を怠ることは其子供の心意の發達の上に取返し能はざる妨害となるべし、恰も植木屋が植木を培養するに幼稚の苗木の間には思ふ通りに仕立て得れども其成木する迄手入れせざる時は之を思ふ通りの枝振りや立ち振りに直すこと困難なるのみならず苗木の時の勞に十倍の力を用ふるも功なきを免れず、これと同じく幼少の時に教育せざれば其心痴鈍になりて成功を望むべからず、二十歳を超えては世の見世物たる外には何事をもなさしめ得べからず、殊に國語を教ふるには成功を期し難し、此等の成年聾啞の心は恰も長く用ひざりし機械の錆付きて用ふる能はざるが如し、極めて熟練の機械師も其一部を取換

へざれば用ふべきものと爲し能はざるが如し、人の心は一層困難なりとす、機械の錆は之を磨き去り又は一部を取換へ得れども人の心は此の如くする能はず、亞米利加ハルトホルドの聾啞學校に於て夜の自習時間中二十五歳の聾啞生が幼年生と共に復習してありしが突然頭を擧げ幼年生の復習終るを見て大に悔いて手眞似にて教師に告げしには予は既に歳長じて實業に就くべき時なり、學問の時には非ず、彼の幼年生の如く進む能はざるは残念至極なり、若し我が父母が早く學校に入れたらば今は自立して一業を営み居りたらんと述べたる容貌を其父母が見たらんには如何ばかり後悔したらんか、實に此聾啞生の後悔の状を見るに忍びざる程なりしと云ふ。

貴族又は富豪等の内には盲啞學校を恰も養育院其他の慈惠を受くる場所と考へ我子を托する所に非ずとするものあるが如し、或は其子を愛する餘り之を他人の間に出すに忍びざる者も有るが如し、これ途中の怪我を思ひ他人の嘲弄を恐るゝより出る兩親の慈愛に相違なきも此の如く子供を愛するは眞の道とは云ふべからず、聾啞の子供は自宅に居るよりも學校に在る方が故郷の親友とある思をなし、却て快樂を覺ふること多しとすることを察せ

ざるべからず、然るに或は其子が甚だ嫌ふにも拘はらず之を自分の傍に置いて遠く離し得ず、偶々之を遠方に出す時は終夜眠り能はざる如きものあり、これ迷ひの甚だしきものにして子を愛するは親の至情なりと雖も之を家内に幽居せしめ、世情に通ぜしめず、人事に遠ざからしめ社交を絶つは寧ろ慘酷なる所爲といふべし。斯る親は次の例を見て自ら顧ることを要す。

北亞米利加南方の某州に聾啞の一子を有せるものあり内より外に出すことを憚り遂に何事をも知らずに成長せしが讀むこと書くことは勿論、恰も幼兒の如く遂に畑作のことに就かしめしが、初は面白きことと思ひて働きしも後には之を奴隸の仕事と思ふに至り或時悲哀の事重ねたりたれば心荒くなりて遂に草刈鎌を以て父を撃ち殺すに至れり、吟味の末監獄に入れられたり、若し適當の時に學校に入れられたりしならんには此の如き亂暴をなすことなく父母親類には不面目の罪人たらずして幸福の質子たりしことは多くの聾啞の子弟が教育を受けたる後の結果に徴して明らかなり、斯る罪業の例は無教育の聾啞兒に多しと雖も其責は聾啞なる故に然るに非ずして寧ろ教育を怠りしに因ると云はざるべからず。

又これより外に一種の親あり、即ち何事よりも又何物よりも先づ金錢を愛重し其子の教育にも金錢を費すことを惜み偶々親切に就學せしむる得策を勸告する者あれば之を謝絶するに「不能」の語を以てす、其意謂へらく、學校に入れ一錢も得る能はざるよりは家事の手助をなさしめ幾分の失費を償はしむるに若かずと、或は偶々入學せしむるも中途に退學せしめて家内の難事に使役して將來の不幸を察せざるが如し實に誤れりといふべし。

抑々子供は聾啞と雖も一の長所無き者は殆んど之なし、其長所を察し之を愈々發達せしめ完全の者となすには教育の外に良法無し、最も貴き金剛石もこれを玉屋に托して琢磨せしめざれば寶石たる光を發せず尋常の砂礫と一樣の觀を呈するが如し。

前に述べたる所を摘記すれば如何なる事情あるも聾啞の子供を學校に入れずして家内に幽居せしむるは申譯なき罪科と云ふべし、是れ多くは其兩親が其子を教へざる結果の恐るべきを知らざるに因る、故に法律の力に依りて必ず學校に入れしむる様に政府に於て強迫の政令を布き彼等をして家内に止まらず社會及國家に聾啞の無學より來る害毒を未發に防ぐ設備をなし以て學齡に達したる聾啞の子供は必ず學校に入れしむべし、然れどもこれは

最後の方便にして政府の設備を待たず聾啞學校に職を奉ずる者は常に學齡に達したる聾啞子弟の姓名を知り丁寧^ニに其兩親に入學を勧め之を聽かざる時に及んで初めて法律の寫しを示し徐に法律に従ふ義務を説き其三省を求むべし、尙之を用ひざるに及んで初めて法律の力に訴へ實行せしむるを可とす、此の如きは米國に多く行はるゝ所にして我國の如く未だ聾啞の教育を以て國家の事業となすに至らず、單に地方有志の企圖に委ぬる所に望むべからず、故に予は一日も早く盲啞の教育を慈善家の事業たる境遇を脱して國家事業となし各府縣必ず一の盲啞學校を設立し學齡に達したる盲啞は必ず之に入學せしめ無學の盲啞なきを期す代りに聾啞者の犯罪を寛容し不問に附すること無からんことを切望して止まず、それには本校卒業生諸君が學藝品行共に衆に優り常人をして感服し教育に費す所の失費は無教育より起る害悪を豫防する僅少のものたるを覺らしむるに足る良範たらんことを望みます。

聾啞者に就き諸説

聾啞には生來の者あり、又産後疾病其他の原因によりて聾啞となれる者あり、聾啞の原因につきては今尙十分なる確説無しと雖も、古に在りては更に甚だしく西洋に於ても奇談臆説極めて多かりし中に就き、中古迄盛んに行はれし一説は聾啞は言語の機關に缺くる所ありとなし随つて種々無稽の治術を試みし例甚だ多し、又體質に就きても種々の臆説多くフアブリシユスとダニユスの如きは啞者に下劑を投ずるには常量に倍して與へよといひ、ブランス^{チック}聾啞院の外科醫マンズフェルドも亦同じく啞人には常人に倍して與へ、啞兒には大人の分量を與へ斯くせざれば聾啞の神經鈍くして藥效なしとせり、或は軟口蓋の灣曲舌端の固着に過不及ありとし、或は懸壜垂の長短一ならず殆んど皆正態を失ふとなすあり或は聾啞の鼻は一般に小なりと云ひ、尙一層甚だしきは聾啞の顔面は兔の如しと云ひ、又は猿の如しと云ひ牛の如しと云ひ又は大に鼻に似たりと云ふ如き枚擧に暇あらず。

千八百七十九年キリアンといふ人は啞人は一般に左利なりと云ひ又最も多く盛に行はれるは肺臟の發育全からざるに由れりとの説なり。聾啞は彼我相通する言語を利用する能はざるより常人に比して數多の弱點あり爲に又彼等に取つては不利の説多し。慾深しとい

ひ恩知らずと云ひ、怒り易しと云ひ詐多しといひ残忍なりと云ひ凡そ世間悪徳と稱する者は皆聾啞一身に固有する如く殆んど人情無きが如く云ひ、甚しきは智徳共に猿猴の下に位するが如く云ひ做せり、多數の聾啞者の中には斯る者絶無とは云ふべからずと雖も一般に斯の如しと云ふは誣妄の甚しき者と云はざるべからず、假令此の如き者ありとするも其然る所以を探らず待遇の宜しからざるに因ること多きを知らん、啞人に固有するに非ずして庭訓の缺くる所ありしに由るを知らん、少しく聾啞と親しく交際する機會を得たる者は却て前記諸説に反對の美德あるを發見せん、即ち柔順、正直にして能く規律を守り、忍耐、勤勉能く勞役に服し、己を好遇する者には非常に親近し實に愛すべき美質あることを知るべし。

聾啞者の觀察、注意、記憶力

教育上最も大切なる觀察、注意、記憶の力の鋭敏準確なる事は毎に吾人を驚かすなり、明治二十一年本校が築地に在りし時、青森より豪家の夫婦嬰兒を抱きて來觀し其名札を貰

ひ卓子の抽斗に入れ忘れ置き五月に至り之を見て何所の人なりしかを忘却せしに生徒等大笑して止まず、其故を詰りしに先生は其名札の人を忘^{マシタ}と石盤に書き、其人は青森縣云々と書くもあり、拇と子指とを以て夫婦を示し、更に嬰兒を抱き、夫は長く髯を蓄へ、婦は丸髻なりしことを形容して予の記憶を喚起したれども尙其時日を確知せざれば生徒に之を問ふに二月日と書き玄關に走りて參觀帳を取り來りて證明せり、又同年宇都宮市教育會に高木慎之助、江島安之助、吉川金造の三氏を同伴し停車場より旅宿に至る時二荒神社の前を通りしに予は何も注意せず通過せしに夕刻師範學校長和田豊吉君と共に宇都宮城趾へ散歩し神社を指して尋ぬる所ありしに、江島氏紙石盤を取出し國幣社と書きたり實に觀察、注意及記憶力の強大なるを證するに足る。

西洋にても千八百五年一聾啞兒ブラギュー市街に彷徨し巡查之を見咎めしも通ずる能はず之を聾啞院に入れしに後終に入學前の模様を逐一記載するを得るに至り、其父は水車を所持し、父の家と隣人とを知れども其名を知らず母と姉とは既に死し養母の爲に苦しめられ逃去れり、父の家はブラギューの東隅に在りしことを語りしかば彼を先導として追尋せ

しに果して其言の如くなりしといふ、これ教育によりて記憶を養成したるに非ずして教育によりて記憶する事實を記述する方法を知りたるなり。

以上の例によりて教育なきも記憶の力を具へたるを證明するに足れり、此他最も意匠を要する圖畫、最も思考を要する美術の如きも多くは常人に譲らず、手工、裁縫の如きも一意専心従事して四圍如何に喧噪なるも妨らるゝことなきを以て却て精巧熟練の妙には常人も及ばざる所あり實に教ふべくして用ふべきなり。然るに古より聾啞を愚人と稱し、白痴と同視して之を教育の外に措きたり、聾啞者又常人との交際の容易ならざるを知り自ら隱退して世に遠かり人をして教ふべく又用ふべきことを知らしむる機會を與へざりしが我邦にては明治十一年京都に於て古河太四郎君初めて盲啞院を創立し、明治十三年には東京に於て訓育院の設立あり、實に本校の基を開きたり、西洋にては西曆千五百七十年西班牙の僧ベドロデボンスといへる者初めて聾啞に音話を教へ得べきことを論證し、今日歐米に行はるゝ方法と大差なく即ち鏡と相對して唇、舌等の口部運動を諦視せしめ某音を教ふるには手を取りて教師の咽喉に當てしめ發音の矩合を悟らしめしと云ふ、然れども聾啞は言語

の機關に缺くる所あるに非ずして單に聾なるが故に啞となれるものなりと云ふことは千六百九十二年和蘭陀に於て瑞西の醫師アンマンが初めて論究する所なり、今歐米に行はるゝものは實はアンマンの遺法なりと云へり、今や歐米にては盛に發音教授を行ひ所謂聾者は啞者たる不幸を免るゝ冀望あるも啞の根源たる聾の治術に至りては今尙も發明あるを聞かざるのみならず、この後幾百年果して之を發明するや否甚だ疑はしきは一大嘆息事にあらずや。

聾啞者の不平

實に聾啞者が常人と交際する困難の状態は想像するさへも胸痛ましき次第なるに傍觀者往々笑ひ興じて心外千萬の者あり、今、我々が言語通ぜざる外國人に邂逅して種々の質問を受け之に答ふる能はざる場合を想へ、又演說場に於て外國人の演說を聴き他人は拍手喝采頻に其論旨を賞讃するも吾一人は之を解する能はざる場合を考へよ、又同席に於て外國語を擅にする者ある場合を思へ、實に不愉快の至ならずや、然れども此等の事は我々にと

りては稀有の事で聾啞者に在りては常に遭遇する悲況なり、實に聾啞者は談話の一條に至りては最親の父母も亦是れ一の外國人と異ならざるが如し、堪能の音楽、美妙の唱歌を聴く能はざるは尙可なり、我を最愛する父母が我を撫育する慈愛最も深き言語を聴取る能はざるの不幸は果して如何、疾病盜難若くは冤罪を蒙り其實を醫師警官若くは裁判官に訴ふる能はざる如きも不幸の大なるものに非ずや。

聾啞の不幸憫むべきは斯の如く大なり、世には父母の頼るべきなき幼孤あり、嚴寒十分の衣食を得ざる貧兒あり、抑々又跛蹇痠癘、癲狂の不具者あり、亦皆憫むべき者たるを免れず、然れども聾啞の不幸に比すれば尙自ら慰むる所あるべし、只未だ啞者と不幸の度を判定すべからざるは盲あるのみ、實に聾啞及盲は不幸中の不幸にして死を措きては之に加ふるもの無かるべし、而して死は不幸の極と云ふと雖も生ある者必ず早晚一も免るゝ能はざる不幸にして浮屠氏の所謂常劫なり。

斯る不幸者も教を加ふれば其不幸を軽減し常人との交際も稍自由を得、又自活の道を得しむべし、而して之を教育する責は全く其父母に在りとするか、寧ろ公共の力を以て父母

の責を分つは得策に非ずや、教育者中説をなす者あり常人尙且つ普く教育する能はず焉んぞ不具者に及ばんと、予は容易に此説に服する能はず所謂常人は我大に校門を開き其來るを待つも尙進んで來らざる者なるに聾啞は即ち然らず、彼進んで來らんとするも我は門を閉ぢて入れざるなり、同じく小學校に入るの權利を有し乍ら聾啞の故を以て入る能はず、聾啞といふ疾患が既に最大不幸なるに加ふるに入るべき所に入る能はず、兄と弟とは同伴して一校に行き、姉と妹とは手を聯ねて終日爲す事なし、憂鬱の餘病を生ぜざるは僥倖なり、斯る不幸者を見て常人の教育尙且つ普からずとして之を顧みざる如きは果して人情の許す所なるか、自家不幸にして聾啞の子弟ある場合を想像して可なり。

斯る不具者を教育する爲に些少の費用を分擔して無用の消費者を教育し以て有用の生産家となすは實に不具者と其父母との幸に止まらず、國家の經濟に於ても得策に非ずや、何となれば一聾啞ある爲に他の子弟の教育を全うする能はず、若くは父母の業務を妨ぐる等の事あらば如何、果して國家の經濟に損する所なしと云ふを得べきか、寧ろ特に聾啞の爲に公共の力を以て學校を設け數十の聾啞を托し其父母をして内顧の念無く一意に業務に従

事せしむるを得るは却て經濟に非ずや、假令經濟に非るも人の艱難窮厄を救ふ仁慈の事に従ふ一般に至りては抑々亦愉快の事に非ずや。

然りと雖も余は決して父母自ら教育する力ある者まで驅り來つて公共の力に依頼せしむるを得策とするに非ず、又、他の慈善の方法によりて設立するを非難するに非ず、只父母の責なり我與かり知る所にあらずと冷淡に看過する能はざるのみ、實に子弟を教育するは父母の責なり。

然れども父母悉く教育の資に富めるに非ず、よし又資に富めりとするも教育の方法に通曉せざるを如何せん、又教育の資に富み教育の法に通ずるものあらん、然れども時と力とを十分に用ふる能はざるを如何せん、若しそれ子弟教育に缺くべからざる熱心親切は父母の特有にして十分餘ありと雖も時と力とを専らにする能はざるは掩ふべからざる事實なり公共の力に頼らんとするは是が爲なり。

世の開くるに従ひ、慈善の力を仰ぐもの多しと雖も盲啞を教育するの大且つ美なるに若かざるべし、而して慈善の方法亦種々あり決して財貨を喜捨して惜まざるのみに限らざる

なり、聾啞の爲に特に慈善會を催し教育の資金を募るも其一なり、斯る會に到りて生徒の製品を購求するは衆人皆爲し得べき慈善の一なり、聾啞の爲に治療を研究し或は其疾病には診察料藥代を徴せざるは醫師には易々たる仁術なり、聾啞の原因を討究し之が豫防を講究する參考に供する爲に廣く統計を集收する如きは統計家の喜んで従事すべき慈善に非ずや、聾啞慈善會の爲に廣告を無料にするは新聞社の慈善なり、聾啞の爲に無料にて辯護して其冤枉を免れしむるは代言師の慈善なり、盲及聾啞の爲に車船の賃を徴收せざるか若くは減額するは汽車汽船會社の慈善なり。

世に種々嗜好の癖を有するものあり、一場の觀劇、一番の相撲に數十金を投ずる者あり舞踏の爲一襲の衣服に數十金を費せりなど其癖する所に豪奢を極むるは人情の常にして深く咎むるに足らずと雖も、之を子女の庭訓に資する所ありしかと顧みる時は如何、斯る豪奢を誇る力ある者は其一半を省き之を不幸者教育の爲に義捐するは名譽にして又快樂のことに非ずや。

聾啞教育の目的

聾啞を教育するは聾啞なるが故に教育を必要とするに非ず、國民の一人にして國民が悉く教育を要すると同じき理由に於て必要とするなり、唯他の兒童と同法に教ふる能はざる事情あるによつて特に一校を設くるに過ぎず、されば教科目の如きも小學校と同一なるを要す、然れども生來言語の使用を知らざる者を教ふるには特に注意を要し成る可く短期の間に有用の事項を多く自在に談話せしめ得る工夫すること肝要なり、此の點に於ては凡て他の學生にも一樣なれども特に聾啞には此工夫を要す、其故は聾啞者の多數は自家の近傍に學校を見出す能はず、遠く父母の膝下を離れて寄宿せざるべからず、通學に比して學資の多く其他父母に取つて不便の事多ければ中途廢學の者少しとせざればなり。

本校に於ては修身、讀方、書方、綴方、算術、圖畫、地理、歴史、裁縫、手工等を課し今又體操を加へたれば順次其要項を述べべし。

修身

凡そ幼兒の時に感染したる習慣は成長の後も永く蟬脱せず、故に父母殊に聾啞の子弟を有てる父母は最も茲に注意して幼兒の時より是非曲直を辨別せしめ應さに爲すべき事と爲すべからざる事とを教ふべし、決して聾啞の故を以て哀矜に過ぎ寛容に失すべからず、苟も尋常の子弟に責むることは之を責め、尋常の子弟に許さざることは亦之を許さざるべし、然るに父母動もすれば其不具を哀しむ餘に其望む所は一切之を許し、其爲す所善惡を問はず一切其爲すに任せ、嘗て慾望を制限せず成長の後急に之を矯正せんとするは既に遅くして功無し、若し夫れ他人が其不幸を矜しみ之を宥恕するは咎むるに足らず、又、刑法、治罪法等に於て宥恕不問罪の條件あるは可なり、然れども其父母之が徳育を忽にし、是非曲直を區別すること能はず、又應さに爲すべきこと、爲すべからざる事の區別を知らしめざるとの如きあらば不仁の至にして父母たるの義務を缺く者と云はざるべからず。

前に聾啞は一般に殘忍なり、慾深し、怒り易しと云はしめたるは聾啞固有の品性にあら

す、全くは幼児の時の教育なきによれり、假令聾啞は耳聴く能はず、口言ふ能はざるも、夫れと同時に良心を失へるには非ざるなり、吾人と同じく之を具ふることを思はざるべからず。

されば修身を教ふるには一家擧つて品行端正事を爲すに順序あり、約を守り堅固にして擧止皆法に適ひ、凡そ子弟に責めんとするものは實行して適例を目撃せしむべし、兄弟姉妹中遇々失行あらば指摘教誨して之に倣はしむべからず、其善行の如きは勸奨して之に則らしむることを努むべし、學校に於ては教師家族と共に寢食を同くし、朝夕の定省を初め洒掃、應對、洗浴、飲食の際教ふべきこと極めて多し、言行一致にして善例を示すべし。家長となりては寛嚴其宜しきを得て苟も公正を缺き偏頗に失すべからず、又特に聾啞の子弟ある父母に忠告すべきことあり、他なし幼児の時より早く親族の交際は勿論他人との交際に慣れしむべきこと是なり、然るに聾啞を持てる父母就中母は或は不具の子を持てるを恥るあり或は其子の他人に卑しめらるゝを厭ふあり、或は又不慮の怪我を恐るゝあり、兎角之を衆人の目に觸れさせるを憚りて一室に閉居せしめ親族の交際をも許さざるあり、此

の如きは聾啞の子弟の爲に少しも益なきのみならず、智徳の啓發望むべからずして固陋頑僻に陥り復救ふべからず、愈々不幸の度を加ふるのみ、幼児の時より衆兒と縦遊し、交際に慣れたる者と否る者とは極めて大差あり、甲は健康にして活潑なり、觀察注意頗る敏捷にして事物を知ること多く又教ふるに易し、乙は之に反す、是れ尋常の子弟に於ても然るを見る所なり、但外出の時不慮の怪我を避くる注意は常に豫め教へ置かざるべからず、本校にては盲人には成るべく道路の中央を往來し車馬等に遭ふも狼狽して左右に避くること無く歩行を止め直立して彼の車馬をして避け易からしめ、啞生には必ず路の兩側に倚り往來するを教ふ、是れ盲人は車馬を避けんとして却て害を被り、啞生は前より來る車馬は能く避け得るも後より來る者は如何に高聲を以て叱咤するも之を知らず、不測の害に遭ふことあればなり。

讀 方

聾啞教育中實用最も多くして教育又最も困難なるは讀方作文なり、聾啞をして吾人と交

通の自在を得しむるも亦讀方作文なり、されば聾啞の教育中最も力を用ふべきは讀方作文にして日用言語の意味を了解せしめ、單句連句より文章を綴ることを教へざるべからず、吾人の周圍にある事々物々皆能く聾啞之を知れり、其形狀用法亦能く之を知れり、然れども吾人が此物此事に付したる名即ち言語を知らざるなり、吾人が教ふるとなく習ふとなく幼兒の時父母の膝下に於て習熟したる單語も聾啞は一切之を知らざるなり。

抑々吾人が他の動物と異なる所以は豈啻二脚直立の美貌に存せんや、實に彼我の思想を通ずる言語ありて古今遠近相通じて古の人は古の事を我々に遺し、今の人は今の事を後の人に傳ふる智能あるに由るに非ずや、然るに聾啞は聽くと話すの二機能を缺き最も親しき父母と雖も言語を以て相交る能はず、下等動物と同じく卑まるゝに至れり、稍々教育ある尋常の子弟と雖も其智能に於ては教育無き聾啞よりも遙に下れる者あり。而かも他人容易に之を卑しむ輕んずることを敢てせず、聾啞は即ち然らず單に聾啞の故を以て甚だ卑しむる何ぞ其れ不幸の大なるや、されば完全の五官を具へたる吾々が此餘澤を分つて彼等を教へ、吾人と交通の自在を得しめ、彼等の地位を進め彼等の幸福を増すは人情否寧ろ我々の

に非ずや、假令直接に之が教育に従事せざるも間接に其教育を助くるは亦慈善の大なるものに非るか。

聾啞に言語を教ふるに二法あり、符牒（手マネ）を用ふると尋常の言語を用ふると是なり、聾啞は吾人交際上最も要用にして最も簡便の言語を缺きたり、然れども特別の教育を受けざるも符牒を用ふる時は相通ず、或は通ぜざることあり、符牒は言語の根源にして言語の便あるに及んで廢せられたるものなり、故に文化の度卑き所には言語少くして符牒多し。

符牒に自然と人爲との二あり、自然の符牒は各國聾啞殆んど皆相通ずるものにして國の異同言語の相違は少しも妨無きが如し、日本の聾啞が清韓に行き又歐米に行くも清韓歐米の聾啞が日本に来るも互に相通ずべし。

明治卅一年米國よりアレキサンドル、グラハム、ベル氏來校の析、吉川金造は手眞似を以て相通じ少しも其不便を感じざりしが如し、ベル氏は自身は聾啞に非るも其妻は聾啞にして多年の間多數の聾啞と交際し來り殆んど自身亦聾啞なるかの如く聾啞の境遇に精通し

たる人なり、其母亦聾啞なり、其父は本年八月七日死去せるアレキサンドル、メルビル、ベル氏にして視話法工夫の偉人なり、諸子と共に去る二日追悼したる人なり。

維納府聾啞院長ベンス氏言へることあり、維納府内國博覽會開會中同府の聾啞數名外國の聾啞の案内をなせるを見しに同府内の聾啞と交際する様とは少差なかりしと云ふ、此自然の符牒は吾人亦これを用ふること多し、喜怒哀樂の情の自然に發するは顔面のみに止まらず、自體の運動之に伴ふことあり、譬へば驚愕を表するに眉穹を擧げ、一層強く恐怖の意ある時、双手を前に出し身體を後に退くが如し、又音聲の通ぜざる所に居る人を呼び或は諾否を表するに手を以て招き、或は首を上下し又は左右に振るが如き、或は拳を擧げて威を示し、鼻頭に平手を振りて嫌厭を表するが如き、吾人慣用するもの聾啞亦之に習熟するのみならず、事々物々其特徴特性を見出して之を表示すること極めて巧なり、書籍を表するに兩手を合せて之を開き面前に保ち讀む眞似をなし、帽子を表するに指を以て其形狀を空中に描きこれを冠ぶる眞似をなし、水平に兩手を擧げ羽打つ眞似を以て鳥を示し、頭上に指を以て角に擬して牛を示す如きは日本の聾啞も歐米の聾啞も同じなり、人を形容す

るに鬚髯、頭髮、眼鏡等個々最も特異の點を見出すこと極めて妙なり、又營業を取つて形容することあり、湯屋を示すに拳を以て頬を擦り、大工を示すに鎚を以て鑿を打つ眞似を爲し、左官を示すに鏝を以て壁を塗る眞似を爲すが如し。

符牒の外に指字あり、歐米には古く行はれ來り最も盛んに行はれしは佛國にして指頭を以て字を綴り談話すること恰も口を以て吾人が音話するに異ならず、故に之を佛蘭西法とも云へり、然れども符牒（手眞似）も指字法も千八百八十年伊太利ミラン府に於て催されたる歐洲聾話教育者大會に於て之を嚴禁し獨逸の發音法を專用することに決したれば從來聾啞の人を教員としたる學校にては退職料を給し教職を解き符牒及指字の本國佛蘭西もこれを廢止するに至れり、今米國の學校中には尙これを用ふるものあれども歐大陸には之を見ることなし。

本邦には古河太四郎君の工夫せられたる指字、丹羽雄九郎君の指いろはあれども予は之を普及せざるを憾みとせず、何故なれば門外一步常人と相通する望なければなり、音話に熟すれば其父母は勿論他人とも容易に談話を交ふことを得るなり、唯一の不便は如何に